

第 2 編

G5水準の知的財産 サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 放送通信事務官 キム・サンウ

イ. 推進背景及び概要

最近国際的な知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の導入などにより、国家別審査結果に対する相互活用及び比較する機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際審査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2010年13,877件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が増大しつつある。このような国際的特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としてのプレゼンスを高めるためには全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社の牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、大企業の特許出願件数は2006年63,848件から、2010年42,640件へと多少減少する傾向をみせてはいるものの、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それによって審査品質に対する関心も何時にも増して高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処

理期間のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があるといえる。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダー的な役割を果たせるための計画である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた品質能力の強化

イ) 優秀人材の補充

審査品質の更なる向上を図るため、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用した。2010年には67人(正社員38人、契約社員29人)の専門人材を補充し、持続的な増員を推進中である。このように増員された専門人材は体系的な審査官教育などを経て審査業務に投入されるため、審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。また、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級運営に関する規定」を制定し、2010年6月まで計8回にわたって改正を行った。それにより審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査

官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるために等級別に意思決定権を差等をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するために、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には最終処分以外の審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

一方、2010年6月改正された内容には審査官に昇級の機会を拡大提供し、充実した昇級教育運営を通じて実務能力を高めるために必修教育課程を多様化しすると同時にオンライン教育課程を追加するなど昇級教育課程の改編が含まれている。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2010年12月末基準で首席審査官が51人で7.5%、責任審査官が79人で11.6%、前任審査官が252人で37.1%、審査官は297人で43.8%を占めている。

<表Ⅱ-1-2> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定の権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修 (中1)	審査事例研究(Ⅱ)課程、 審決・判例研究課程、 特実審査争点事例課程	最終処分以外の 審査関連通知事項
		選択 (中1)	審判訴訟制度課程、審判官課程	

責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修 (中1)	審査事例研究課程(Ⅱ)、 審決・判例研究課程、 特実審査争点事例課程	意見提出通知など
		選択 (中1)	審判訴訟制度課程、PCT審査課程、 審判官課程	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修 (中1)	審査事例研究課程(Ⅰ)、 明細書及び請求範囲解釈課程、 特実審査争点事例課程	優先審査申請書の 補完指示など
		選択 (中1)	中堅審査官課程、PCT審査課程	

ハ) 審査パート制

審査官の増加により、効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、業務処理速度を向上させるため、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に導入していた中、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行されるようになった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

2010年12月末基準で、審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営し、特・実審査局の中で計100の審査パート(機械金属建設審査局28、化学生命工学審査局26、電気電子審査局22、情報通信審査局24)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査エラーを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

＜表Ⅱ－1－1＞審査パート制の構成状況

(2010年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設 (9課)	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュユ、自動車部品
	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	金属	合金、加工、処理・操作
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設
	複合技術 1	微細特殊加工、ロボット/ゲーム、推進/制動制御
化学生命 (8課)	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析
	化学素材	有機化学、高分子材料、無機化学
	精密化学	精密化学工程、精密化学製品、精密化学素材
	環境エネルギー	大気、水質/廃棄物、エネルギー/資源
	薬品化学	天然物医薬、製剤・化粧品、合成医薬、バイオ医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品
	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源
電気電子 (6課)	複合技術 2	治療診断、粉体工程、セラミックス
	電気	電気制御、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路、電子機器
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング、

		半導体エッチング工程
	電子商取引	電子商取引システム、ビジネスシステム、金融システム、太陽電池
	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム、光ネットワーク
	複合技術 3	電子素子、医療機器、半導体パッケージ
情報通信 (7課)	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム
	映像機器	映像駆動、映像素子、PDP
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリ/インターフェース、無線システム
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
	デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
	ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送、ネットワーク制御

二)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められたり、苦情多発または社会的問題として注目されたことで業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野を専門職位として指定し、審査熟練度を高めるための基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2010年12月現在、32の技術分野担当及び34のIPC分類担当職位に対して計66の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局16、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

<表Ⅱ-1-2>特許審査分野における専門職位(計66)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
	9	8	7	8
特定技術分野における 専門職位	国防関連の出願、変速機、半導体移送装置、無限動力など	細胞、OLED素子、燃料電池システム、セラミックスなど	LEDエピタキシャル成長、核工学技術、印刷回路基板、露光技術など	無線通信、フラッシュメモリ、PDPパネル、コンピュータアーキテクチャーなど
IPC分類担当 の専門職位	9	8	10	7
合計	18	16	17	15

2) 審査ノウハウの共有拡大及び効率的な審査成果管理体制の整備

イ) 審査品質履歴カード

2010年以後観点別審査評価の本格的な実施により審査品質履歴カードを改善して審査官に提供した。観点別審査評価は手続きの効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、拒絶理由の一貫性、顧客指向性など5つの評価観点別に細分化して評価を行う方式で、これを通じて審査品質の弁別力を高め、品質誘引機能を高めることができる。

これによって改善された審査品質履歴カードを通じて観点別審査評価結果を累積・

管理することで審査官たちが評価観点別に審査能力を自己判断すると同時に弱点を分析・改善できるようにしているため、審査品質の向上に貢献できるものと期待されている。

ロ) 審査官履歴管理カード

審査人員の増加によって審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握し難くなったことから、審査官別の審査結果を要約・整理して統合管理するため、2006年から審査官管理履歴カードを構築・運営している。審査官履歴管理カードは担当審査官以外にも管理者であるパート長、課長、局長が閲覧でき、内容が簡単に把握できるよう身元情報、審査評価、審査実績、審査品質、上司の意見などの項目で構成され、審決の細部履歴も参考資料として提供している。

特に、2010年には審査官のための自己診断機能の実現、管理者のための品質管理機能強化及びユーザー利便性向上のためのIPC別登録決定率の期間別照会機能の追加、審査官別業務処理タイプ情報の提供、審判関連情報リンクなどの改善策を講じて施行した。

これを通じて全体的な審査業務成果が簡単に把握でき、技術分野別に審査の安全性と信頼性が確保できると同時に、審査の責任性及び自負心を高め、審査品質の向上に貢献できると期待される。

ハ) 審査業務管理カード

審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウの共有活性化のために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引継カード、知識管理カードを統合することで、より活用性及びアクセシビリティの高い審査業務ノウハウの共有体系を構築するため2007年12月に構築された。

担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技

術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている審査業務管理カードは、他の資料では見ることはできない実務から直接体得した知識も記載されているため、実務中心の審査ノウハウ共有に重要な役割を果たしている。

このように審査業務と関連した多様な資料として活用できる審査業務管理カードは個人の経験・知識を蓄積・共有することで、特許審査品質向上への基盤作りはもちろん、後任審査官の審査業務適応度向上にも大きく寄与している。

二) 審査報告書

最近審査官の審査処理量の増加により制度的に審査品質を高める必要性が増大したことで、2005年から審査報告書を導入した。出願番号など基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモで構成された審査報告書は電算化作業を経て2006年から外部の先行技術調査結果物がある案件に限って制限的に運営されたが、2007年からは全ての終結処理件を対象に全面的に施行された。

2008年10月からは管理者による審査品質管理の効率性を高めるために審査報告書に「検索履歴」欄を新設し、審査官が審査に着手する際に特許決定件又は記載不備とだけ拒絶理由を通知した件などに対して自主的に検索履歴を記載するようにした。

このような審査報告書の活用を通じて、審査官が検討した先行技術目録などから審査の適切性が簡単に判断できるだけでなく、審査官の責任を強化すると同時に自負心を高めることで審査の品質向上にも貢献している。

ホ) 協議審査制度

技術の発達及び融・複合化の流れで複合技術の出願が増加していることから、2000年3月から関連技術分野を専攻した審査官間の協議審査を制度化して運営している。協議審査のプロセスを見ると、主審査官が協議審査の必要性を判断して副審査官を選定し、関連技術分野に対する審査を共同で遂行した後、共同名義で審査結果通知書を発

送する形式で進められる。

最近の主要改正内容を見ると、2007年3月協議審査実績の換算点数を本審査遂行実績の20%から30%へと上方修正することで合理的な実績点数を付与し、2008年12月には技術分野別専門家DBを構築して審査の際に協議審査官目録を提供し、また協議審査の内訳の記載を義務付けるなど制度運営を充実化した。また、2009年1月には審査業務の生産性向上のために協議審査実績の換算点数を調整し、協議審査の際に主審査官の換算点数10%を削減するようにした。2010年7月には外国先行技術文献の検索及び活用を促進するために協議審査の対象を拡大し、外国語諮問審査官の協議審査を施行した。

<表Ⅱ-1-3>最近5年間協議審査の状況

2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
2,683件	2,977件	2,705件	753件	270件

3) 対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ) 開かれた審査制度のパイロット・テスト実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化し、特許庁審査官の検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた制度の導入が検討されている。

開かれた審査制度とは、出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度であり、現在米国、日本、オーストラリアなどで本格導入に向けて既にパイロット・テストが完了、もしくは施行中である。

<図Ⅱ-1-1>CPR制度の運営プロセス



一方、2010年公開されたIT分野の出願50件を対象にパイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で意見引用率が41%に達した。

<表Ⅱ-1-4>2010年開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

区分	実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手 件)	提出された意 見	登録レビューアー (参加レビューアー、 参加率)	意見 引用件
韓国	2010	50件	43(41)件	136件	53(8, 15%)人	17件 (41%)
米国	2007～ 2008(1次)	40件	36(36)件	173件	2,092(365, 17%)人	13件 (36%)
日本	2008	39件	37(35)件	120件	253(22, 9%)人	13件

						(37%)
豪州	2009～ 2010	31件	30(30)件	106件	30(19, 63%)人	11件 (37%)

ロ) 国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EP0)間の相互協力が具体化しつつあるため、国家間審査実務の共通点と差異に対する比較分析、審査官教育課程の相互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2010年には3国間の特許性判断基準を相互比較し、共同で報告書を発刊した。また、2011年には実際事例中心の比較研究を通じて審査基準と実務の差を総合的に検討を行う予定である。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように、優秀な人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育環境の現実化を通じて審査官が昇級できるチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀な経歴審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。また、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専

門職位制度は業務生産性向上及び審査専門性向上のためにフレキシブルに運用する予定である。

審査品質履歴カードは今後観点別審査評価が強化され、審査着手段階での充実性評価(FACT ReView: First ACTION ReView)が本格的に実施されることから、審査品質を細部的に評価し、評価の還流機能を高められるよう改善していく予定である。また、形式的な記載を止揚するとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(「検索戦略の共有及び文書化」との連携など今後活用可能性に対する追加検討を通じて改善時効を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては、対象技術分野の拡大を通じた追加パイロット・テストの実施で制度の本格的な国内導入可能性を検討する計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化しIP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

2. 特許・実用新案審査のインフラ改善

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・ギルス
電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 ハン・ジュ Chol
電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-5>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*注：2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が先行技術調査専門機関の指定取消を自ら要請してきたため、専門機関の指定が取消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングが行われている。2010年には約175億ウォンを投入して64,484件をアウトソーシング依頼した。

<表Ⅱ-1-6>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
審査処理件数	1,055,698	151,793	180,432	240,665	143,554	109,313	105,507	137,940
調査依頼件数	208,210	78,080	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782	64,484
調査依頼比率 (%)	19.7	51.4	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7	46.7
執行額 (百万ウォン)	35,777	15,777	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836	17,540

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

さらに、2009年には特許及び実用新案先行技術調査報告書の文献に対する一部活用の際は評価点数を調査文献活用件数によって差等適用し、不良調査評価項目を審査官満足度項目で管理できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2009-45号)した。

さらに2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進し、2010年には約33億ウォンを投入し、5,200件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,699	7,281
	外国	11	19	292	2,478	6,788	11,169	13,529
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は 2009年から外国PCT国際調査の依頼件に対して して遂行					5,672	5,200
アウトソーシング比率 (%)							50.8	38.4
執行額(百万ウォン)							3,222	3,266

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

ロ. 国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2010年には約25億ウォンを投入し、266,790件(再分類49,500件)を依頼した。

<表Ⅱ-1-8> 国際特許分類事業の年度別推進状況

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
新規 付与	件数	174,000	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	217,290
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照

	金額(百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,999	1,866	1,799	2,138
再付与	件数	—	56,500	33,883	—	92,680	77,602	49,500
	単価(ウォン)	—	6,550	6,760	—	7,050	7,226	7,370
	金額(百万ウォン)	—	370	229	—	653	558	364
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,999	2,519	2,357	2,502

※特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン(2010年から特許とPCT単価に差等をつける)

IPC分類の一貫性を確保し、審査の質レベルを高めるために、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために二回の韓-米特許庁間のMOUを締結し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業(第1次MOU:計14,749件、単価15,750ウォン、第2次MOU:34千件あまり、単価16,100ウォン)を推進し、今後知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ. 審査官新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めると同時に最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び審査官に合わせた教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関の調査員

もオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－1－9＞審査官新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型の新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベクムン

電気電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 キム・テス

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2010年基準で計17の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

＜表Ⅱ－1－10＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)、イスラエル(2009)、エジプト(2009)

*注1：()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2010年には前年比0.8%が増加した22,707件の依頼を受けた。このうち13,877件は外国出願人から依頼されたもので、8,830件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

(単位：件)

区分		2006	2007	2008	2009	2010
国内	英語	1,813	2,079	2,619	1,818	2,065
	韓国語	3,350	3,992	4,546	5,272	6,765
外国		735	2,853	11,653	13,978	13,877
計		5,898	8,924	18,818	21,068	22,707

2010年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国家は米国、インドネシア、シンガポールなど合計12カ国であり、特に米国のグローバル企業からPCT国際出願に対する国際調査の依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)

ロ. 国家間審査結果の相互活用

全世界の特許出願が着実に増加しているが²、特許出願の増加は特許庁の立場からすると業務処理の負担が増え、審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

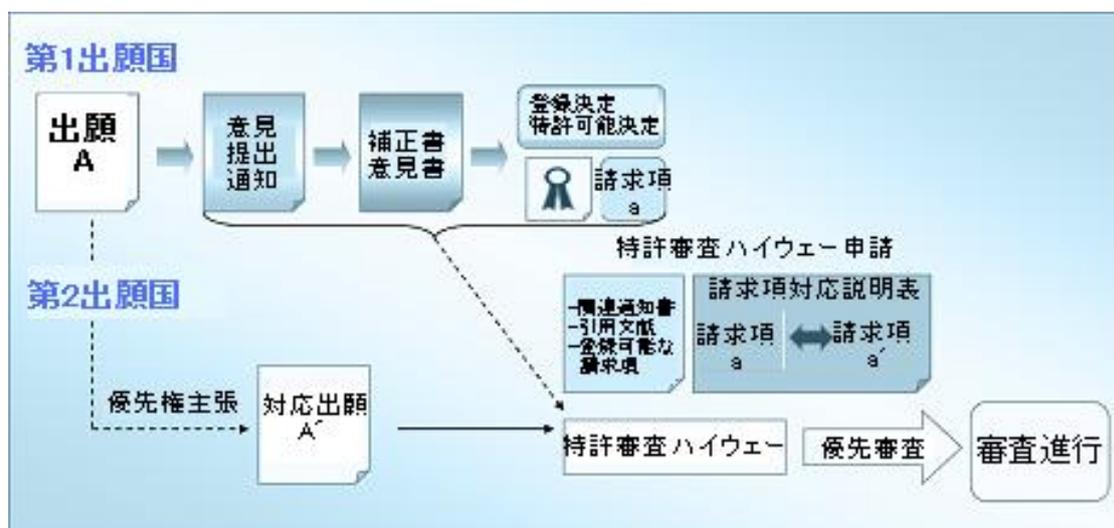
このような問題を解決するために主要国の特許庁は世界特許出願の中の相当数が複

² 全世界の特許出願は1,201,042件(1998年)から1,907,915件(2008年)へと59%が増加(出処：WIPO統計資料)

数の国家に共通的に出願されている点³に注目し、特許庁が相互の審査結果を活用すれば、審査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許が取得できるということに着目し、国家間特許審査結果の活用を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を相互活用するために様々な方法が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国の特許庁は「特許審査ハイウェイ」を特許制度の一部として反映して施行中、もしくは試験的に実施している。

＜図Ⅱ-1-2＞特許審査ハイウェイの概要



特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH)は両国に共通して申請された特許出願に対し、先に特許を出願した国から特許可能という審査結果が出た場合、もう一方の国はその審査結果を活用して該当する特許出願を他の出願より速く審査 (優先審査)する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウェイを実施中であり、米国とは2008年1

³ 実例として2008年度全世界の特許出願約190万件のうち、約84万件(44%)が外国人出願、外国人出願の大半は優先権主張を伴う重複出願と推定される。(出处：WIPO統計資料)

月から1年間試験的に実施した後、2009年に韓－米特許審査ハイウェーを全面実施へと転換して施行している。

2009年にはデンマーク(2009. 3)、イギリス(2009. 10)、カナダ(2009. 10)及びロシア(2009. 11)の順に特許審査ハイウェーのパイロット・プログラムを施行し、2010年にはフィンランド(2010. 1)及びドイツ(2010. 7)を対象国に追加することで特許ハイウェー対象国が計6カ国に拡大された。

このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果の活用を通じた業務協力及び審査品質向上のために特許審査ハイウェー対象国を拡大している。今後も特許審査ハイウェーを始めとする国家間特許審査結果の活用議論はより積極的に展開されると見られる。

特に、韓－米の間では特許審査ハイウェーのみならず、両国の審査官が相互協力して特許審査を行う「戦略的審査処理(SHARE⁴)」というパイロット・プロジェクトを2009年9月から施行することで、米国との戦略的パートナーシップをより強化すると同時に両国間の審査協力を拡大していくための基盤を整えた。

ハ. 共同先行技術調査プログラム

共同先行技術調査プログラム(Joint Prior Art Search Program)は各国に共通して出願された案件に対して共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する信頼を確保し、今後審査結果を相互に認め合うための基盤を構築するプログラムである。

特許審査交流プログラムに参加する審査官は両国に共通して出願された件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討

⁴ SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination, 戦略的審査処理)：国家間審査協力制度の中の一つで、両国に共通して同じ特許を申請した場合、先に出願した第1国がまず特許を審査し、後で出願した第2国は第1国の審査情報を活用して該当特許を審査する制度

議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで、他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることができる。

韓国は2000年から日本との共同先行技術調査プログラムを始めとして、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などと共同先行技術調査プログラムを施行している。

特に、2009年から米国及びイギリスと共同先行技術調査プログラムを新たに推進し、半導体、燃料電池、情報通信及び高分子化合物分野において両国の審査官が相手国を相互訪問し、共同で先行技術調査を実施した。

現在カナダ、ロシアなどとも共同先行技術調査プログラムの施行を議論中であり、今後対象国家はさらに拡大される見通しである。

<表Ⅱ-1-13> 共同先行技術調査プログラムの施行状況

年度	韓-日本	韓-中国	韓-ドイツ	韓-オーストラリア	韓-イギリス	韓-米国
2000	PDP	-	-	-	-	-
2001	有機化合物	-	-	-	-	-
2002	半導体	-	-	-	-	-
2003	ハイブリッド自動車	医薬	-	-	-	-
2004	電子商取引、二次電池	無線通信	-	-	-	-
2005	医療・衛生、半導体光素子	工作機械、高分子化合物、LCD、	-	-	-	-

		電子商取引				
2006	ロボット、 半導体	加熱調理機具、 車両部品、電気 接続装置、半導 体発光素子	コンピュー タ、LCD	-	-	-
2007	放送記録・再生、 建築材料	-	ディスプレ イ、半導体パ ッケージング	医薬品、 無線通信	-	-
2008	洗濯機、医薬品	空気調和機、 電気通信技術	内燃機関、 化学素材	-	-	-
2009	LCD駆動、 発電機及び電動 機、燃料電気	半導体、 医療機器	冷凍装置構 成、酵素測定、 LED、無線伝送	-	デジタル情 報伝送符号 化及び複号 化、高分子 化合物	半導体 燃料電 池
2010	電界発光光源、 コンピュータイ ンターフェース	-	エンジン、遺 伝子、金属、 無線通信	-	-	半導体 燃料電 池

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザイン審査品質の向上

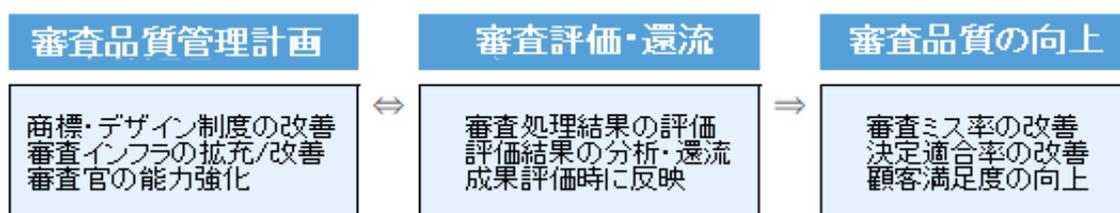
商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ク・ジャグアン

イ. 推進背景及び概要

特許庁では2008年度下半期から「高品質の審査サービスの提供」を審査パラダイムとして定め、顧客が提出した出願書を審査している。2010年度には商標及びデザインの審査品質を高めるためのこれまでの努力が実を結ぶようにする一方、迅速かつ正確な審査処理サービスを提供するために様々な方案を講じて推進した。

審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2010年度にこれら3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

<表Ⅱ-1-14> 2010年商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 商標・デザイン審査品質管理計画の樹立・施行

1) 推進概要

2010年も商標・デザイン分野の審査品質を高めるために審査インフラの最適化、

効率的な審査品質管理、審査官審査能力の強化など3つの分野26課題で構成された商標デザイン「審査品質管理計画」を樹立・施行した。

<表Ⅱ-1-15> 2010年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況

推進分野	細部推進課題		備考
審査インフラの最適化 (11)	韓・EU FTA履行に向けた商標法改正の推進		
	強いデザイン権創出に向けたデザイン法令の改正		
	商標/サービス業分類体系の改編及びDBの整備		
	デザイン国際出願制度導入の推進		
	商標審査の透明性及び一貫性強化のための審査基準などの改正		
	顧客が作るデザイン審査基準の改正		
	ロカルノデザイン物品対照表の作成		
		商標調査分析事業の推進	デザイン調査分析事業の推進
	商標審査システムの改善	デザイン審査システムの改善	
効率的な審査品質の管理 (5)	商標・デザイン審査処理計画の樹立及び管理		
	商標・デザイン審査難易度及び調整係数の管理		
	商標・デザイン審査品質責任制の実施		
	商標・デザイン審査品質自己診断制の実施		
	商標・デザイン顧客満足度及び公正度の向上		
審査官審査能力の強化 (10)	商標・デザインの審査メンタリングコンテストの開催		
	外国の地理的表示制度ガイドの発刊		
	条文別商標法改正沿革解説集の発刊		
	ヨーロッパ共同体商標審査基準解説集の発刊		
	ヨーロッパデザイン紛争事例集の発刊		
	商標フォーラムの開催		
ハーグ協定関連のデザイン国際セミナー及びフォーラムの開催			

	商標及び関連分野の論文目録集の発刊	
	商標審査官の能力強化	デザイン審査官能力の強化

2) 推進体系

商標・デザイン審査品質管理計画は「課題選定→計画樹立→履行実績の点検及び分析→総合評価及び還流」など4段階の管理体系を整え、四半期ごとに推進実績を点検・分析した後、不十分な課題に対しては廃止または修正・補完する日没制方式で推進した。

<表Ⅱ-1-16> 2010商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系

1段階	<p>2010 審査品質管理計画推進課題の選定(1~4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見収集(審査官、出願人、多出願企業、弁理士) ✓ 2009年度審査品質管理計画推進実績の分析及び還流 ✓ 2010年度商標デザイン審査局の核心推進課題への反映など
2段階	<p>2010 審査品質管理計画の樹立(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題別に管理番号付与、担当者指定及び細部推進計画の樹立 ✓ 2010商標デザイン審査品質向上総合管理計画の樹立
3段階	<p>課題別履行実績の点検及び分析(四半期別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 四半期別に推進課題の履行実態及び推進実績を点検 ✓ 推進実績が不十分な課題の分析→補完または廃止
4段階	<p>2010 審査品質管理計画の総合評価及び還流(2011年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2010年度審査品質管理計画推進実績の総合評価及び分析 ✓ 審査品質の向上基盤造成に必要な課題の選別→継続推進

3) 2010審査品質管理計画の主要推進内容

イ) 商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2010年度商標分野における大きな話題の一つが「地理的表示の保護」問題であった。韓-EU FTAが批准された場合に備え、その合意事項である外国の地理的表示を保護するための根拠を作るために商標法改正案を用意して国会に提出(2010. 10. 26)した。

また、デザイン国際出願制度の導入、デザインコンセプトの保護強化、類似デザイン制度の廃止及び関連デザイン制度の導入、デザイン権の存続期間を15年から20年に延長、デザイン出願の一部拒絶または一部登録の許容、複数デザインの出願対象を現行20から100まで許容するなど顧客の利便性の向上とデザイン権の実効性の確保などのためのデザイン保護法改正案を設けて国会に提出(2010. 7. 7)した。

一方、2009年度下半期国会に提出した商標法改正案(主要内容: 商標権更新制度の簡素化、商標登録表分割納付制度の導入、審査官職権訂正制度の導入など需要者中心の商標制度の改善)が国会を通過(2010. 1. 27)したことを受け、その履行手続きなどを整えるために上半期に商標法施行令及び施行規則を改正し、下半期にはデザイン保護法及び施行令及び施行規則改正案を整え、国会に係留中であるデザイン保護法が国会で議決される場合は即ち施行できるよう準備した。

ロ) 商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

高品質の商標・デザイン審査サービスを創出するためには審査インフラの最適化が必要である。2010年には類似判断の範囲が広い卸・小売業、修理業、特殊加工業などサービス業の細分化を推進し、先出願及び先登録サービス業のDBを段階的に整備し、2012. 1. 1施行予定である商品/サービス業の国際分類、即ちNICE10版の分類体系改編作業も並行して推進した。

また、デザインの国際分類体系であるロカルノ分類体系に関する審査官教育、英韓対訳本の発刊、ロカルノ分類と韓国分類のデザイン物品対照表の作成などを推進した。

一方、商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、審査官の審査負担を減らすために図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業も推進した。

ハ) 効率的な審査品質の管理

商標・デザイン審査処理業務を効率的に運営することで審査品質を向上し、審査処理期間を短縮させるために上・下半期別に審査処理計画を樹立・施行した。そして、審査対象の商品類及びデザイン物品類別に審査難易度を分析し、審査実績の点数に差等をつけるなど審査実績を公正に管理しようと努力した。

また、審査パート別審査評価の結果を審査パート長の成果評価に反映する「審査品質責任制」を実施し、半期別に局、審査課及び審査官別の審査処理結果を分析して提供した後、審査官自ら審査品質を診断できるようにする「審査品質自己診断制」を施行するなど、顧客に高品質の商標・デザイン審査サービスを提供することを通じて顧客満足度を高めた。

ニ) 審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接行う審査官の能力によって左右される。特許庁では商標及びデザイン審査官の審査能力を強化させるため、コンテストの開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な方案を講じて施行した。

まず、審査パート長の審査メンタリング情報を共有・拡散、商標・デザイン審査品質を高めるために「審査メンタリングノウハウコンテスト」を開催(2010.6.17)した。

また、各審査処理過程で現れた審査争点を審査官の間で共有・拡散させるため、「審査争点研究事例コンテスト」を開催(2010.12.13)し、審査官能力を高める契機を作った。

<表Ⅱ-1-17>2010商標・デザイン審査メンタリングノウハウコンテストの発表テーマ

ーマ

(予選大会)

審査課別	発表テーマ	備考
商標1課	衣類、靴類の商標審査ADSオーダーメイドメンタリングノウハウ	
商標2課	識別力判断などに関する審査メンタリングノウハウ	
商標3課	商標審査メンタリングのノウハウ	
デザイン1課	デザインの参考証明資料検索及び活用メンタリングノウハウ	
デザイン2課	高品質メンタリングを通じたデザイン審査判断に対するノウハウ	

(本選大会)

審査課別	発表テーマ	備考
商標3課	商標審査メンタリングノウハウ	
サービス課	サービス表審査メンタリングノウハウ	
国際商標チーム	国際水準の審査品質のためのノウハウ	
デザイン1課	公知デザインの検索及び活用メンタリングノウハウ	

<表Ⅱ-1-18>2010年商標・デザイン審査争点研究事例コンテストの発表テーマ

審査課別	発表テーマ	備考
商標1課	模倣商標関連の審査争点研究事例	
商標2課	薬剤と健康食品の審査争点研究事例	
商標3課	グループ名称と業種名称が結合された商標の類似判断	
サービス課	商標の「付記的または付随的な部分」判断に関する考察	
国際商標チーム	外国人氏名でできた商標の類似判断の方法	

デザイン1課	公知デザインの結合による容易創作判断に対する審査争点の事例	
デザイン2課	「拡大された先出願主義」に関する審査争点	

一方、企業のCEO、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催することで、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。

<表Ⅱ-1-19> 2010年商標・デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2.17	デザイン産業の現状及び韓国のデザイン政策	ナム・ジュホン院長 (韓国デザイン政策開発院)
3.19	Trademark Intelligenceサービスシステム(Data Mining技法を活用した業表権Coverage拡大ガイドサービスを含む)	カン・ミンス弁理士 (廣開土研究所)
4.2	「[ヒディンク・ネクタイ]著作権に勝つ」 大法院での破棄を導き出せる。	イ・ギョンスン代表 (ヌブティス)
4.19	称号類似の科学的な判断法	キム・ジョンテ教授 (忠南大学)
6.8	伝統食品ブランドの保護と地理的表示制の調和方 案	チャン・デジャ博士 (韓国食品研究員)
7.9	オープンマーケットサービスと商標法上の主要争 点	キム・ビョンイル教授 (漢陽大学)
8.26	3D産業の現状及びデジタルデザインプロセスの理 解	キム・ヒョンウク理事 (サードアイ)
9.15	ロカルノ協定加盟によるデザイン物品の特性及び 類似範囲に関する研究	キム・ギョントパート長 (WIPS)

10.12	サムスン商標管理の実態(サムスン電子の紛争事例を含む)	キム・ヨンウク首席 (サムスン電子)
11.10	正規品の並行輸入	イ・スンジン (関税庁)
11.25	商標権と商号権の相互関係に対する理解	チェ・ジョンヨル弁護士 (法務法人ユルチョン)
11.26	持続可能なデザインの理解	キム・ソンアディレクター (Material ConneXion)
12.7	ユーザー経験デザインからサービスデザインまで	ユン・ソンウォン課長 (デザイン振興院)
12.16	商標訴訟における証拠資料の確保及び採択	ミン・インギ弁護士 (法務法人太平洋)
12.17	デザイン保護範囲拡大による影響分析及び解決方 案の研究	キム・チャンヒョン弁理士 (ユミ特許法人)

商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官の間で共有するため、商標・デザイン制度研究会を9回開催した。

<表Ⅱ-1-20>2010商標・デザイン制度研究会の発表テーマ

日付	発表テーマ	備考
1.15	2010年デザイン保護法改正(案)の主要内容の紹介など	
1.19	改正商標法及び商標審査基準の改正	
1.22	画像デザイン及び動的デザイン制度	
5.6	韓日商標制度研究、商標優先審査申請の告示改正の内容	
6.8	韓国デザイン史	
7.7	デザイン保護法の改正事項	

7.19	第1次ロカルノ国際デザイン分類体系の教育	
7.20	商標審査基準及び商標審査システムの改善内容	
8.17	KAPPA商標関連の国家賠償訴訟結果の発表など	

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

<表Ⅱ-1-21>2010年商標フォーラムの開催状況

日付	場所	発表テーマ	発表者
4.9	韓国知識センター19階	インターネット上の商標紛争問題	キム・ビョンイル教授など8人
12.15	グランド・インターコンチネンタルホテル	国家競争力強化のための商標管理戦略	イ・ジャンウ会長など5人

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-22>2010年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	発表テーマ	備考
5.31	条文別商標法改正沿革解説集	
12.23	ヨーロッパ共同体商標審査基準解説集	
6.30	ヨーロッパデザイン紛争事例集	
9.30	商標及び関連分野の論文目録集	

4)2010商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

3つの分野26の課題で構成された2010年度商標・デザイン審査品質管理計画を推進し

た結果、25の課題は計画通り推進完了し、「地理的表示ガイドの発刊」課題は韓-EU FTA批准の遅延により2011年度に繰り越して推進する予定である。

＜表Ⅱ-1-23＞2010年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

分野別	推進課題	推進実績			備考
		推進完了	繰越推進	推進不十分	
審査インフラの最適化	11	10	1	-	
効率的な審査品質の管理	5	5	-	-	
審査官能力の強化	10	10	-	-	
計	26	25	1	-	

ハ. 商標・デザイン審査処理結果の評価及び還流

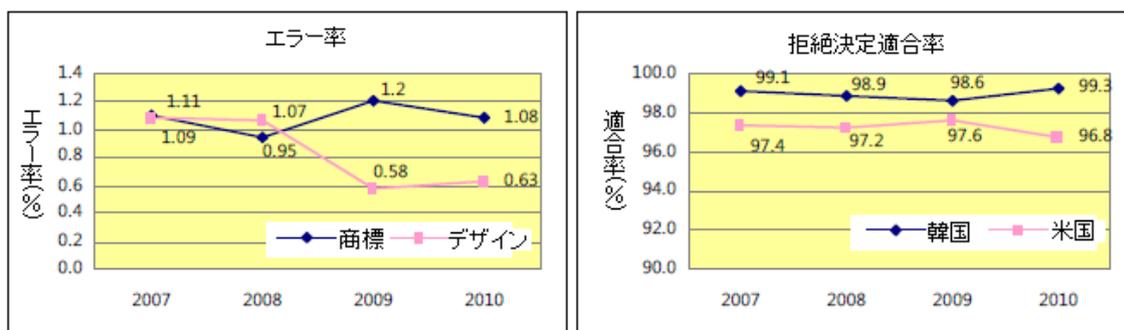
特許庁は独自に審査品質水準を測定し、その結果に対する対処策を講じて審査品質を向上させるため、審査処理結果に対するサンプリング評価を実施している。2010年度商標・デザイン分野の審査評価は審査品質担当官室の評価官が審査評価対象件数の2.38%である3,510件を評価し、審査課長が1.07%である1,579件を評価した。

＜表Ⅱ-1-24＞2010年商標・デザイン審査評価件数の状況

評価者	評価件数	評価対象件数	評価比率	備考
評価官	3,510	147,172	2.38	
審査課長	1579	147,172	1.07	
計	5089	147,172	3.46	

2010年度審査評価の結果、商標・デザイン審査エラー率は0.86%で前年(0.89%)より多少低くなり、拒絶決定に対する適合率も99.3%で前年(98.6%)より高くなった。

<図Ⅱ-1-3> 2007～2010年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率の状況



特許庁は審査品質が多少低い審査事例を分析し、審査官に還流させるなど審査評価を通じた審査品質の向上を図っている。

ニ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2010年度商標・デザイン審査品質を測定した結果、審査エラー率及び拒絶決定適合率ともに改善されたが、顧客が感じる体感満足度は68.44%で前年度(70.93%)より低かった。このような現象は審査制度改善及びインフラ拡充と審査官能力の強化を通じた内部的な審査品質向上体系はある程度定着しつつあるが、通知書の作成内容など顧客が直接体験する審査処理結果物に対しては特許庁が更なる努力が必要であるといえる。特許庁では2011年度にも審査品質管理計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えながら、顧客の立場から公正に審査処理が行われるようにしたものである。また、顧客が分かりやすいような通知書を作成するなど高品質の商標・デザイン審査サービスを提供し、顧客が体感する審査品質満足度を高めるために努力を傾ける計画である。

2. 商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョウ・ウォンソク
商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョン・ヒョンゴン

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ネハン

イ. 商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

1) 推進背景及び概要

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

2010年度には出願人の便宜を図るための審査再開通知書の発送、明白な誤記に対する審査官職権補正、商標更新登録申請制度、登録料(更新料)分割納付制度、デザイン無審査品目、デザイン出願公開及び優先審査の迅速な処理のための処理期間などを規定した。また、商標法の改正を受け、種子産業法によって登録された品種名称を不登録事由として明記、国旗・国章などの規定を細分化及び結合商標の類似判断を審・判例と一致させるなど現行商標制度の運営上現れた一部の不備点を改善し、審査の信頼性及び責任性を高めるために商標審査基準及び審査事務取扱規程を改正した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化するため、審査官の審査実務早期適応のための職務教育、指定上品別審査及びデザイン物品別審査のための審査官現場教育を実施した。審査エラー発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるために国際知識財産研修院の新規審査官課程に商標デザイン審査基準の解説課程を新設した。また、新規審査官課程及び中堅審査官課程で意見提出通知書及び拒絶決定書作成の事例練習を強化することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ) 審査品質向上のための審査システムの改善

2010年には審査保留件に対する審査再開の際に審査再開通知書の出願人への発送、意見提出通知書を含む各種通知書に対する商標見本の添付、情報提供に対する処理結果通知書の改善及び商標法改正によって新設された拒絶理由に対する標準拒絶文句な

どを通じて審査の迅速性及び利便性を増大させるために商標審査システムを改善した。

また、文字商標の称号検索機能の多様化及び図形商標のキーワード検索を強化し、より迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

デザインの国際分類体系であるロカルノ分類体系に関する審査官教育、英韓対訳本の発刊、ロカルノ分類と韓国分類のデザイン物品対照表の作成などを推進した。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

第一、「商標審査基準」の改正内容は以下のとおりである。

先出願の登録可否決定時まで審査保留と通知された出願を審査再開時に出願人に審査再開通知書を発送する制度及び明白な誤記などの場合出願人に補正要求書を発送せず審査官が職権で補正させる審査官職権補正制度を導入して出願人の利便性を図った。また、種子産業法によって登録された品種名称と同一または類似した商標登録出願を拒絶するよう規定し、国旗・国章・勲章など商標登録が不可能な要件を具体化及び著名な国際機関の名称、略称などを商標登録出願できるように根拠を新設した。また、2つ以上の語句でできた結合商標の類似判断を取引実情上分離して呼ぶのが自然である場合のみ分離観察するよう規定した。同時に、外国人と苗字と名前が結合した姓名商標の類似判断の時は一定条件の下で全体観察するよう規定した。

審査の責任性及び顧客の利便性を高めるため、①2つ以上の独立された不使用取消審判が請求された場合、複数の不使用取消審判請求人が法第8条第5項に基づいて出願した場合にはお互い違う日に出願した場合には先出願規定を適用し、同じ日に2つ以上の出願がある場合には協議通知するよう規定した。②商標登録(更新)料の分割納付の時は1回次(5年分)のみ納付し、商標権が消滅した場合には商標法第7条第1項第8号を適用するよう規定した。③商標法第7条第1項第12号の商品間類似判断基準を判例との不一致解消のために不正な目的判断基準を具体的に提示した。

また、商標制度の運営上に現れた不備点を改善するため、①商標権存続期間更新登録出願制度が申請制に変更されたことを受け、関連規定を整備した。②実体審査と関連のない「審査再開通知」関連規定を商標・デザイン審査事務取扱規程に移動させた。③職権による補正関連の該当類補正規定を具体的に明示した。

優先審査申請及びデザイン出願公開申請件の迅速な処理のために段階別に具体的に規定し、異議審査の統一性を図るために異議申請却下事由を具体的に規定した。審査負担を減らすために審査保留などに関連する書類は担当を審査課長から審査パート長に変更し、情報提供に対する処理規定を具体化して段階別に情報提供者に活用状況を通知した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1) 転入審査官に対する教育の強化

2010年には商標・デザイン分野における転入審査官に審査実務能力を早期に培養させることで審査エラー率を最小化し、一定水準以上の均質な審査品質確保に寄与できるよう、転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

<表Ⅱ-1-25> 商標・デザイン分野の審査実務関連の教育実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	転入審査官 職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	審査官の現場教育	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

*教育実績：転入審査官の職務教育(4回、28人)

(2) 審査官向けの関連法令教育の強化

産業発展及び取引現実の多様化・複雑化による審査関連法令の持続的な変化に対応するため、実務中心の商標・デザイン制度研究会を開催して審査官の関連法令に対する認識及び審査品質の向上を図った。

地理的表示、ドメイン名、並行輸入の問題、商号と商標の紛争など知財権関連の法令及びその他専門分野に対し、企業のCEO及び外部専門家を招いて教育を行った。また、商標・デザイン分野における新しい政策及び制度変更事項を審査官間で共有し、称号類似の科学的な判断方法など審査実務に役立てるよう努めた。

<表Ⅱ-1-26> 2010年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
1. 15	2010年デザイン保護法改正(案)の主要内容の紹介など	
1. 19	改正商標法及び商標審査基準の改正	
1. 22	画像デザイン及び動的デザイン制度	
2. 17	デザイン産業の現状及び韓国のデザイン政策	ナム・ジュホン院長 (韓国デザイン政策開発院)
3. 19	Trademark Intelligenceサービスシステム(Data Mining技法を活用した業表権Coverage拡大ガイドサービスを含む)	カン・ミンス弁理士 (廣開土研究所)
4. 2	「「ヒディンク・ネクタイ」著作権に勝つ」 大法院での破棄を導き出せる。	イ・ギョンスン代表 (ヌブティス)

4.19	称号類似の科学的な判断法	キム・ジョンテ教授 (忠南大学)
5.6	韓日商標制度研究、商標優先審査申請の告示改正の内容	
6.8	伝統食品ブランドの保護と地理的表示制の調和方 案	チャン・デジャ博士 (韓国食品研究員)
7.7	デザイン保護法の改正事項	
7.9	オープンマーケットサービスと商標法上の主要争 点	キム・ビョンイル教授 (漢陽大学)
7.19	第1次ロカルノ国際デザイン分類体系の教育	
7.20	商標審査基準及び商標審査システムの改善内容	
8.17	KAPPA商標関連の国家賠償訴訟結果の発表など	
8.26	3D産業の現状及びデジタルデザインプロセスの理 解	キム・ヒョンウク理事 (サードアイ)
9.15	ロカルノ協定加盟によるデザイン物品の特性及び 類似範囲に関する研究	キム・ギョンテパート長 (WIPS)
10.12	サムスン商標管理の実態(サムスン電子の紛争事例 を含む)	キム・ヨンウク首席 (サムスン電子)
11.10	正規品の並行輸入	イ・スンジン (関税庁)
11.25	商標権と商号権の相互関係に対する理解	チェ・ジョンヨル弁護士 (法務法人ユルチョン)
11.26	持続可能なデザインの理解	キム・ソンアディレクター (Material ConneXion)
12.7	ユーザー経験デザインからサービスデザインまで	ユン・ソンウォン課長 (デザイン振興院)
12.16	商標訴訟における証拠資料の確保及び採択	ミン・インギ弁護士

		(法務法人太平洋)
12.17	デザイン保護範囲拡大による影響分析及び解決方 案の研究	キム・チャンヒョン弁理士 (ユミ特許法人)

(3) 審査官向けの現場教育の実施

最近商標・デザイン分野の場合、技術発展とトレンドの変化によってその環境が急変しつつあり、審査の現実適合性及び信頼性を高めるためには変化しつつある新商品・トレンドを把握すると同時に、取引現状を体験する必要がある。特に、インターネット関連及び流行性と専門性の強い商品分野(新素材、デジタル製品、ファッション製品類など)など急速に変化する商品分野の場合、取引動向及び取引現状に対する専門知識が審査基準などに反映される速度が実際より多少遅れる現象が現れるようになった。

このような現実を克服し、審査の品質と専門性を高めるためには審査官が直接体験を通じて市場動向を把握し、商品に対する情報を随時収集して迅速に審査基準などに反映する必要性が提起された。

そこで、2010年には商品45個類、デザイン物品75個類の中で専門性と流行性の強い商品を中心に審査官現場教育を実施し、計82人の商標・デザイン審査官に29回にわたる現場教育を実施した。

このような現場教育の結果を商品及び物品分類制度、デザイン分類制度の改善など制度改善に周期的に反映し、審査の質の向上に寄与するために努力している。同時に、審査官の顧客と市場に対する理解の幅を広げることで顧客中心の商標・デザイン審査サービス提供システムを構築し、さらに審査結果に対する顧客満足度を高めるために努めている。

＜表Ⅱ-1-27＞商標・デザイン審査官現場教育の実施状況

(単位：人/訪問対象)

区分(調査対象)	協会・団体	多出願企業	展覧会	合計
商品(21回)	1人	4人	60人	65人
サービス業(4回)	-	-	9人	9人
デザイン(4回)	4人	-	4人	8人
計(29回)	5人	4人	73人	82人

*商品34個類、サービス業11個類、デザイン(物品)75個類

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

商標法第8条(先出願)に従って登録判断決定時まで審査保留された出願を審査再開時に出願人に審査再開通知書を発送し、抵触される指定商品を削除・補正できる機会を与えた。また、商標登録出願書の明白な誤記などに対して審査官が職権で補正できるように審査官職権補正システムを構築すると同時に、商標法の改正に伴い、新しい拒絶理由に対する標準拒絶文句を構築した。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人が多数の商標登録出願した場合、通知書を見ただけでどの商標出願に関する出願であるかすぐ分かるように通知書に商標見本を表示するように改善した。また、出願に対する情報提供がある場合、情報提供に対する処理結果通知書の内容を具体的に技術するよう通知書を改善して顧客満足度を高めた。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

商標検索システムの称号検索方法を多様化し、検索速度及び審査品質を高めるよう

システムを改善し、図形商標検索の際に図形分類コードまたはキーワードによる検索機能の改善及び性能を高めた。同時に、登録原簿の変更内容をリアルタイムで商標検索システム検索DBに反映できるようシステムを構築し、性能を改善して審査業務の利便性及び正確性を高めた。

(4) 動的画像アイコンデザイン審査システム及び3D出願拡張関連システムの開発

GUIデザインの増加傾向及び現実性のある動的画像デザインの実体的な審査のために、デザイン業界に共通して活用性の高い動画ファイル出願を導入した。また、既存3Dモデリングファイル提出形式の他に追加してファイルを拡張し、動画ビューアーが含まれた審査システムを開発し、出願人と代理人のための動画再生が可能なPDF公報開発を推進し、デジタルデザインに合った顧客中心の出願システムを先駆けて改善した。このような3Dで提出可能なファイル形式として3DS(3D Studio)、DWG(Drawing)、DWF(Design Web Format)を指定し、2010年に計786件を出願してデザイン関連顧客の利便性向上と審査システムの改善に貢献した。

(5) ロカルノ分類体系の導入に向けたシステムの開発

ロカルノ分類体系の導入によるデザイン物品分類改編及び特許ネットⅢの開発に反映するために審査官対象教育及び懇談会と情報関連部署との実務会議を随時開催することで韓国分類とのマッチングのための物品名称と検索範囲の確定案を設けて物品対照表を発刊した。また、検索システムの反映事項を発掘してシステムを改善するとともに効率性を高めた。

3) 評価及び発展方向

2010年度には出願人の利便性を高めるために審査再開通知書及び審査官職権補正制度などを導入し、結合商標の類似判断など審決・判例と一致しない規定に対する審査基準を改正した。また、審査業務処理が迅速に行われるよう優先審査及びデザイン出願公開など審査事務取扱規程を改正した。

一方、審査官の対内外的な専門知識を涵養するために知財権関連の法令教育を行い、商標・デザイン分野に新しく転入してきた審査官が審査実務能力を早期に培えるよう審査官職務教育(OJT)の実施と最近の商標・デザイン分野における技術発展とトレンド変化の取引現状体験のために審査官現場教育を実施するなど、それなりに審査品質を向上させるための制度・手続き上の努力を傾けた一年であったと評価できる。特許庁は2011年も「国家競争力の向上に貢献できる商標・デザイン審査品質の向上」という基本哲学を基に、各種の制度・手続き上の審査品質向上策を講じて、高品質の商標・デザイン審査サービスを提供するために努力していく予定である。

ロ. 商標・デザインの審査支援

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標、そして出願商標と同一・類似してはいないが関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索することで審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項、「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」という規定に基づき実施されている。

ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003. 1. 10)により、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品分類業務を外部専門調査機

関に処理させることで、国際商標審査業務が迅速かつ効率的に行われるようにしている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を国文に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた手動翻訳を意味する)し、専門調査機関が翻訳した英文指定商品を分類し、指定商品名が明確である場合には類似群コードを付与し、不明確である場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を向上させ、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業を新たに始めた。

商標(商品)分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づき分類し、明確な指定商品である場合には類似群コードを付与し、明確でない場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

商標(図形商標)分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザ

イン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合には専門機関を指定し、先行デザインの調査、その他に大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として、従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することである。

ヘ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2010年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などのヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年、「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に商標検索に必要な専門人材・文献・装備などの備え状況を審査して、民間では初めて「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的実施した。その結果、事業品質評価点数が2006年81.5点、2007年は83.3点、2008年83.4点、2009年には84.71点から2010年86.38点へと、目標点数である85.35点を上回るようになった。

＜表Ⅱ－1－28＞商標調査分析事業における品質点数

区分	2008		2009		2010	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
品質点数(点)	84.3	83.4	85.3	84.71	85.35	86.38

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数削減制度を導入・運営している。また、2009年12月長期的な事業推進方向やこれまでの実績を客観的に評価するために外部専門評価機関による本事業の財政成果評価を行った。

2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず、図形商標(純粋図形及び文字図形の複合商標)を商標調査分析事業に含めた。図形商標検索は文字商標に比べて類似判断に対する熟練知識の要らない比較的単純業務であるにも

係わらず、審査官が同一類似した図形を探すために多量(文字商標の約5倍)の図形を検索するのに多くの時間が費やされるため、審査官の業務負担が増える要因となっている。そこで、それに関する負担を減らし、全体的に審査品質の向上を図った。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2009年度にマドリッド国際商標登録出願DB構築事業を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の調査分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで国際商標1次審査処理期間の目標を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

また、事業を効率的に運営すると同時に品質を高めるために2009年から「(財)韓国特許情報院」の他に「(株)WIPS」を商標調査専門機関として新たに参入させることで本事業を競争体制で運営している。

競争体制の導入初年度である2009年の品質評価の結果を見ると、誤訳率は目標値である0.08%に比べて低い水準である0.03%と2008年に比べて改善され、2010年には多少増加した0.07%を達成し、誤分類率は目標値の0.5%に比べて低い0.38%を記録した。

<表Ⅱ-1-29>マドリッド国際商標登録出願の品質点数

区分	2008		2009		2010	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
誤訳率(%)	0.17	0.09	0.08	0.03	0.05	0.07
誤分類率(%)	-	-	5.0	3.20	0.5	0.38

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は2009年新たにスタートさせた商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事

業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関調査員間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官と調査員間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商標(商品)分類事業の誤分類率は目標値の5%より改善された1.0%を達成し、2010年には0.22%を記録して目標値である2%よりいい結果を出した。

商標(図形商標)分類事業の誤分類率も2009年度目標値の9.50%より低い7.31%を記録し、2010年には2.77%を記録して目標値の3%よりいい結果を記録した。

<表Ⅱ-1-30> 商標(図形商標)分類事業の品質点数

区分	2009		2010	
	目標	実績	目標	実績
誤分類率(%)	9.50	7.31	3.0	2.77

ニ) デザイン調査分析事業

この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関と契約を通じて年間事業量を配分する方式で進めた。

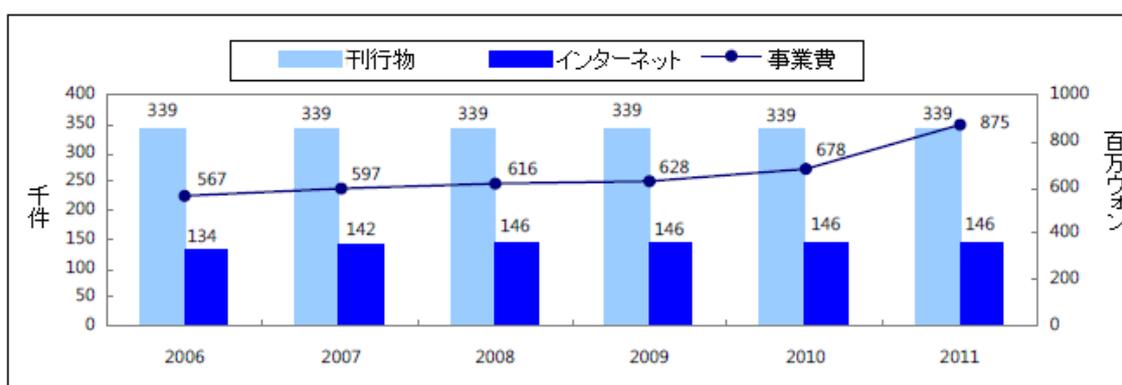
事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成にあり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・調査員間の討論会の開催、審査品質向上を目指し

た半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。同時に、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書の品質に対する満足度が2008年84.1点、2009年86.2点から2010年度には91.26点に上昇し、審査活用率が100%に達するなどデザイン審査品質の向上に大きく貢献している。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。事業の主な内容は、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報を収集してDB資料として加工するものなど、大きく3つに分けられる。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-4> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(C1a

ss)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、2012年新ヘーグ協定加盟に備えるためのものであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

商標審査の品質を向上させると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業は、審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年99.5%、2010年99.5%へと持続的かつ安定的な様子を見せ、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

<表Ⅱ-1-31> 商標調査分析事業の活用率

(単位：%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
活用率(%)	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5	99.5

特許庁は審査人員の増員には限界があるため、アウトソーシング物量を審査処理物量の約30%水準で維持させながら、2015年には50%まで拡大していく計画である。ま

た、報告書の品質を高めるための品質管理及び評価体系の改善に向けた努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を軽減させ、マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を向上させることにその目的がある。そのような目的を達成するために、審査官の水準に合った翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための多角的な努力で誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確に商標を分類しつつ、分類業務を速やかに遂行して審査業務を迅速かつ円滑に行うことである。このような目的を達成するため、特許庁は理論及び実務教育を持続的に実施することで分類人材の能力を強化し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと類別(商品類/図形商標分類)のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を育成し、国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官レベルと同等の調査人材の確保と審査環境の構築及び非

公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual prIVate network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安管理にも万全を期する予定である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することにある。従って、2010年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後に毎月納品させた。審査官の満足度は73.9%、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されているデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、インターネットと印刷物を通じて重複公知されるデザインを取除き、より実効性のあるデザイン情報を提供する予定であり、2010年12月現在、デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-32>2010年デザイン審査資料の保有状況

	区分	数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,009,119	1960～	随時
	実用新案公報	457,959	1999～	随時
海外	日本公報	1,227,359	1960～	週1回
	WIPO公報	114,389	1998～	月1回
	OHIM公報	426,271	2003～	年5回
	米国公報	169,468	2002～	年5回

	ドイツ公報	111,192	2006～	年5回
	過去の外国公報	676,892	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3,764,177	1980～	年5回
	画像デザイン	154,260	2003～	年5回
	字体	29,426	1999～	年5回
	計	8,140,512		

へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後である2011年4月17日付で協定が発効する予定である。

関連政策としては、デザイン物品区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、2012年7月新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク
 商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

1) 推進背景及び目標

韓国における商標出願の規模は2008年基準(WIPO2010年年間統計)世界3位であり、産業財産権出願強国といえる。それにもかかわらず、特許分野において韓国がIP5特許

庁体制を構築して国際社会に影響力を及ぼしている現実とは裏腹に、商標分野は米国・EU・日本を中心にTM3体制が形成されている。そこで、韓国は商標分野における国際協力体系を多角化・充実化させることで、現在のTM3体制が韓国を含めたTM体制に経変貌できるように様々な方策を講じて推進中である。

グローバル化が進む中で商標の出願及び登録の問題は一国のレベルを超えて展開される傾向があり、登録商標の影響力もまたグローバル化していく状況の中で、商標分野における国際協力体系の構築は大変重要な課題であるといえる。何より国際動向を把握し、それを通じて国際的な問題に適切に対応するために各国の多様な知識と経験が共有できる場に参加することは必須のことである。

商標分野におけるこのような国際協力の場は毎年開催される商標三極会議という形式で形成されつつある。従って、特許庁は2011年現在の商標三極会議が韓国特許庁を含めて拡大されることを具体的な目標と定め、様々な国際協力方案を模索中である。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標三極会議の背景

商標三極会議は2001年に開始されてから毎年3国が交替で会議を開催している。2010年12月日本で第9回会議が開催された。この商標三極会議で米国・EU・日本は商標分野において3極間で協力できる事案を発掘・推進すると同時に、国際的な問題に関しては共同対応方策を講じてきた。第7回商標三極会議の主要結果は3極共通統計指標の交換に対して実務的な議論を展開させ、第8回会議では優先権主張書類の免除に対する議論を始め、直近の第9回会議では韓国を正式な会員国として出席させる件に対する初めての議論が行われた。

ロ) 第9回商標三極会議に韓国特許庁がオブザーバーの資格で参加

第8回商標三極会議での決定に基づき、第9回商標三極会議(2010年1月、日本東京)

で韓国特許庁はオブザーバー資格で参加した。そこで韓国特許庁は審査品質の向上及び制度改善などこれまでの活動と成果を3極に積極的に広報し、韓国の商標分野が商標三極並みのレベルに達し、共助できる環境が整えられている共感を得ることに成功した。これまで非協力的な態度を示した米国商標庁はこの会議で韓国特許庁に最も友好的な立場を取り、ヨーロッパ共同体商標庁もまた実務協議など韓国特許庁と協力することで合意するなど、今後の協力基盤を整えた。韓国特許庁もまた3極の商標政策、審査品質向上方案などをベンチマークできるようになったことから、国内の商標政策と審査品質の向上に貢献できるようになった。

しかし、この会議における最も重要な成果は韓国が商標三極会議に正規メンバーとして加盟することを2011年5月中間会議の議題として上程させたことである。2011年末開催予定の第10回商標三極会議でも韓国がオブザーバーの資格で参加することもまた確定されたが、その前の中間会議で韓国特許庁の参加資格をオブザーバーから正式会員に昇格させることで、第10回商標三極会議では韓国が正式会員資格で参加できる可能性を開いたことである。

ハ) 国際協力体制の強化のための多角的な努力

特許庁は2010年5月米国ボストンで開催された第132回国際商標協会会議に参加し、同会議に参加した各国の代表団と接触することで人材ネットワークを構築した。また、同期間に行われた各機関の広報ブース展に韓国特許庁も参加し、様々な国の訪問者たちに韓国特許庁の広報物を配布し、関連情報を直接説明するなど積極的な広報活動を展開した。

最も重要な成果は米国特許庁及びヨーロッパ共同体商標庁と韓国特許庁の代表団がそれぞれ二国間会合を開催したことである。韓国特許庁はこの会談で韓国が商標三極会議に正式メンバーとして参加したいという意向を強く示し、3極共通統計指標の交換及び優先権主張書類免除など3極が推進している協力課題に積極的に参加する意思があることを示した。この会談で米国は韓国の正式メンバー資格の獲得に対して基本的に肯定的な立場であることを示し、ヨーロッパは韓国の正式メンバー資格の獲得が時

期的にはまだ早いものの協力課題の優先的な推進を通じて徐々に達成できる課題であるという意見を示した。

ニ) 商標分野多国間会議において韓国特許庁の立場を反映させるための多角的な努力を傾ける

商標分野に対する多国間会議は主に世界知的所有権機関(WIPO)の主導の下で開催されているが、その中でも代表的なものがマドリッドシステムの改善に向けた実務会議、WIPO商標などに対する常設委員会(SCT)会議、WIPO総会の商標分野の会議である。

まず、商標の効率的な国際出願手続きに対して規定しているマドリッド議定書に加盟している韓国は、これまでマドリッド議定書の最大の短所である基礎出願要件⁵とそれによる集中攻撃⁶に対して持続的に問題を提起し続けてきた。それを受け、第8回マドリッド実務会議(2010.7.5～2010.7.10)ではマドリッド基礎出願要件の緩和に対する議論を始める前に先立ち、各加盟国が集中攻撃で取り消された基礎標章に関する統計をWIPO事務局に提出することを決定した。このようなマドリッド実務会議の決定に従って、韓国特許庁は韓国の集中攻撃に対する統計を作成し、WIPO事務局に提出した。

第二に、特許庁はWIPOが推進している「マドリッドシステムの指定商品及びサービス目録のDB構築作業」に積極的に参加している。WIPOはニース正式目録⁷とニース正式目録以外⁸の英文指定商品・サービス目録を提示し、これに対して各国が認める目録を提出させてDBを整備しようとしている。それを受け、韓国特許庁は2010年12月ニース正式目録の92.3%を認定目録としてWIPO担当者に提出し、2011年上半期ニース正式目録以外の目録に対する認定可否検討結果をWIPOに通知する予定である。

⁵ マドリッド議定書による国際出願をするためには、本国官庁に基礎登録または基礎出願が存在しなければならない。

⁶ 国際登録は国際登録日より5年間本国官庁に継続中である基礎出願・登録に従属され、基礎出願・登録の効力が一部・全部消滅すると、消滅した範囲内で国際登録も効力が自動消滅する。

⁷ WIPOから7,697の概念でグルーピングした8,811の目録を受領

⁸ 三極共通目録などを含む約30,564の目録

第三に、特許庁は2010年WIPO SCT(商標など常設委員会)会議に参加し、国際動向を観察してきた。昨年度のSCTの主要議題は「あらゆる形態商標の拒絶理由」、「証明標章と団体表彰の登録に関する技術・手続き的な側面」、「国家名称の商標登録からの保護」、「商標とインターネット」、「シンガポール条約の一部規則改正」であった。韓国はシンガポール条約への加盟を推進中であるため、改正作業に積極的に立場を示さなかったが、ホログラム・色彩商標の出願などに関する改正動向を地道に把握し、今後韓国がシンガポール条約に加盟する状況に備えてきた。また、国家名称の保護と関連してWIPO事務局が用意したアンケートに国内状況を反映した答弁書を作成してWIPOに提出した。

3) 今後の推進計画

イ) 商標三極(USPTO、OHIM、JPO)と各専門家会議の開催

商標主要国の商標制度の現状及び統計資料などを共有すると同時に、マドリッドシステムの改善などグローバルな問題に対する協力関係を構築するために2011年には商標三極と専門家会議を開催する計画である。2011年3月24～25日、2日間に亘って第1回韓－OHIM専門家会議を開催する予定であり、この会議では韓国が商標三極会議に正式メンバーとして参加することや三極共通商品目録に韓国伝統食の名称を含ませることなどを議論し、韓国とは異なるヨーロッパ共同体の商標登録手続き及び審査業務などの現状を把握する予定である。第9回韓－JPO専門家会議は2011年4月21～22日の2日間に亘って開催される予定で、第1回韓－USPTO専門家会議もまた5月末頃の開催を目途に推進している。

ロ) 商標三極中間会議で韓国の正式会員資格の獲得に向けて努力

2011年5月国際商標協会の年次会議では商標三極中間会議が同時進行される予定であり、この中間会議の主要議題の一つが主要国商標会議の正式会員資格を拡大することである。韓国は2011年12月開催予定である第10回商標三極会議にもオブザーバー資

格として招待を受けたが、2012年会議ではオブザーバー資格ではなく正式会員として参加するために今回の5月中間会議で3カ国の同意を確保することが必要である。特許庁は2011年5月国際商標協会年次会議に出席し、特許庁に対する広報ブース展を進行するなど主要国商標会議の参加拡大のための積極的に努めていく。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

1) Design Law Treaty (DLT)

イ) 推進背景

WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会」は全世界のデザイン法及び実務の統一化のために、「産業デザイン法及び慣行に関する会議文書」を2007年から2009年まで手続きや規定に関して数年間の協議を経て、2010年にデザインの単純化と統一化に向けた会議文書の草案を取りまとめた。

このような会議文書は今後のデザイン法条約のための事前的な文書であることを考えると、韓国はこれに積極的に参加し、総合的かつ体系的に対応できる制度基盤の土台作りに事前に着手しなければならない。

ロ) 推進内容及び成果

今年3月WIPO事務局は会議文書の背景説明において、産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を導入し、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザインプロセスを導入しようとするもので、商標法条約、シンガポール条約などと類似していると説明している。

この条項は出願、出願日、分割出願、新規性例外条項、創作者名義、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、非故意性の権利救済、実施権の申請、実施権の修正・取消、実施権の未登録、実施件の表示、名義変更など法19条、規則11条で構

成されている。

このような条項の中で出願、出願日、創作者出願、出願分割、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、権利回復などの条文は既に韓国のデザイン保護法に反映されている。特に、出願日に影響を与える瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するための法改正案(国会係留中)を通じて出願人保護にさらなる強化を推進している。

但し、新規性喪失の例外、実施権の申請、実施権の修正・取消、名義変更申請に関する条項は出願人に対する手続きの簡素化よりは権利関係の客観性及び法的安全性などを考慮する時、より多くの議論が必要な規定と見られる。

ハ)今後の推進計画

現在まではデザイン法条約(DLT)議論に対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であったが、デザイン法と実務に対する実質的な議論を続けることで合意し、DLT採択に向けた外交会議の開催可能性も高くなっているため、韓国の意見を積極的に反映する必要性がある。

特に、次期会議からはデザイン法及び実務に対する議論が主な議題になるものと見られ、韓国も同案件に対して代理人及び出願人の意見を積極的に取り入れて議論に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、韓国企業の競争力あるデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が高まっている。2008年多出願企業人1,000名を対象に行われた商標デザイン制度の改善方案に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成

し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ) 推進内容及び成果

ヘーグ協定は一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に出願する効果があるデザインの国際登録に関する条約であり、1966年法と1999年法で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易にするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブ法への加盟を確定した。

特許庁は2009年デザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でヘーグ協定の導入に向けたTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーも開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年には外交部にヘーグ協定加盟の依頼を完了し、WIPOとの会議を開催して条約加盟と関連した両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。

ハ) 今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案として設けられたが、手数料納付などの細部的なプロセスは下半期下位法令の改正を通じて取り纏める必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには制度に対する理解が先行されなければならない。特許庁では今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない日本、中国、米国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟課程において必要な協定内容の修正などで共同対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会議及びデザインシンポジウムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく予定である。

第3節 審判分野

1. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チョン・ジョンテ

イ. 推進背景及び概要

無形の知的財産権が国家と企業、個人の競争力の核心的な要素と認識されつつあり、核心的な知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。従って、知的財産権紛争の迅速かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標になる。これまで特許審判院は適正な審判処理期間の維持とともに、審判品質を高めるための審判制度及び基盤拡充に大きな努力を傾けた。

2010年には審判品質と連携した評価及び補償システムを積極的に発掘・推進し、特に審判品質の向上及び審判官専門性の向上に向けた「審決文標準化マニュアル」、「審判必須チェックポイント集」、「争点別特許判例事例研究」などを発刊して活用させることで審判インフラの拡充に重点を置いた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判品質向上のための評価及び補償システムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子など5つの分野別に構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が委員として参加し、四半期毎に1回開催される。特許裁判所が審決取消を宣告した事件は全て即時評価対象にし、審決が取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされている。同時に、分野別評価委員会が評価した事件を再検証するために審判院長が主宰する品

質評価検証委員会を運営し、品質評価の公正性及び客観性を高めた。審判品質評価委員会は2010年計230件の取り消された審決の原因を分析し、品質向上方を議論した。

四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定して褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受け、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、審判評価検証委員会が優秀審決文を最終決定し、2010年計18件(商標・デザイン分野6、機械分野6、化学分野4、電気分野4)が選定された。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質の向上を目的として特許庁の全職員を対象に判例評釈を公募した。審査官及び審判官が計16件を提出し、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から最優秀1編、優秀1編、奨励3編を最終選定した。庁・内外の知識共有のために特許庁が発刊する『知識財産21』の「知識財産論壇」コーナーにこれを掲載している。

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁から裁判所に派遣され知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加している技術審理官及び特許調査官があり、特許裁判所15名、最高裁判所6名、ソウル中央地方裁判所2名、検察庁3名が派遣されている。特許審判院ではこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際事件の解決過程を盛り込んだ事例ノウハウを審査官・審判官に十分に伝えられるように、裁判所勤務結果の発表会を2010年3月に開催した。多くの関心と参加の中で裁判所復帰者12名のうち、書類審査を通じて最終的に5名が発表し、優秀者3名を選定して褒章を実施した。

<表Ⅱ-1-33> 2010年裁判所勤務結果発表会の開催結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
----	-------	-------	-----

最優秀	間接侵害関連事件で 自由実施技術該当状 況を判断するための 確認対象発明の特定	特許裁判所	イ・グムウク
優秀	審決取消事例の類型 別分析及び示唆点の 導出	特許裁判所	イ・ヨンチャン
奨励	営業秘密の保護	最高裁判所	イ・ドンファン

2) 審判専門性の向上に向けた審判インフラの拡充

イ) 『審決文標準化マニュアル』及び『審判必須チェックポイント集』の発刊

特許審判院はこれまで審判部別・審判官別に偏差がある審決文の形式・体系、主要用語及び文句を統一し、審決文の品位を高め、審決文の標準様式を提供することで審判官の審決文作成負担を緩和させる目的で、『審決文標準化マニュアル』を発刊した。本マニュアルは統一化が求められる審決文の形式・体系、審判種類別主文記載、用語・文句のみならず、証拠資料及び対比判断部分の記載要領をまとめ、優秀審決文事例を発掘して、審判種類別・審決類型別の審決文標準様式を整理したもので、審決文作成の上で必須ガイドブックとして活用されている。

同時に、審判に慣れていない初任審判官が審決文を作成する際に必ずチェックしなければならない必須事項を盛り込んだ『審判必須チェックポイント集』を発刊した。最近5年間審決が取り消された審決を審判種類別・取消類型別に深層分析し、裁判所派遣者(技術審理官・調査官)及び審判官が提出した を分析・整理して集大成し、発刊の後に審判官全員を対象に教育を実施する一方、初任審判官の必須教育科目として運営している。

ロ) 『争点別特許判例事例研究』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判の迅速性及び正確性を高めるためにこれまで審判院では多数の判例集を発刊してきた。2010年11月に発刊された『争点別特許判例事例研究』は2006年から2010年8月まで特許及び実用新案分野の最高裁判所・特許裁判所の判例を対象に各判例の事件概要を各々整理し、事件の経緯及び事実関係を把握しやすいようにし、関連判例の要旨及び様々な参考書籍から抜粋した解説を記載し、各判例の多様な見方を紹介している。この本が発刊されてから特許庁のみならず外部からも多くの関心や問合せが寄せられている。また、審査・審判の活用のために2009年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊した。

ハ) 争点別デザイン判例DB検索システムの構築

特許・実用新案(2007. 11)及び商標(2008. 12)に引き続き、デザインにも核心的かつ適した判例を簡単かつ迅速に検索できる争点別判例検索システムを構築した。デザイン分野の特性に合わせて争点別分類体系を構築し、判断基準判例及び最近4年(2006年～2009年)間の特許裁判所及び最高裁判所のデザイン判例を対象に争点判例DBを構築し、2010年12月に検索システムを稼動した。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の新設

審査官に審判業務を体験させると同時に、審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を新設した。指導審判官と1:1マッチングさせ、教育対象の審判事件を選定し、審判合意体における合意のための合意要旨書の作成補助及び合意後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回行われる課程として運営され、計41人が履修した。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく、毎月4回以上各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後には審判情報共有フォルダー「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部の選定などの基礎資料として活用することでそれらを活性化させた。本学習は2010年1年間575回実施された。

一方、審判官の専門性を強化するため、様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を実施することで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果、最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ．評価及び発展方向

2010年には審判品質の管理活動を強化する一方、審判の正確度を高めるため、より実質的な方策を講じて推進した。その結果、審判品質を測定する審決取消率及び提訴率が大幅改善された。審決取消率が大きく減少し、審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2009年と同じく低い水準を維持する成果を挙げた。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2006	2007	2008	2009	2010
審決取消率(%)	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3
提訴率(%)	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて口述審理指揮の適正性、審判品質改善への寄与度、審判部自習学習の達成率などを評価に反映し、審判品質を中心

に審判品質評価システムを再設計すると同時に、審判長による口述審理及び合意プロセスの強化、審決取消事件に対する評価結果の検証を通じた四半期別の審判品質評価委員会の運営を充実化させるなど、審判品質の管理活動をさらに強化する予定である。

2. 口述審理の拡大及び充実化

イ. 推進背景及び概要

最近技術開発の速度がさらにスピードアップしていることから迅速かつ公正な知的財産権の紛争解決のために紛争当事者たちの声に耳を傾けることが切に求められる状況である。審判の審理方法には口述審理と書面審理があるが、口述審理は早期に争点を整理することで審判の迅速な処理を図り、結果に対する当事者たちの受け入れ度を高めることで不必要な訴訟を防止し、審判官の事件理解度を高めて審判品質に寄与する多くの長点を持っている。

そこで、審判でも口述審理を本格的に実施するため、2010年には口述審理を専門的に担当する人材及び施設を確保し、口述審理の開催件数を大幅拡大した。同時に、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための方策を講じて推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、2010年1月特許審判院の移転とともに審判廷を4つ新設し、口述審理の支援及び調書作成のために審判事務官3人と速記録作成のための速記士4人を新しく補充した。2010年口述審理の開催件数は計647件で、2009年の開催件数165件に比べて292%増加した。

2) 口述審理の標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関連の人及び審判官のために標準プロセスが案内できるよう、口述審理マニュアルを2010年12月に発刊した。同時に、口述審理の中で一部をビデオで撮影して監視し、監視の時に撮影されたものの中から優秀事例を抜粋し、口述審理の進行プロセスが簡単に理解できるように優秀事例動画を製作して2010年9月に配布した。

3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

口述審理に参加する人に対する案内システムを常時改善し、2010年4月特許庁ホームページに口述審理の公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人が見学できるようにした。また、既存の審判関連証明書と同様、口述審理調書に対しても2010年7月からオンラインで閲覧及びコピー申請ができるようにシステムを改善した。

ハ. 評価及び発展方向

2010年は口述審理を本格的に実施した元年として、口述審理全般に対する多数の改善及び大きな発展があった。これに対し対外的には審判院の口述審理拡大政策が審理正確性の向上に貢献し、特に代理人・当事者としては裁判所に比べて全ての内容を事由に陳述できる点から高く評価されていることが分かった。同時に、対内的には審判の迅速性及び正確性が高くなっただけでなく、実質的な第1審の機能をしたことから特許審判院のプレゼンスを高めることに大きく貢献した。

特許審判院は今後も口述審理場所を当事者・代理人が多いソウルや広域市に拡大し、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて無料提供するなど、顧客の利便性を高める一方、口述審理の前に当事者に尋問する事項を予め通知し、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人を対象に教育を実施するなど口述審理の効率化を図る予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官室 技術書記官 キム・ジョンチャン

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する評価を実施して不十分な審査を防止し、改善事項を発掘・伝播することで高品質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価制度を運営するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために審査評価チームから次長直轄の審査品質担当官室へと名称が変更した。

<表Ⅱ-1-35> 主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・ 審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・ 評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・ 登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・ 評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・ 品質監理官室の評価官が国内出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は審査課長による指導システムが適切に作動しているのかを検証する用途として活用

ロ. 推進内容及び成果

1) 評価官による審査評価

特許・実用新案の場合、審査官の審査経歴別に審査評価件を差等サンプリングするが、経歴計数上位20%以上に該当する審査官は4件、経歴計数上位20%～80%に該当する審査官は3件、経歴計数上位80%未満に該当する審査官は2件をサンプリングし、新規性・進歩性など実体的な要件を中心に評価している。また、商標・デザインの場合は、経歴計数上位20%以上に該当する審査官は23件、経歴計数上位20%～80%に該当する審査官は20件、経歴計数上位80%未満に該当する審査官は17件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

審査評価官は計15人で、商標・デザイン分野4人、機械・金属・建設分野3人、化学生命分野3人、電気・通信分野5人の審査評価官が該当分野の評価を担当する。

2010年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は494人の審査官を対象に1,434件、商標・デザインの場合は82人の審査官を対象に1,576件、PCT報告書は789件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合は547人の審査官を対象に1,603件を、商標・デザインの場合は99人の審査官を対象に1,934件を、PCT報告書は750件を評価した。

2) 他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内における他審査課の審査終結件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別9件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2010年度上半期の評価は特許・実用新案の場合、494人の審査官を対象に1,443件、商標・デザインの場合は82人の審査官を対象に706件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合、547人の審査官を対象に1,599件を評価し、商標・デザインの場合は99人の審査官を対象に873件を評価した。

3) 審査評価規定及び指針の改正

優秀事例の選定基準を合理的に改正するなど審査評価の公正性及び信頼度を高め、ポジティブ評価を通じた審査品質向上のための基盤を整えた。

特許・実用新案の場合は先行技術検索及び通知書作成要件を優秀事例別に差等化するよう審査評価指針を改正した。先行技術検索及び通知書作成の卓越、優秀及び奨励要件を明確に区分し、優秀事例が合理的に選定されるようにすることで審査官の努力程度によって適切な評価結果が得られるようにした。

商標・デザインの場合は意見提出通知書を2回以上通知した場合を3回以上通知した場合へと審査評価指針のエラー要件を改正することで、拒絶理由の一括通知規定を緩和した。

ハ. 評価及び発展方向

評価官は新規性・進歩性など実体判断を中心に、審査課長は顧客満足度に直結する意見提出通知書作成の充実性を中心に評価するようにしたことで立体的かつ効率的な評価体制を構築し、審査評価を通じて高品質の審査を誘導した。

審査評価の結果は勤務評点または成果評価に反映され、優秀審査官及び優秀審査部署を選定する資料としても活用されている。また、審査評価結果の審査不十分または

優秀事例に対する資料を公開し、審査官が審査の際に参考できるようにしている。

今後、審査着手の充実性評価を本格的に実施し、審査着手の際の品質を高めていく計画である。また、審査品質マイレッジ制度の導入を通じて審査評価点数を個人別審査品質マイレッジを累積管理することで審査品質の変化推移を管理する計画である。

2. 審査品質の合理的な測定と管理

審査品質担当官室 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的に、PPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を強化している。

審査品質は技術の特性、測定時期、測定者の専門知識、品質に対する個人の見方の違いにより、一意的、客観的な定義が難しい抽象的な概念である。従って、審査品質を測定するためにはランダムサンプル審査評価を通じた審査エラー率の測定、審査品質に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判の引用率など様々な品質要素が総合的に検討されるべきである。

特許庁は米国など主要国の事例と既存の品質指標をもとに審査品質を測定・管理するための指標として、特許・実用新案分野の特許決定適合率、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率及び審査品質指数を定めて管理している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 決定適合率

決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定適合率と商標・デザイン分野の拒絶決定適合率に分けられるが、特許決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定件をサンプリング抽出して審査評価した結果、特許決定に間違いのない件の比率で、拒絶決定適合率は商標・デザイン分野の拒絶決定件をサンプリング抽出して審査評価した結果、拒絶決定に間違いのない件の比率であり、決定適合率が高いということは規定に基づいて審査が適正に行われたことを意味する。

これによる2010年度特許・実用新案分野の特許決定適合率は98.5%、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率は99.3%水準である。

2) 審査品質指数

審査品質指数は審査品質と関連した主要要素を抽出した後、この要素の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、指数算定のための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率など計7つの要素で構成される。

この中で比重が最も大きい要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均であり、55%の加重値を与え、残りの要素はその重要性によってそれぞれ異なる加重値を与えた。

一方、審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を考慮して最近2年間の達成率の平均値に設定したが、測定の結果、2010年審査品質指数は目標値より1.2%超過達成した101.2点を記録した。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質はある一つの側面だけ管理するだけで高められるものではないため、現在

使われている審査品質指標以外にも審査品質に影響を与える要素を体系的に発掘・管理することはもちろん、審査に専念できる環境を作ることで全般的な審査品質の向上を図る計画である。

3. 優秀審査官に対する褒賞

審査品質担当官室 工業事務官 ウ・ドンギ

イ. 推進背景及び概要

審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の迅速・正確な業務処理のためのシステム上の支援とともに、審査官・審判官の専門的な技術分析、関連技術の検索、通知書の作成など人材要素の効率と信頼度向上が絶対的に重要である。

優秀な審査・審判官に対する褒章制度は審査・審判官職務の特殊性を考慮し、専門能力を最大に発揮できるよう設けられた制度である。審査・審判官の士気を高め、善意の競争を誘導できるように半期別の審査結果によって優秀な審査・審判官個人及び部署に対して褒賞を行っている。

このような優秀審査・審判官褒賞制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願及びPCT報告書の審査・審判全過程において関連法規や規定が守られたかどうかを評価し、このような評価を通じて優秀審査・審判官を選定・褒章することで高品質の審査・審判サービスを提供することに大きく寄与している。

特に、2010年下半期には審査官の士気を高めるために品質向上優秀賞、新人優秀賞、審査功労賞、無欠点優秀賞部門を新設した。

ロ. 推進内容及び成果

優秀審査・審判部署に対する褒賞は半期別に年2回実施し、優秀審査部署は審査品質担当官室の審査評価の結果と他審査課長の評価の結果を総合した点数順に選定し、優秀審判部署は審判品質指数などを考慮して選定している。

2010年には部署単位褒賞として半期別に最優秀賞の6部署、優秀賞の6部署、奨励賞の5部署が各々選定され、年間合計34の部署に対して褒賞を実施し、先行技術に対する検索優秀部署は請求項減縮率が優秀な4つの部署を半期別に選定して年間計8つの部署に対して褒賞を行った。

<表Ⅱ-1-36>2010年優秀審査・審判部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6 部署	6/6 部署	5/5 部署	17/17 部署	1,210	1,210	2,420	最優秀:90万ウォン/90万ウォン 優秀:70万ウォン/70万ウォン 奨励:50万ウォン/50万ウォン

<表Ⅱ-1-37>2010年検索優秀部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分(上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	上半期	下半期	小計	
合計	4/4部署	240	200	440	最優秀:60万ウォン/50万ウォン

優秀審査・審判官個人部門に対する褒賞もまた半期別に年2回実施し、優秀審査官は審査品質担当官室の評価点数と他審査課長の評価点数を総合した評価点数の順に選定し、優秀審判官は審判品質指数などの点数を考慮して選定している。

2010年上半期には最優秀賞6名、優秀賞11名、奨励賞15名を各々選定し、下半期には最優秀賞6名、優秀賞11名、奨励賞20名など、年間計69名の優秀審査・審判官に対して

褒賞を実施した。また、検索優秀審査官部門は請求項減縮率が優秀な審査官4名を半期別に選定して年間計8名に対して褒賞を行った。

<表Ⅱ-1-38>2010年優秀審査・審判官個人部門の褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6名	11/11名	15/20名	32/37名	1,420	1,570	2,990	最優秀:70万ウォン/70万ウォン 優秀:50万ウォン/50万ウォン 奨励:30万ウォン/30万ウォン

<表Ⅱ-1-39>2010年検索優秀審査官に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)	
		最優秀	上半期	下半期		小計
合計	4/4名		160	120	280	最優秀:40万ウォン/30万ウォン

2010年上半期には審査品質指導に優れた能力を発揮した優秀指導審査課長3名(特許・実用新案分野2名、商標・デザイン分野1名)を選定し、優秀指導審査パート長5名も選定して褒賞を行った。

<表Ⅱ-1-40>2010年上半期優秀指導審査課長に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分			褒賞金(万ウォン)	備考 (特許実用新案/商標デザイン)
	最優秀	優秀	小計		
合計	2名	1名	3名	110	最優秀:50万ウォン/40万ウォン 優秀:20万ウォン

＜表Ⅱ－1－41＞2010年優秀指導審査パート長に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分	褒賞金(万ウォン)	備考
	最優秀		
合計	5名	250	最優秀:50万ウォン

また、PCT優秀審査官部門はPCT報告書の品質を高めるためのものであり、2010年上半期に最優秀賞4名、優秀賞2名を各々選定し褒賞を実施した。また、2010年下半期にはPCT優秀部署を4つ選定して褒賞を行った。

＜表Ⅱ－1－42＞2010年上半期PCT優秀審査官に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分			褒賞金(万ウォン)	備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	小計		
合計	4名	2名	6名	260	最優秀:50万ウォン 優秀:30万ウォン

＜表Ⅱ－1－43＞2010年下半期PCT優秀部署に対する褒賞の内訳

区分	褒賞区分	褒賞金(万ウォン)	備考
	最優秀		
合計	4つの課	200	最優秀:50万ウォン

2010年下半期には審査官の士気を高めるために褒賞範囲を拡大した。審査品質が最も向上した部署には品質向上優秀賞、エラー率が最も低い部署には無欠点優秀賞、審査品質の向上に寄与した経歴審査官の中から審査品質が最も優秀な審査官には審査功労賞、最近1年以内に初めて評価を受けた審査官のうち審査品質が最も優秀な審査官には新人優秀賞を授賞した。

＜表Ⅱ－1－44＞2010年下半期新設された褒賞の内訳

区分	褒賞区分				褒賞金 (万ウォン)	備考
	団体賞		個人賞			
	品質向上 優秀賞	無欠点優 秀賞	審査功労 賞	新人優秀 賞		
合計	1つの課	5つの課	4名	5名	360	品質向上優秀賞：30万ウォン 無欠点優秀賞：30万ウォン 審査功労賞：20万ウォン 新人優秀賞：20万ウォン

ハ．評価及び発展方向

優秀審査・審判部署に対する褒賞は部署の団結と和合及び部署間の善意の競争を誘導することで、審査・審判の品質向上と迅速な審査・審判処理という目標を同時に達成することに貢献している。

個人に対する褒賞もまた審査・審判官に審査・審判の品質向上のための動機を与えると同時に士気を高め、審査・審判の品質を向上させることで、最終的には国民の特許行政に対する満足度を高めることに貢献したものと評価できる。

従って、審査評価の強化のみならず、評価結果に基づいた優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援を持続的に維持・拡大する必要があると思われる。

第5節 方式審査

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

顧客協力局 行政事務官 パク・ギョンヒ
 ユン・ジョンピル
 ホン・イクサン

方式審査処理期間目標制の施行によって2010年受付書類の99.97%を期限(6日)内に方式審査処理を完了した。そのために、方式審査プロセス改善協議会を通じた業務プロセスの持続的な改善(2010年47件の改善事項を発掘)、新規転入者と業務専門家との1:1密着指導、方式審査事例集の発刊などを通じて方式審査処理期間を遵守するために努力した。

＜表Ⅱ-1-45＞方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,418,048	1,417,594	99.97%
出願	872,119	872,084	99.99%
国際出願	22,976	22,965	99.95%
登録	522,953	522,545	99.92%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために登録業務便覧など例規の性格を持った実務指針書の持続的に修正して発刊したり、裁判所公務員教育院の委託課程である「不動産登記実務課程」、「商業登記実務課程」などを受講させるなど、方式担当者の方式審査実務能力の強化と専門性を高めるために持続的に努力を傾けた。

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

1. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・ミョンオク

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営しているが、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育や評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。その他にも特許と商標デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、STN情報検索課程など様々な実務中心の教育課程に特許裁判所勤務者(判事、技術審理官)及び優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する教育を行うことで現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法など知的財産関連の法律及び制度に対する認識向上を通じて審査・審判官の専門性を

高めている。特に、特許法と商標法は2段階(基礎・高級)に分け、基礎課程は理論と制度に対する理解を、高級課程は事例と争点中心の討論方式の授業を進めている。そして、職員の法律素養の増進及び問題解決能力の強化のために、法律の基本課程である民法課程(I・II)を2回に分けて実施している。また、特許と商標など知財権関連の訴訟手続きに必要な民事訴訟法課程も2回(上半期・下半期)運営している。このような法律に対する専門教育は最終的には審査・審判官の実務能力を高め、高品質の審査・審判サービスを実現するのが目標である。

＜表Ⅱ－1－46＞実務中心教育訓練の状況

(単位：回、人)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	2	178
中堅審査官	新規審査官課程の履修者	1	115
審判官	中堅審査官課程の履修者	1	81
審判訴訟制度	特許庁5級以上の公務員	1	68
民法基本(I)	特許庁公務員	1	71
民法基本(II)	特許庁公務員	1	78
民事訴訟法	特許庁公務員	1	38
特許法基礎	特許庁公務員	2	151
特許法の核心争点	特許庁公務員	1	73
特許法事例研究	特許庁公務員	1	51
商標法基礎	特許庁公務員	2	115
商標法の核心争点	特許庁公務員	1	64
デザイン保護法	特許庁公務員	1	42
審査事例研究(I)	特許庁審査経歴1～2年目の初任審査官	2	120
審査事例研究(II)	特許庁審査経歴4年以上の技術職先任審査官	1	33

審決判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	49
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	16
先行技術調査	特許庁公務員	1	9
出願登録審判方式審査実務	特許庁公務員	1	16
PCT審査基礎	特許庁技術職審査官	1	18
PCT審査高級	特許庁技術職審査官	1	13
STN情報検索	化学生命審査局の審査官	1	14
知的財産権関連法	特許庁公務員	1	20
技術素養課程	特許庁公務員	2	29
技術専門課程	特実審査官として転換配置される行政職審査官	1	13
日本語で学ぶ日本特許制度	特許庁公務員	1	15
中国語で学ぶ中国知財権制度	特許庁公務員	1	13
特許行政新規者	特許庁新規採用及び転入公務員	1	27
合計		33	1,530

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、知財権関連の法律教育など専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化すると同時に、現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後研修院で運営中であるKIP0-Academyを活用したオンライン教育と集合教育を連携させた教育運営の拡大などを通じて、高品質の審査・審判サービスの提供における重要な土台になるよう持続的に努力する計画である。

2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)の構築・運営

国際知識財産研修院 教授課 放送通信事務官 シム・ソンハック

イ. 推進背景及び概要

近年常時学習の文化が定着することによって、特許庁職員から教育に対するニーズが急増しているが、集合教育だけではそのニーズに充分応えることができないだけでなく、業務負担などによって勤務の代わりに長期間教育を受けることは困難な状況である。従って、時・空間に囚われないサイバー教育の必要性がさらに大きくなっている。

また、ウェブ2.0時代の到来による学習者の自発的な参加と集団知性を根源とする知識の共有が急速に広がり、IT技術の発展によってマルチメディアを利用したサイバー教育の比重がますます大きくなりつつある。

しかし、サイバー教育だけでは学習者間または学習者と講師間の相互作用や実習には制限があるので、オンライン教育とオフライン教育を混合したBlended Learning (BL)が代案として浮上している。BL方式はオンラインで理論&基礎学習を提供し、オフラインでは実習&深化学習を提供することで学習シナジー効果を最大化する学習技法である。

オンライン教育の成敗を左右するオンライン教育コンテンツにおいても、従来の供給者中心、理論詰込み型教育方式から需要者中心、問題解決型の教育方式へとパラダイムが変わりつつあり、学習者間の相互作用と即時フィードバックが行われる双方向学習へと開発方式を多様化している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2008年に審査・審判など特許庁職員のための常時学習体制を初めて導入し、

職員がいつでもどこでもオンラインを通じて希望する教育を受けられるようにした。

そして、2009年2月には最高の専門家で構成された特許庁の学習特殊性を反映し、庁職員専用の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)を新たに開設した。このサイトには職務研修として認められる常時学習、気軽に希望するコンテンツが自由に学習できる開かれた学習、学習情報交流スペース、e-休憩室などのメニュー項目が設けられ、審査・審判官たちの専門性を考慮して自由気ままに意見が述べられる討論中心の学習を目指した。

特に、特許庁職員の審査・審判能力を高めるため、庁内執筆委員との協力の下で2008年特・実審査争点事例課程を始めに、2009年には出願・登録・審判方式審査実務など5つの課程、2010年にはPCT審査基礎、韓国特許要件審査基準などの教育コンテンツを開発し、良質な教育サービスを提供している。この課程は経験豊富な審査・審判専門家に直接執筆・解説させたことで職員からの関心や興味を誘導した。

その他にも集合教育課程にやむを得ず参加できなかった職員のため、「スマートフォン」、「グリーンエネルギー概論」など新技術の専門集合教育課程の中から主要現場講座を動画で製作し、常に教育サービスとして提供している。

また、教育訓練政策を担当する庁内部署と協力して全部処を対象にする共通教育(「事例で学ぶ公職者の行動綱領」、「グリーン成長戦略の理解」など)をKIPOアカデミーe-ラーニングコンテンツとしてサービスすることで、各種政府施策の内容を時空間の制限なくいつでも学習できるシステムを備え、教育効果を最大化した。

さらに、受講環境を改善するため、既存のパソコン基盤のe-ラーニングをPMP及びスマートフォンでも受講できるようにモバイルe-ラーニングパイロットシステムを開発することで、今後需要が急増すると見られるM-ラーニング基盤システムを構築した。

2010年KIPOアカデミーサイバー教育の運営成果を見ると、知財権法、法律素養課程及び教養講座を含む42の課程の運営(正規5期数、新規審査官2期数、BL3期数の運営)

を通じて計6,396人が受講した。

ハ．評価及び発展方向

2010年には需要部署及び学習者のニーズを反映したコンテンツ及び現場コンテンツの開発を通じて庁内の教育ニーズに積極的に応えると同時に、ユビキタス時代に備えてパソコン環境での学習からさらに一歩進んでいつでも何所でも学習可能なM-ラーニングシステムの基礎を構築した。しかし、各M-ラーニングに適した高いニーズのコンテンツの製作及び提供、DRM技術適用方法の構築などは引き続き発展させていくべき課題である。

そして、優秀学習者に対する賞品やマイレージ提供などのインセンティブの提供と学習者に対するフィードバック強化を通じて特許庁職員のe-ラーニングに対する関心を持続的に誘導し、その利用を活性化していく。

オンライン教育において成功の鍵でもある良質な教育コンテンツの拡充に関しては、審査業務遂行上の専門性を高められるよう「マドリッド国際商標審査課程」、「審査官のための中国語」などのオーダーメイド型e-ラーニングコンテンツを開発すると同時に、情報活用能力及び業務基本素養が高められるように関連機関の優秀なコンテンツを導入して共同活用する計画である。

また、オンライン教育の活性化及び教育効果の向上を図るため、集合教育の前に関連分野のオンライン教育を必修科目として前もって履修させたり、オンライン教育受講生を対象に事例・実習中心の特別講義をオフラインで実施する混合教育方式を拡大していく計画である。同時に、最新のIT技術を反映し、いつでもどこでも学習が可能なモバイルサービスの強化及びスマートフォン専用のアプリケーションを開発して本格的にサービスする計画である。

< 図 II - 1 - 5 > KIPOアカデミー (http://www.kipoacademy.net)



< 表 II - 1 - 47 > 2010年特許庁常時学習センターにおける正規課程42コンテンツの状況

区分	課程名	回数
法・ 制度 (22)	2009年改正特許法の解説(チョン・ヒョンス書記官)	2(20分)
	職務 事例から学ぶ面白い特許	10(30分)
	基礎 事例から学ぶ面白い商標制度の理解	10(30分)
	PCT審査基礎(ムン・ソンフプなど5人、2011)	15(25分)
	職務 特実審査争点事例(パク・ジンソク課長の他5人、2009)	20(30分)
	深化 出願・登録・審判方式審査実務(チョン・ヘヨンの他4人、2010)	15(30分)
	PCT審査実務事例研究(ファン・ウンテク、ムン・ソンフプ2010)	10(30分)

		商標判例研究(カン・ホグン、ペ・チョルフン2010)	10(30分)
		商標審査争点事例研究(チョン・ヒョンジョンの他5人、2010)	10(30分)
		デザイン保護法の事例から見た争点研究(イ・スンフン、2010)	10(30分)
	職務 連携	キム・ウンデザイン保護法1(現場講義、2010)	16(50分)
		キム・ウンデザイン保護法2(現場講義、2010)	17(50分)
		民事訴訟法Ⅰ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)	13(60分)
		民事訴訟法Ⅱ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)	17(60分)
		ソン・ジウオンの商標法1(韓国特許アカデミー、2010)	16(60分)
		ソン・ジウオンの商標法2(韓国特許アカデミー、2010)	13(60分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎1(現場講義、2010)	19(50分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎2(現場講義、2010)	20(50分)
		チ・ヒョンスの特許法問題研究(韓国特許アカデミー、2010)	12(40分)
		チョン・ビョンイルの特許法判例(韓国特許アカデミー、2010)	12(50分)
		チェ・ソンウの商標法1(現場講義、2011)	19(50分)
		チェ・ソンウの商標法1(現場講義、2011)	14(50分)
英文 (3)		国際 能力	クリストファーの米国特許制度(現場講義、2010)
	知財権関連の国際交渉専門家課程(2009)		15(50分)
	韓国特許要件審査基準(ミン・ジョンイム、2011)		10(25分)
基本 素養 (17)	情報 活用	EXCEL2003(基礎)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL2003(基本)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL2003(活用)(行政安全部、2010)	14(30分)
		プレゼンテーション技法(行政安全部、2010)	8(30分)
		POWER POINT2007(行政安全部、2010)	22(30分)
		デジタルイメージ編集一般(行政安全部、2010)	22(30分)

	デジタルカメラ撮影技法及び動画編集(行政安全部、2010)	8(30分)
社会 / 生活	著作権の理解(チュン・ゴンキョ、2010)	14(25分)
実務	報告書作成スキル(チュン・ゴンギョ、2009)	10(25分)
	公文書作成のためのハングル文法(チュン・ゴンギョ、2009)	16(25分)
職務 連携	次世代自動車新技術の動向(1)(現場講座、2011)	12(60分)
	次世代自動車新技術の動向(2)(現場講座、2011)	12(60分)
	スマートフォン(現場講座、2011)	18(60分)
	グリーンエネルギー概論(現場講座、2011)	12(60分)
	LCD-OLED技術(現場講座、2011)	18(60分)
	ヤン・ジンモクの回路理論1(韓国特許アカデミー、2011)	19(50分)
	ヤン・ジンモクの回路理論1(韓国特許アカデミー、2011)	21(50分)

* オープン講座(職務教育時間として不認定)：正規課程の42課程を含め、計86の課程を実施

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出し、国家を豊かにする知識基盤経済では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質の両方面から持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全ての分野に亘って知的財産専門家が必要であるという認識が社会からも共感を得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産教育支援を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定を受け、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム及びKOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化すると同時に、中国・日本・ベトナムなど知的財産研修機関とMOUを締結し、教育プログラムの開発、教材相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は2010年にWIPOと共同でアジア・太平洋地域国家・ARIPO・EAP0の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計8回、170人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計1,940人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

アジア・太平洋地域及びARIPO、EAP0の特許審査官20人が参加したWIPO特許法・特許実務教育課程が3月22日から4月1日から運営され、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力のイラク公務員に対する知財権教育課程、韓－ASEAN

FTA経済協力の一環として進められた韓－ASEAN知財権教育課程も運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程意外にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。10月4日から5日までは中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどアジア・太平洋地域の18カ国の知的財産権政策担当者及び関係者、WIPO関係者、国内参加者など30人が参加した中で「グリーン成長と知的財産セミナー」を開催した。グリーン成長における知的財産戦略の重要性と効果的な活用などをテーマにして、持続可能な発展に向けた世界各国のグリーンイノベーション関連の知的財産政策の戦略及び経験を共有する機会を設けた。

10月6日から7日までは中国、インド、フィリピンなどアジア・太平洋地域の18カ国知財権専門家、WIPO関係者、国内知財権関連従事者など30人が出席した中で、「国家知的財産戦略と発展(National IP Strategies and DeVelopment)」というテーマでセミナーを開催した。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家知的財産戦略の樹立など知的財産専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

国際知識財産研修院は世界主要知的財産教育機関との協力も拡大している。8月24日から26日までの3日間、ソウルのグランドハイアットで国際知識財産研修院の主催で第4回知的財産教育機関長シンポジウムを開催した。本シンポジウムを通じて知的財産e-ラーニングの活性化に向けた各教育機関の戦略の共有、特許審査官教育の発展戦略の模索、知的財産教育に対する様々な学問間の総合的アプローチ方法研究など5つの推進課題をソウルアクションプランとして採択し、ソウルアクションプランの履行状況を第5回世界知的財産教育機関長シンポジウムで点検・発展させていく計画である。

また、シンポジウム開催直前の8月23日に韓・中・日の研修機関長が集まって第1回会合を開催し、三国の人材養成機関が教育訓練に関する情報及びノウハウの共有を通じて知的財産分野人材育成におけるシナジー効果創出の必要性に対する認識を共有し、

共同セミナーの順次開催、優秀講師の相互派遣、研修院教材及び刊行物に関する情報交換、3国研修機関長会合の定例化など合意事項を導き出した。

その他にも日本、中国などと二国間協力も強化している。日本工業所有権情報研修館(INPIT)とは5月13日業務協力調印式を開催し、各種知的財産人材育成プログラム、e-ラーニングコンテンツ及び教育カリキュラムなどに対する情報及び意見などを交換した。中国の場合、2007年から中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーが中国ハルビンで9月8日から9日まで開催され、中国代表団が11月29日から12月3日まで7日間国際知識財産研修院を訪問し、相互教育プログラムの討議及び今後の両国機関との協力強化方法に関して議論した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は、外国政府の要請による委託教育課程の開設である。2010年にはベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム公務員17人が参加した中で韓国の知的財産事業化戦略に対する理解を高めるための委託教育課程が実施された。8月にはインドネシアの教育局長Ms. Melda Kamil Adrianoやパキスタンの教育局長Mr. Syed Khalid Bukhariと二国間会合を通じてオーダーメイド型委託教育を提案し、各国の弁護士・弁理士などの教育参加に関する協議や今後韓国特許庁の講師を派遣する方法、WIPO、ASEAN、KOICA、KDIなどの資金を通じた途上国委託教育方案に関して意見を交換した。

<図Ⅱ-1-6> 2010年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはその分国際的な責任や義務も果たさなければならぬという意味である。

2010年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産教育支援の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めると同時に、世界最高の知的財産人材研修機関を目指して持続的に努力していく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく。また、IP5特許庁研修機関との協力を強化し、2011年開催される予定の第5回世界研修機関長シンポジウムでソウルアクションプラン実行課題の履行状況の点検及び新規協力課題の発掘を主導的に推進していく計画である。

<表Ⅱ-1-48>2011年国際セミナー及び外国人対象の教育

区分	名称	主要内容	日程	参加者
途上国 二国間 協力課 程	ベトナム商標・デザイン 審査官訓練課程	・韓国商標・デザイン審査制度及び プロセス、審査方式に対する教育	5月	20人
	ベトナム特許審査官訓 練課程	・韓国特許審査制度及びプロセス、 審査方式に対する教育	9月	20人
	途上国オーダーメイド 型委託教育支援(UAE)	・知財権制度、実体審査など途上国 の要請によるオーダーメイド型プロ グラム	上半期 (協議)	20人
	途上国オーダーメイド 型委託教育支援(モンゴ)	・モンゴル特許行政自動化システム 構築のための実務者ノウハウ共有	上半期 (協議)	20人

	ル)			
WIPO 課程	特許法・特許実務教育	・ 韓国の先進特許審査システム及び 審査ノウハウの紹介、特許検索戦略 の伝授	4月	16人
	Summer School	・ 大学生及びJunior専門家に対するI P教育	6月	30人
	ア・太地域セミナー	・ 世界知財権制度の発展状況を共有	10月	40人
	知的財産事業化戦略教 育	・ 韓国特許庁の知的財産事業化戦略 を紹介	下半期 (協議)	20人
	途上国オーダーメイド 型知財権教育	・ 知財権制度、実体審査など途上国 の要請によるオーダーメイド型プロ グラム	下半期 (協議)	20人
商標法・審査実務教育	・ 韓国商標分野における審査品質向 上への努力及び政策を紹介	下半期 (協議)	20人	
KOICA 課程	韓・チュニジア知財権専 門家訓練課程	・ 特許ネットシステムの紹介及びチ ュニジア政府に対する特許行政自動 化システム構築の方向提示及びノウ ハウの共有	4月	15人
	ASEAN知財権専門家課程	・ 韓国知財権制度発展の経験を伝授	7月	20人
	途上国知財権一般教育 課程	・ 韓国知財権制度発展の経験を伝授	10月	13人
国際法 律専門 家課程	国際法律専門家課程 I	・ 米国知財権関連法律に対する討論 方式の英語講義	3月	20人
	国際法律専門家課程 II	・ イギリスなどEU知財権関連法律に 対する討論方式の英語講義	12月	30人
	IP5審査官特別課程	・ IP5審査官が参加する韓国特許法律 及び制度に対する討論方式の英語講	5月	6人 以上

		義		
グロー バル専 門講師 養成課 程	グローバルIP専門講師 の養成課程	・講義スキル向上に向けた参加教授 法、集中誘導法、英語教授法	3月	31人
計	17の課程			361人

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヒョンソク

イ. 推進背景及び概要

各国の特許制度の統一化・単純化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計27カ国が加盟するなど全世界的に拡大しつつある。そこで、今後の特許法条約加盟に備えて特許法条約の内容を特許法・実用新案法改正案に反映する作業を推進した。

一方、道路名住所法の施行、電子政府法の改正及びPCT規則改正による外部改正ニーズとともに、包括委任事項変更手続きなど出願人の不便を解決するための改正ニーズを反映するため、特許法・実用新案法施行規則を改正した。

ロ. 推進内容及び成果

特許法条約は特許取得及び維持手続きを国際基準に合わせ、出願人のミスによる特許の拒絶・取消を最小限に抑えることで、国民の特許獲得の機会を拡大するものであり、特許法改正案は特許法条約の内容を全て反映した。

<表Ⅱ-2-1>特許法条約の主要内容

区分	主要内容
----	------

出願日の認定	出願形式を大幅自由にし、論文や外国語でも出願可能
権利救済	期限未遵守によって消滅した権利が回復できる制度の導入
代理人	在外者も国内代理人無しで出願できるよう要件を緩和
優先権の主張	優先権主張の訂正・追加・回復機会の拡大

特許法改正案は特許法条約内容の反映と同時に、難しい漢字でできた法律用語を理解しやすいハングル表現に替え、長く複雑な文章を簡潔・明確にする、いわゆる分かりやすい法令作りを推進した。その他にも顧客の利便性を高めるための制度改善及び実務運営過程で発生した法改正のニーズを一括反映した。

特許法改正案を設けるために2010年1月から5月まで特許法改正推進団を運営し、6月から10月まで庁内関連部署懇談会計3回、外部専門家懇談会計3回、審査官意見収集などを実施し、出願、審査、審判、訴訟など実務に与える影響と予想される問題を様々な視点から検討した。2010年11月29日には国民公聴会を開催し、特許法改正に対する理解を深めた。

一方、2010年7月27日に改正(2010年7月28日施行)された特許法施行規則では道路名住所法(法律第8027号)の制定に基づいて変わる道路名によって発生し得る通知書の送達ミスから出願人の不利益の発生を防ぐため、出願人住所を職権で訂正できる制度を導入した。また、電子政府法の改正によって共同利用が可能な提出書類(法人登記簿謄本など計71種)に対して書類を受け取らず書類情報を確認して業務を処理するよう義務付けた。

補正の際に添付される説明書の記載事項に「国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠となる部分」を追加して補正された内容が国際出願日に提出された国際出願に記載されたどの内容に基づいたものであるのか具体的に説明するようにするなど、PCT規則改正事項を反映した。国内書面提出機関内に既に提出した翻訳文の代わりに新しい翻訳文が提出できると規定しているが、これと関連する手続き及び書式などに対する規定が不十分であるため、出願人が不便を感じる可能性があり、新しい翻訳文を

提出しようとする場合には別紙書式を通じて翻訳文を提出できるようにした。

その他に、出願人及び代理人の便宜を図るため、包括委任事項変更手続きを設けるなど出願人などの改正需要を反映した特許法・実用新案法施行規則を改正した。

<表Ⅱ-2-2>特許法施行規則の主要改正内容(2010.7.27改正)

区分	改正内容
出願人住所の職権訂正	行政区域またはその名称が変更された場合、特許庁が管理している出願人の住所関連情報も変更されたものと看做す
国際出願の明細書など 補正規定の整備	補正書とともに提出する説明書に補正の根拠となる部分を表示させる
包括委任制度の改善	新しい委任事項を追加しようとする場合に備えて包括委任事項の追加手続きを設ける
行政情報共同利用規定 の整備	住民登録表謄・抄本など各種証明書類を行政情報共同利用システムを通じて確認するよう義務付ける

ハ. 評価及び発展方向

2011年には特許法条約を反映した特許法・実用新案法の改正に向けて、産業財産権運営協議会の開催、立法予告、関係部処の協議、法制処の審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を国会に提出する予定である。

一方、特許審判院の審決文などは必ず特別送達するよう規定し、出願人がユーザーの不便や行政費用の無駄遣いを理由に電子送達を希望する場合、特許審判院の審決文なども電子送達できるよう改正を準備している。特許法第11条に基づいて代表者を選定した場合及び書類送達代表者を選定して申告した場合にはその代表者に送達できるようにし、審査猶予申請期間を拡大すると同時に、多様な外国語で記載した特許証(外国語特許証)を発給することで出願人及び特許権者の利便性を高めるよう特許法施行

令、施行規則などを改正する予定である。

2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」するための特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に補完している。

ロ. 推進内容及び成果

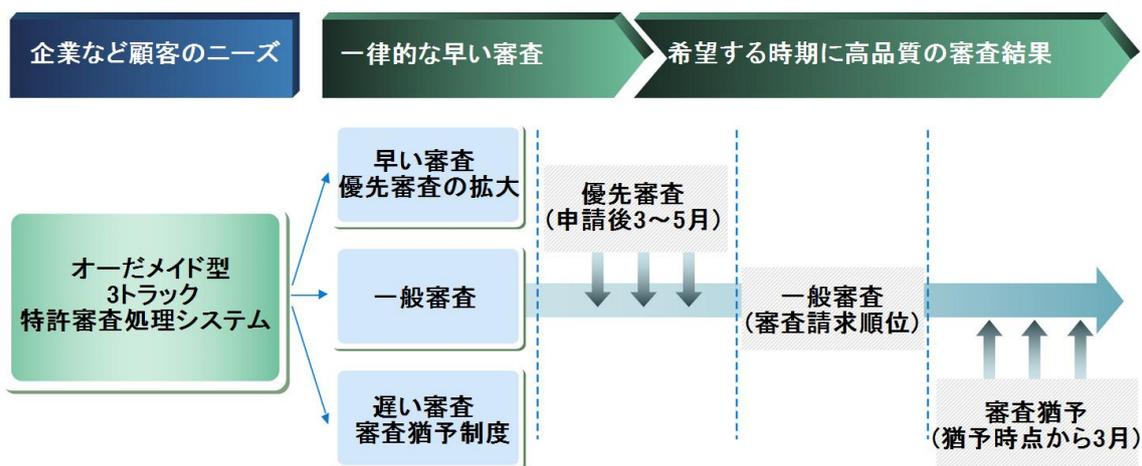
オーダーメイド型3トラック特許審査制度は速い/一般/遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に従って審査処理時点を直接選択できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて1日も早く特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができる。一方、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

速い審査は拡大された優先審査を通じて誰でも利用することができる。ベンチャー企業の出願など特定出願として制限された従来の優先審査対象に含まれなくても、特許庁が指定した専門機関に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けられるようになった。

一般審査は審査請求の順位によって審査結果を提供し、平均審査処理期間を18ヶ月内外で維持している。遅い審査は開発された技術の事業化時期や市場性調査などで、

一般審査よって一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人を配慮したものであり、審査猶予希望時点を書いて申請すると、その時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

＜図Ⅱ-2-1＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



オーダーメイド型3トラック特許審査制度の2010年運営結果を見ると、拡大された優先審査申請は7,399件で全体審査請求(156,892件)の4.7%、審査猶予申請は953件で全体審査請求の0.6%を占めた。2008年施行以後拡大された優先申請の申請は持続的に増加しているが、一方遅い審査は持続的に減少する傾向を見せている。

＜表Ⅱ-2-3＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の利用状況

区分		＜3-Track制度施行以前＞		＜3-Track制度施行以後＞		
		2007年	2008年 (1～9月)	2008年 (10～12月)	2009年	2010年(暫定)
申請	優先審査	12,792(8.2%)	11,897(10.6%)	4,301(9.1%)	20,307(13.7%)	20,832(13.3%)
	(拡大された優先審査)	-	-	(216、0.5%)	(2,680、1.8%)	(7,399、4.7%)

一般審査	142,820 (91.8%)	100,486 (89.4%)	41,982 (89.1%)	125,981 (85.1%)	135,107 (86.1%)
遅い審査	-	-	858 (1.8%)	1,691 (1.2%)	953 (0.6%)
全体審査請求	155,612	112,383	47,141	147,979	156,892

このように拡大された優先審査が高い比重を占めることで、一般審査の遅延、審査官の処理期間管理負担の増加などの問題が発生する可能性があると同時に、遅い審査の利用は速い審査に比べて相対的に比重が極めて少ない側面を見せるなど、各トラック利用における不均衡問題が発生した。

そこで、特許庁は国家産業の発展、出願人の権益保護などを考慮し、緊急処理の必要性が相対的に少ない拡大された優先審査処理期間を従来の申請後3ヶ月から5ヶ月に延長(2011年1月施行)した。また、遅い審査の申請期間を審査請求日から6ヶ月以内から9ヶ月以内に拡大(2011年4月施行)することで出願人の遅い審査利用における利便性を高め、審査請求料を猶予希望時点2ヶ月前まで納付すれば済む審査請求料納付猶予制度(2011年4月)を導入することで出願人の金銭的な負担を緩和した。このような遅い審査申請のインセンティブ提供によって遅い審査の利用がより活性化すると期待される。

一方、専門機関⁹の優先審査用先行技術調査報告書に対する品質評価は行われていたものの、品質評価を活用して個別件に対する品質担保方案は不十分であった。このような先行技術調査管理体系を改善するための方案として、審査官が先行技術調査報告書に対して「未活用」と品質評価した場合、その結果を出願人に通知し、出願人が調査料の一部払戻し、または追加依頼件の調査料に対して割引サービスが受けられるようにする手続きを設けた。

また、優先審査補完指示を出す場合、出願人以外の専門機関にも同時に通知し、報告書未提出など専門機関に責任がある場合には専門機関が直接対応できるように制度

⁹ 特許庁が指定した専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)

を改善した。一方、各専門機関は2011年から先行技術調査料の手数料体系を機関別に多様化し、出願人に選択の自由を与えた。

ハ. 評価及び発展方向

出願人はオーダーメイド型3トラック特許審査制度を利用し、自分の特許戦略に基づいて「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスのうち一つを選択することで、特許審査時期を自由にコントロールできる。今後も特許庁は制度の利用状況や顧客からのニーズを持続的に把握し、オーダーメイド型3トラック特許審査制度をさらに発展させていくための努力も続ける予定である。

3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

グリーン技術超高速審査制度とは、出願人がグリーン成長国家発展戦略の各種支援政策によって研究・開発したグリーン技術特許出願に対して超高速審査を申請すると、特許庁が該当出願を迅速に審査して1ヶ月以内に審査結果を提供してくれる制度である。同制度の施行のために特許法施行令・施行規則・優先審査告示など関連法令を改正して2009年10月1日から施行した。

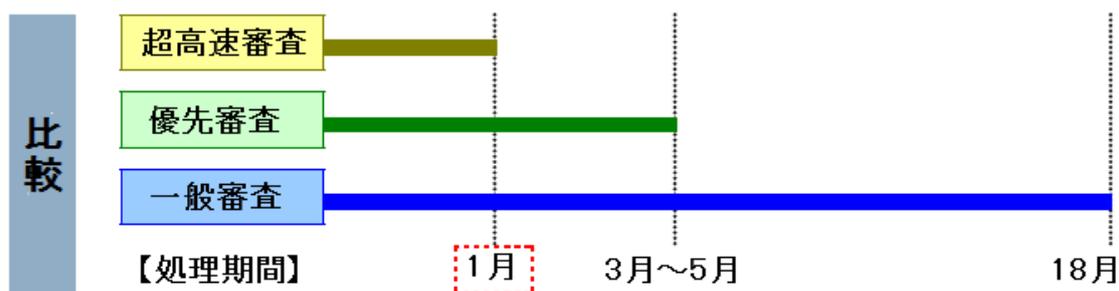
ロ. 推進内容及び成果

2010年4月から「低炭素グリーン成長基本法」が施行されたことから、グリーン技術として上記法令に基づいた各種支援政策関連の特許出願も超高速審査の対象に含まれるよう、グリーン技術超高速審査の対象を拡大した。これを通じてグリーン技術認証、

グリーン専門企業の確認、グリーン産業投資会社の投資などグリーン成長に向けた政府の各種支援政策と直接関連する特許出願も超高速審査の恩恵が受けられるようになった。

超高速審査が申請された出願は申請日基準から見ると全体の処理期間が最長28日（1ヶ月以内）になるよう制度が設計された。一般出願の場合は審査待機期間が平均18ヶ月であることを考えると、超高速審査が申請された出願が如何に迅速に処理されているのかが分かる。

＜表Ⅱ－2－4＞超高速審査の期間短縮効果の比較



ハ. 評価及び発展方向

超高速審査の申請状況を見ると、制度施行1年3ヶ月間（2009年10月～2010年12月）、計281件（2009年52件、2010年229件）が申請され、そのうち209件（2009年40件、2010年169件）が超高速審査の要件を全て満たして超高速審査を受けた。処理期間の面では申請要件を補完する場合など特別な事由がある場合を除いて全て申請後1ヶ月以内に審査結果が提供され、最も速い特許決定は申請後の13日目に提供された。また、超高速審査を利用した早期権利化のメリットが大きく、一度超高速審査を利用した出願人が再度利用するケースも徐々に増加している。

外国の優先審査制度と比較してみても、申請後1ヶ月以内に審査結果が提供されるという点で全世界で最も速い審査制度と評価されている。今後も特許庁は「グリーン技

術の早期特許権利化支援」という政策目標を充実に達成できるよう、グリーン技術超高速審査制度を拡大・発展させていく計画である。

4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換され、活用される審査業務の国際協力時代を迎えて、世界的に認められる高品質の審査のためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡大とともに完成度の高い審査基準の整備が必須である。また、特許先進5カ国特許庁(IP5: 韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間で審査結果の相互活用を促進するため、共通の特許審査基準の構築を基盤課題の一つとして推進している。

このような状況の下で韓国の審査環境に適し、共通審査基準の推進に先に対応するために2009年特許要件審査基準改正に引き続き、明細書記載要件、発明の単一性及び新規事項の追加など審査プロセス全般に関する審査基準を世界的な水準にアップグレードするための改正作業を進めた。

ロ. 推進内容及び成果

そこで、先進5カ国特許庁間の特許手続き審査基準及び審査実務に関する比較研究などを通じて47の主要項目を含む全体審査基準のうち39%に対して新設及び改正を行い、目次体系及び叙述体系を改編するなど2002年以後8年ぶりに審査指針書を全面改正した。また、既に英文化された特許要件審査基準の他に特許手続きの審査基準を追加で英文化して外国出願人及び代理人などに提供するなど、国際協力時代に似合う審査基盤を構築するために努力した。改正された特許審査基準の全文及び英文特許審査基準は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)の「情報広場>刊行物>審査指針、基準、

マニュアル」からダウンロードできる。

主な改正事項としては、明細書記載要件に関して特許法施行規則で規定する必須記載項目別に詳細な説明の記載方法要件に対する審査基準を詳細に設け、審査実務上頻繁に発生する事例を挙げて具体的な運用方法を提示した。また、現行法令体制に従って詳細な説明の記載要件を「実施可能要件」及び「記載方法要件」に分けて審査方法を詳細に記述した。また、詳細な説明にエラーがある場合の拒絶理由通知方法を明確にし、請求項に記載された発明が簡単に実施できるのであれば記載方法の要件を違背したとしても拒絶理由を通知しないよう規定した(以上審査指針書第2部第3章)。また、審査効率性の向上に向けて単一性審査手続きを具体的に細分化し、単一性有無による審査対象請求項の確定方法を明確に提示した(第2部第5章)。そして、最新の最高裁判所の判例を反映して新規事項に対する判断原則を改善し、分割・変更出願の場合は新規事項追加判断の対象はその出願で最初添付された明細書・図面であり、原出願の明細書でないことを明確化(第2部第6章、第4部第2章など)する一方、周知慣用技術が補正によって追加される場合の判断方法を新設した(第4部第2章)。

その他の主要改正事項は以下のとおりである。

審査基準の主要改正事項

- ①指定期間、法定期間による期間の延長可能の可否、延長可能な期間などを一目瞭然に整理(第1部第3章4.1-4.4)
- ②発明者の訂正に関する具体的な運用基準の設定(第2部第1章2.)
- ③発明の名称が不適合である場合の取扱方法の新設(第2部第2章4.)
- ④パラメーター発明など特殊な発明の実施可能要件の新設(第2部第3章2.3.2)
- ⑤特許法施行令第5条第1項、第2項及び第6項に関する審査基準の追加(第2部第4章6.)
- ⑥請求範囲提出猶予制度の利用可否の判断基準の新設(第2部第4章7.)
- ⑦微生物関連出願の審査基準の再整備：微生物寄託時期、新規事項の追加判断基準など(第2部第6章)
- ⑧公知例外主張関連証明書類の明確化(第3部第2章5.5.1)

-
- ⑨国際特許出願の公知例外主張審査基準の新設(第3部第2章5.5.3)
 - ⑩国際特許出願における先願の地位審査基準の改正：特許法第201条第6項を反映し、翻訳文記載発明に先願の地位を認める(第3部第5章4.1)
 - ⑪競合出願が設定登録された場合の協議可能判断規定の新設(第3部第5章5.)
 - ⑫特許法第81条第3項を参考して出願継続に関する定義規定の新設(第4部第1項3.1)
 - ⑬特許法第51条第1項括弧規定の解釈基準の新設(第4部第3章2.)
 - ⑭取消差戻しされた出願において補正却下と関連する審査基準の新設(第4部第3章4.)
 - ⑮IPC確定分類手続きを審査実務に合わせて具体化(第5部第1章3.5)
 - ⑯拒絶理由を再び通知せず、拒絶決定できる場合に関する審査基準の補完(第5部第3章5.2)
 - ⑰再審査請求において差し戻さなければならない場合を明確化(第5部第4章2.2)
 - ⑱分割・変更出願の公知例外主張、優先権主張の適法否判断基準の明確化(第6部第1章4.)など
-

外見的な側面からでも従来のサービス形態を改善して需要者にやさしいウェブサービス(e-審査基準)を構築することでアクセスしやすくすると同時に顧客参加方案も拡大した。特許顧客であれば誰でもワンクリックで特許審査基準ウェブサービスにアクセスして特許制度の運用基準を確認したり、参考資料などがダウンロードでき、審査基準に対する意見も述べられる。

ハ. 評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善され施行されることによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からの反応も高まりつつある。また、知的財産権のグローバル化時代を迎えて特許・実用新案の審査基準を先進国水準に引き上げ、国際協力時代を問題なく備えることができた。

今後も特許法条約を反映した特許法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産が守られるように顧客の立場

から持続的に特許制度の改善が行われる。また、このような制度改善を支えるため、顧客志向で世界的な水準の審査基準を提供するように持続的に改善・補完していく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 ユン・ジョンソク

イ. 推進経過

特許庁は韓・EU FTA(2010. 10. 6正式署名)を履行するために韓・EU FTA付属書に登載された地理的表示と類似した後出願商標が拒絶できる根拠条項を新設する商標法改正案を設けて2010年10月国会に提出した。

また、特許庁は経済危機の早期克服を支援し、商標権者などの不便や負担を緩和させるため、商標登録料分割納付制の導入及び商標権の存続期間更新登録の申請制への転換などの内容を骨子とする商標法改正案が2010年1月から施行され、国民が従来感じていた様々な不便が解消された。

ロ. 韓-EU FTA履行法律案の主要内容

1) 韓・EU FTA付属書に登載された地理的表示と同一・類似した後出願商標の拒絶

韓・EU FTA協定により保護義務が発生した地理的表示と同一・類似した商標を協定発効日以後に出願(後出願)した場合は拒絶するよう根拠規定を新設した。保護される地理的表示は酒類、農産物関連EUの地理的表示162個と韓国の地理的表示64個であり、保護される賞品の範囲を同一商品から同一商品として認識される商品まで拡大した。例えば、ボルドーワインというEUの地理的表示と類似した商標(ボルドー発泡性ワイン)が出願されれば、標章が類似(ボルドーとボロドー)し、商品が同一であると認識される商品(ワインと発泡性ワインは同一であると認識される商品)として出願されたた

め、出願商標(ポロドー発泡性ワイン)は韓・EU FTAが発効されれば登録が受けられない。

2) 商標法上の地理的表示団体標章で保護される商品の範囲を拡大

韓・EU FTAで保護される地理的表示と商標法上の地理的表示団体標章間の衡平性を考え、地理的表示団体標章の商品範囲を協定上の地理的表示の商品範囲(同一商品または同一商品として認識される商品)に拡大した。従来、地理的表示団体標章の商品保護範囲は同一商品にだけ限定されていたが、韓・EU FTAによって商標法上の地理的表示団体標章の商品範囲を同一商品として認識される商品まで拡大し、地理的表示団体標章権者の権利範囲をEUの地理的表示と同等に保護する予定である。

3) 商標権侵害に使われた材料も没収するよう改正

商標権を侵害する物品を製造するには製作用具だけでなく、材料も必需的に使用されるのが一般的であるにもかかわらず、現行の商標法では材料を没収できる根拠条項がなかった。そこで、商標権侵害物を製造する上で使用される製作用具のみならず材料も没収するように商標法を改正して韓・EU FTA協定を履行する一方、商標権を効果的に保護できる制度上の装置を設けた。

ハ. 出願人の便宜を図るための制度改善案の主要内容

1) 商標登録料の分割納付制の導入

現行法令上、商標登録料は登録決定または登録審決の謄本を受け取った日から2ヶ月以内に一括納付するようになっているが、商標権者などの負担を緩和するため、商標登録料を2回に分割して納付できるようにした。

2) 商標権存続期間更新登録を申請制に転換

現行の規定は商標権の存続期間を更新する場合、商標権の存続期間更新登録出願をする必要があるが、商標権の存続期間更新登録申請制度に簡素化することで、期間内に商標登録料を納付して簡単な存続期間更新登録申請書を提出すれば、別途の審査手続きを踏まなくても存続期間の延長ができるようにした。

3) 商標登録出願に対する審査の順番及び優先審査の根拠を明示

現行の規定では商標登録出願に対する審査の順番と優先審査の根拠を「商標法施行規則」に置いているため、これを商標法に直接明示した。

4) 職権補正制度の導入

現行の規定は商標登録出願書などに明白な誤記などと判断される事項があっても審査官が職権で訂正できる根拠規定がないため、このような明白な誤記などに対しては出願人に補正要求書を発送しなくても審査官が職権で訂正できるようにした。

5) 手数料払戻し対象の拡大

現行の規定は商標登録出願後1ヶ月以内に取り下げたり、放棄した出願の商標登録出願料のみ払い戻すようにしているが、商標登録出願の優先権主張申請料も払戻しの対象として追加した。

二. 評価及び発展方向

韓・EU FTA履行のための商標法改正案は国会に提出されてから所管の常任委に係留中であるため、韓・EU FTA批准同意案と同時に通過するものと見られる。

韓・EU FTAが発効すれば、韓・EU FTA付属書上の地理的表示を権原なく使用することが禁止されるため、国内の関連業界は格別に留意しなければならない。一方、韓・EU FTAは韓国の地理的表示が国際的に進出できる機会を作ったことにその意義がある。

従って、韓国の地理的表示商品の品質を高めることはもちろん、現地に適したブランド管理戦略でEUの市場を攻略できる戦略を講じて推進することが求められる。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 キム・ジメン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は50年前初めて制定された「意匠法(現在のデザイン保護法)」と大きく変わらない。特に、製品デザインを前提とするデザインの保護対象、出願書に記載された物品に限定される狭いデザイン権の保護範囲、世界で最も厳しい図面要件審査などは急変しつつあるデザイン市場を支えることができず、むしろ足を引っ張っているのが現状である。そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び法曹界など様々な人からの意見や批判を聞き入れ、デザイン保護対象や保護範囲の拡大などを主な内容とするデザイン保護法改正(案)を整え、2010年7月国会に提出した。

ロ. 推進内容及び成果

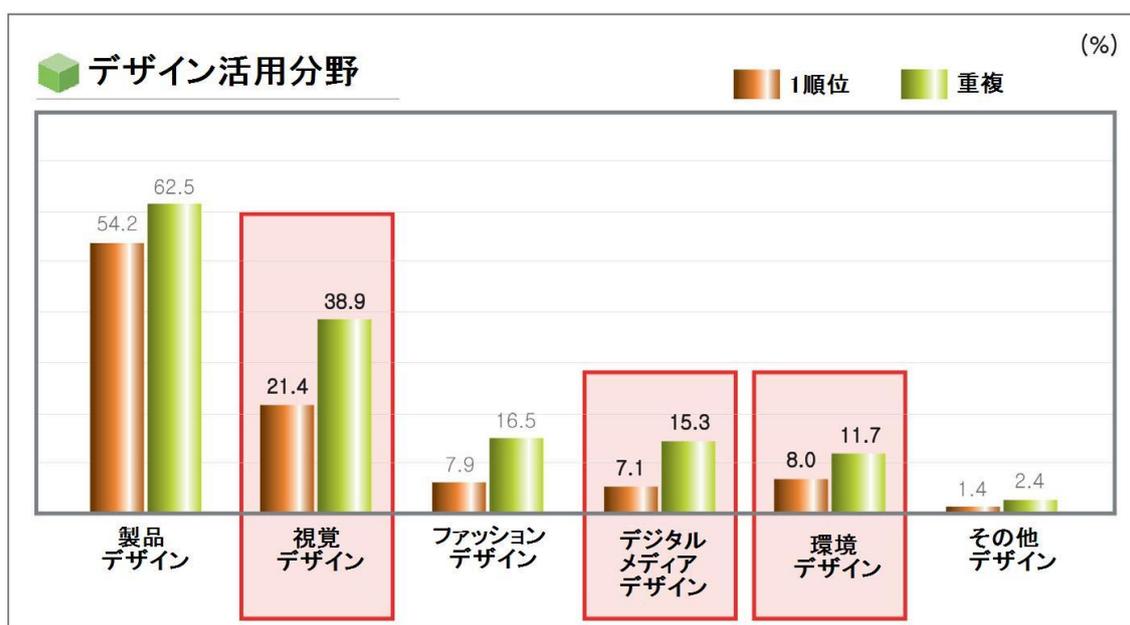
1) デザインの保護対象の拡大

現在、デザイン保護法は画像デザイン、フォントデザインなど産業界からのニーズを持続的に反映してきたが、根本的に「製品デザイン」を中心に保護されている。

しかし、デザイン環境がアナログからデジタルに変化したことでデザインの保護対

象も変化が必要である。特に、「グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンなど」模様と絵柄を強調するデザイントレンドによって、デザイン保護対象の拡大に対するニーズがデザイン業界を中心に増大しつつある。このようなデザイン保護制度とデザイン環境とのギャップはデザイン制度の活用度を必然的に低下させざるを得ない。2009年韓国デザイン振興院で発表した韓国のデザイン活用分野などを考慮すると、デザイン保護法上の保護対象の拡大は必然ともいえる。

<図Ⅱ-2-2> デザイン活用分野



出処: 知識經濟部、韓国デザイン振興院/産業デザイン統計調査総括報告書 2009. 39ページ

デザイン保護対象と関連して国際的な動向を見ると、「グラフィックシンボル」など2次元平面デザインはヨーロッパ、米国などでは既にデザイン権として保護されている。また、「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」でも正式物品名称として許容しているなど、デザインの保護対象の拡大は当然なこととして認められている。

特許庁はこのようなデザイン環境と国際的な流れを反映し、既存の製品デザインのみならずグラフィックシンボル、ロゴなど2次元平面デザインとインテリアデザインなど新しい領域をデザインの保護対象とするデザイン保護法改正(案)を設けた。

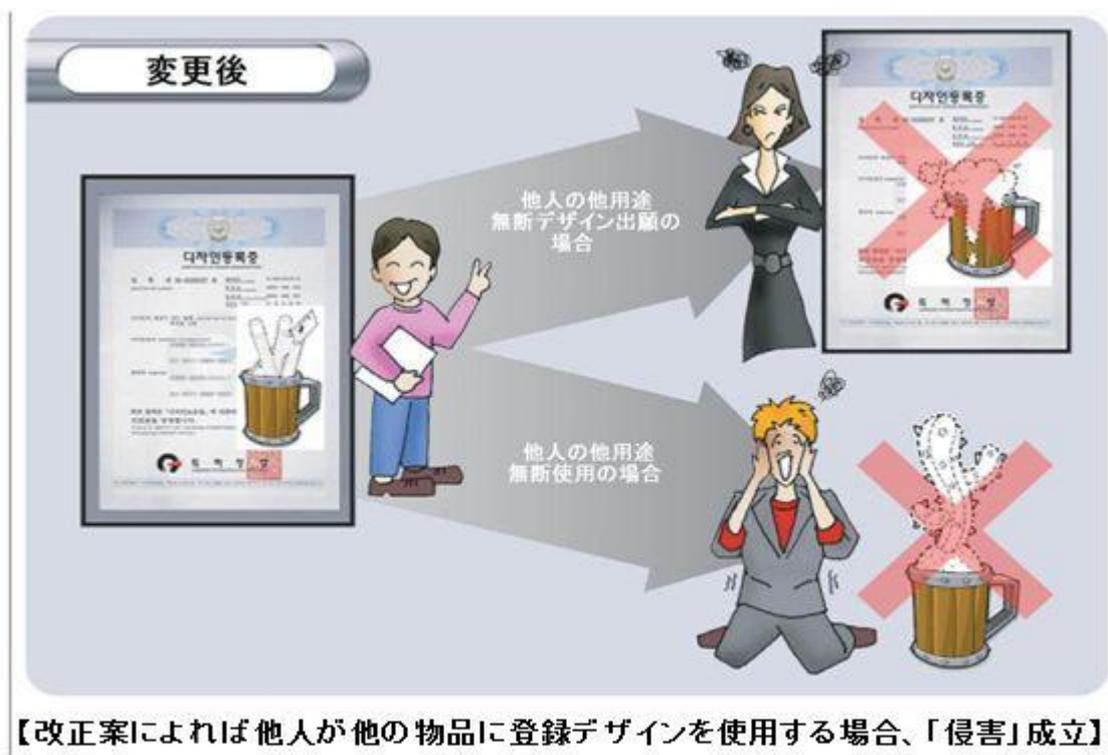
2) デザイン権の保護範囲の拡大

現在のデザイン保護法はデザイン権の権利範囲を出願書に記載された物品と同一・類似した場合に限定しているため、最近のOne Source、Multi-Use、Convergence(融合)トレンドを反映するには足りない。結局登録デザインを模倣して他の物品に使用(登録)する場合、それを制止する方法がなく、デザイン制度自体の有用性が問題とな

っている。例えば、特許庁のキャラクターである「」が正しく保護されるためには、模倣可能な全ての物品(人形、文房具、衣類、靴、帽子など)に対してデザイン登録を受ける必要があり、相当な費用がかかる。また、最近流行している「スマートフォン」の場合、電話機、MP3プレーヤー、PMP、パソコンなどを融合させた製品であるが、現在物品の類似概念では正確に捉えられない限界がある。

<図Ⅱ-2-3>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較





一方、先進国の場合はデザイン権の範囲を「物品」に限定していない。ヨーロッパはデザイン権の保護範囲を全体的に同一・類似した印象を与えるデザインまで全て含め、物品の名称はデザインの保護範囲に影響を与えないと明確に規定している。特許法によってデザインを保護している米国は、「物品」を異にして第三者が登録デザインを使用する場合、追加的な賠償条項を入れてデザイン権者の損害賠償請求を可能にしている。

今後はデザイントレンドを反映し、創作「デザイン」そのものが模倣から保護される制度にする必要があり、このような趣旨を反映して、デザイン保護法改正(案)はデザイン権の保護範囲を出願書に記載された「物品」に限定しないことを明確にした。

3) その他の主要改正内容

権利保護対象及び保護範囲の拡大以外にも現在国会に提出されたデザイン保護法の改正(案)は複数デザイン制度の改善、存続期間の延長、新規性喪失例外制度の改善、

類似デザイン制度の改善(関連デザイン制度の導入)、再審査請求事由の拡大など出願人の便宜と権利を保護するための内容が盛り込まれている。

<表Ⅱ-2-5> デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	○無審査品目 ○最大20個まで認定 ○全体登録/全体拒絶	○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶
存続期間	○設定登録日より15年	○設定登録日より出願日後20年
新規性喪失例外	○出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出	○審査官が拒絶理由を通知したり、第三者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張
類似デザイン	○独自の権利範囲が認められない<判例>	○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認定
再審査請求事由	○図面の補正に対してのみ再審査請求が可能	○補正事項全部に対して再審査請求が可能

ハ. 評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月国会に提出され、2010年12月末現在国会に係留中である。デザイン保護法改正(案)を通じてデザイン制度の外側で保護されなかったデザインが法的に保護されることでデザイナーの創作意欲が高まると思われる。また、デザイン権の権利範囲を現実に合わせて拡大することで、デザインの模倣を防止し、新しく独創的なデザインの創作を促すことになると思われる。最終的には韓国のデザイナーと企業のデザイン競争力が強化すると期待される。

一方、韓国のデザイン競争力が毎年高まるにつれ、海外市場における韓国企業の優れたデザインを迅速かつ簡単に、そして費用の負担なく保護する必要性も高まってき

た。特に、貿易規模が1兆ドルを超え、主要国とのFTAが活発に進められている状況の中で、韓国の優れたデザインが海外で簡単かつ迅速に保護が受けられる制度の導入が急がれる。特許庁は2011年にはデザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定(ジュネーブ法)」への加盟に向けたデザイン保護法改正(案)を追加でとりまとめて国会に提出する計画である。ヘーグ協定を利用する場合、一つの手続きで複数の国家に出願する効果をあげることができ、登録後にもデザイン権の一元的な管理が可能である。ヘーグ協定の加盟は国際出願方式において出願人の選択の幅を広げると見られる。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チョン・ソクヒョン

イ. 推進背景及び概要

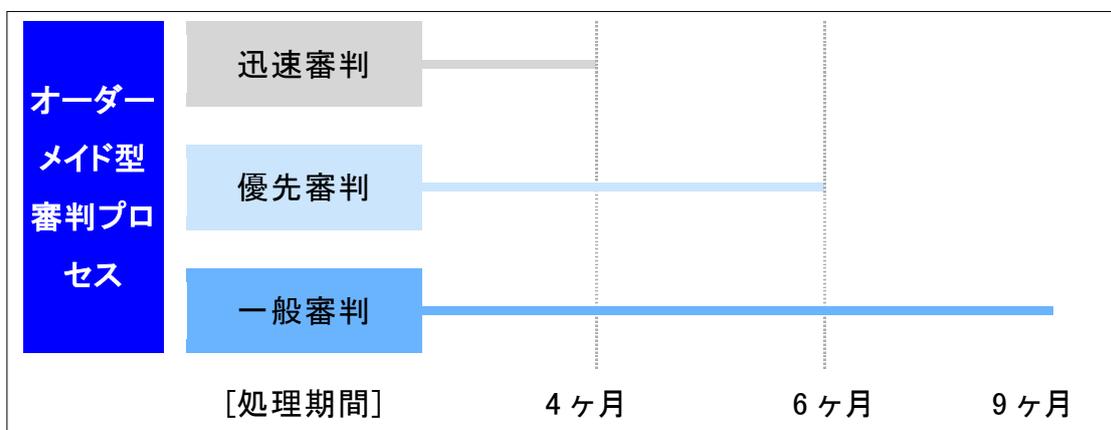
審判制度の改善、審判事務処理システムの効率化、審判処理計画の樹立及び審判官増員などの努力を通じて、2003年14ヶ月であった特許審判処理期間が2010年には年平均9.9ヶ月に短縮された。しかし、このような審判期間の短縮にもかかわらず、審判処理期間に対する審判顧客からの多様なニーズに応えることができず、これに応えられる方策を講じることになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は速やかな処理を要する審判事件に対する審判プロセスを新たに設計し、審判処理期間を3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

＜図Ⅱ－2－4＞オーダーメイド型審判プロセスの概要



また、2010年には無効審決の取消訴訟継続中に請求された訂正審判は、審判結果が裁判所の特許無効判断に重大な影響を与えることから、審決取消訴訟の弁論終結前に迅速な処理が求められ、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象として追加した。また、審判請求日より6ヶ月内に審決する決定系審判事件を審理終結予定時期の通知対象として追加することで、当事者の審判に対する予測可能性を高め、十分な意見提出機会を与えるようにした。

＜表Ⅱ－2－6＞2010年優先、迅速及び一般審判の対象件数

区分	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
優先審判	542	1,725	2,267
迅速審判	1	15	16
一般審判	3,500	8,089	11,589
計	4,043	9,829	13,872

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 電算事務官 ムン・ギファン

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって全世界における知的財産出願が着実に増加しつつある。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁の庁長が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長級実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長会議を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長会議が開催され、この会議でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5庁長会議で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2. 先進5カ国特許庁長会議の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長会議が済州で開催され、韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国の庁長及び実務関係者が参加した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

2日間に亘る公式庁長会議と夜間の非公式実務会議などを経てIP5はついに特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Workin-sharing)を公式推進することで合意した。細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力を推進するための10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題2つずつを担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気を高め、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

<表Ⅱ-3-1> IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
ヨーロッパ(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官訓練戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ

当初参加国間の立場の違い及び中国の反対などで合意に達することは難しいと見られたが、持続的な努力の末IP5間の合意に達し、公式的にIP5協力体制を発足させることができた。

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたことを複数の国が協力して特許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラ

タイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。同時に、全世界の特許制度の統一化及び標準化議論もさらに活発化していくと思われる。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより速く、簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の国家に同時出願できるなど、海外での特許獲得におけるユーザーの利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、IP5実務会議が早いスピードで既存の先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議を代わり、IP5体性が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国の強みのある技術分野の国際共通特許分類反映のために努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

3. 今後の推進計画

2011年6月にはIP5庁長・次長会議が日本で開かれる予定であり、分類実務会議(2011年3月、中国北京)、情報化実務会議(2011年3月、韓国大田)、特許審査政策実務会議(2011年6月、オランダハーグ)など分野別実務会議が開催される予定である。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二カ

国間会談を通じても二国間の審査協力をさらに拡大することで、IP5協力をさらにスピードアップさせるために努力する計画である。

第2節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことから、韓国の企業体、研究員などが発明・考案して国内及び海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。従って、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正しい保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁では海外で韓国知的財産権が積極的に保護されるよう、米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願登録を迅速・正確に受けられることができ、紛争からも正当な保護を受けられる環境づくりに励んでいる。

また、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(working-sharing)が可能な解決策として脚光を浴びていることから、外国特許庁との二国間協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長との会談を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められる。庁長会談とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年の1年間特許庁はEPO、日本、中国、ドイツ、イタリア、オーストラリアなどと庁長会談を開催し、先行技術共同調査及び審査官交流など特許審査交流プログラム、特許情報交換及び特許行政情報化など情報化分野の協力に合意するなど、計62件の合意を導き出した。特に、フィンランド及びドイツとは新たにPPHを施行し、韓国とPPHを施行する国は8カ国に増えた。

審査分野における業務協力のためには米国特許庁及びヨーロッパ特許庁とPCT協業審査(collaborative search and examination)のパイロットプログラムを実施し、米国特許庁とは戦略的優先審査(SHARE; Strategic Handling of Application for Rapid Examination)を実施することで、他の特許庁の審査結果を活用して審査滞積が解消できる方案を模索した。

同時に、特許庁はこれまで特許分野に比べて相対的に不十分であった商標及びデザイン分野の国際協力を強化するために力を入れたが、ヨーロッパ商標庁(OHIM)と二国間協力事業を推進するためのチャンネルを構築し、中国及び日本とデザイン分野の専門家会議を開催することで合意した。

ハ. 評価及び発展方向

PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権が獲得できる道を切り開き、国際的な業務協力を通じて迅速かつ高品質の特許審査サービスを提供できる基盤を構築した。同時に、商標分野においても新規協力が開始されたことで、韓国企業の海外における知的財産権保護基盤がより確固たるものになった1年といえる。

2. 知財権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

イ．推進背景及び概要

知的財産が今後成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権を獲得しようとする国家も多角化している。そこで、特許庁はこれまで知財権分野における交流が相対的に不十分であった国家と知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ．推進内容及び成果

2010年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など昔からのパートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、南米、アフリカ地域に協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を記録している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは庁長会談を開き、商標分野での協力、ベトナム審査官向けの教育課程の提供及び講師派遣、ベトナムでの知財権保護強化のための協力などに合意し、二国間チャンネルを通じた交流を続けるための土台を確保した。

これまで交流が不十分であった南米地域国家とは知財権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、南米地域の拠点国家としてブラジルを選定し、知財権分野における包括的協力に向けたMOUを締結することで、南米地域との交流に向けた足掛かりを築いた。チリとは韓国特許庁を特許協力条約(PCT)上の国際調査機関として指定するMOUを締結し、南米地域に特許審査サービス提供をスタートした。

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)との庁長会談を通じてアフリカ地域との知財権交流を活性化させるための方策も模索したが、ARIPOと韓国特許庁は知的財産関連情報の交換、審査官教育、情報化分野における協力など9つの事項に合意した。

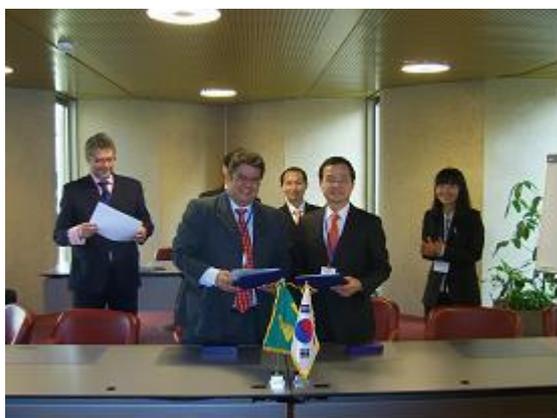
ハ．評価及び発展方向

2010年はベトナムと知財権分野において戦略的パートナー関係を続ける基盤を構築し、他のアセアン国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したといえる。これを基に遠くない未来には韓国がアジア地域における知財権分野のリーダーとして役割を果たせるものと期待している。

また、2010年は南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を具体化した1年といえる。今後は今回構築された二国間チャンネルを基により直接的な協力事業を推進し、該当地域の他の国にまで協力範囲が拡大できるものと期待される。

このような活動は最終的には該当国家の知財権制度の発展のみならず、知財権保護の重要性も同時に認識させることで韓国企業が該当国家でより自由に活動できる基盤を構築することができると思われる。

<図Ⅱ-3-1> 2010年度南米地域特許庁とのMOU締結



韓－ブラジル特許庁間のMOU締結



韓－チリ特許庁間のMOU締結

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 キョン・ミンス

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1) 第48回WIPO総会

2010年9月20日から29日までスイスのジュネーブで開催された第48回WIPO総会でイ・スウォン庁長は基調演説を通じて核心と経済発展のためのツールとして知的財産の重要性を力説し、国際社会の共同繁栄のための方案として「知的財産分ち合いの実践」を提示した。グローバル知的財産制度の発展を阻害する要因の一つが先進国－後進国間の蟠りであることを考えると、後進国が知的財産制度のメリットを享受するように先進国が知的財産分野で構築したノウハウを後進国に伝授する「知的財産支援キャンペーン」の必要性を強調したものである。

また、イ・スウォン庁長は顧客の利便性を高めるために世界知財権制度の調和と国家間の審査協力の拡大を促すと同時に、階層間のバランスの取れた発展のためには低所得者層や社会的弱者を配慮する知的財産政策も必要であると述べ、「公正な知的財産社会の実現」を強調した。イ・スウォン庁長は知的財産制度の恩恵を受けられない低所得者層や社会的弱者を配慮するための知的財産政策も必要であると述べ、韓国の公益弁理士制度、開発が遅れている地域の子供たちのための創意発明教育の提供などを紹介した。

イ・スウォン庁長はまたフランシス・ガリーWIPO事務総長との会談を通じて、世界経済危機によって2009年全世界PCT出願が4.5%減少した中、韓国・中国・日本だけ唯一PCT出願が増加している状況と説明し、それだけ国際知財権制度において韓・中・日3国が占める比重や影響力が大きくなっていることを言及した。このような理由で韓国特許庁とWIPO間協力の重要性はますます高まりつつあり、様々な協力方案を議論するためイ・スウォン庁長はフランシス・ガリー事務総長を2011年韓国に招請した。

特許庁代表団はWIPO総会と同期間に開かれる様々な付帯行事に参加した。9月22日開催されたB+グループ会議は特許実体法の調和達成を目指す意志を再確認し、公知例外

適用期間(grace period)など主要問題に対する共同研究結果物を公開するなどの成果を挙げた。

2) 特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月にそれぞれ開催された第16回PCT国際機関会議と第2回PCT実務グループ会議では国際調査機関と指定官庁が同じである場合、国内出願に対して繰返し調査は実施しない方案など国際審査の有用性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムのパイロットプロジェクトなどロードマップの主要内容に対する議論が行われた。韓国側は米国・ヨーロッパ、日本など先進特許庁と共にPCT機能強化のためのロードマップの速やかな採択を支持した。一方、韓国側は第2回PCT実務グループ会議で「3-Track PCTシステム(出願人が速い手続き、正常手続き、遅い手続きの中から選択)」というPCT改革案を提案し、同提案をロードマップに含めて議論すべきであると主張した。

2010年2月に開催された第17回PCT国際機関会議では韓国代表団が前回の会議で提案した「3-Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期に関する議論が行われた。「3-Track PCTシステム」は今後PCT実務会議及びPCT総会で追加的に議論すること、PCT協業審査は細部施行方策を講じて参加国に通知すること、補充的国際調査制度の各国における導入時期を把握してユーザーに広報活動を展開することで合意した。

2010年6月に開催された第3回PCT実務グループ会議では、PCT制度改善のための研究結果、第三者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCT改革関連問題と途上国のための手数料減免基準、PCT出願の写真またはカラー図面、明ら

かなミスの訂正に関する改正などPCT規定の改正に関する事項を主要議題として議論した。韓国代表团は個人出願人にとってPCT手数料が大きな負担になるため、このような負担を減らせる方向の改革が必要であり、第3者情報提供システムが審査官に有効に設計されるべきであると主張し、品質フォードバックシステムは指定官庁の審査官に負担をかけない方向で設計されるべきであるという意見を述べた。

3) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界的な統一化に向けて1998年から特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents: SCP) を通じて特許出願人の便宜を図ると同時にコスト削減のため2000年特許プロセスを統一した特許法条約 (PLT) を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約 (SPLT) に対する議論を展開しているが、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意点の導出に難航している状態である。

2009年3月に開催された第13回WIPO特許法常設委員会は以前から議論されていた18のリストテーマの中で特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権 (attorney-client privilege)、特許情報の伝播など4つの優先課題を選定・議論し、外部専門家による研究進行、各国の現状を反映した報告書の作成、技術移転及び異議申出制度に関する追加予備勉強会の進行に合意した。

2010年1月開催された第14回SCP会議では前回の会議で研究テーマとして採択された4つの優先課題に対して途上国と先進国の間で熱い議論が交わされた。特許除外の対象や特許権の制限に対して途上国グループが気候変動、公共保健、自然災害、食糧及び水資源など各国の公共政策を考慮した特許権の制限範囲の拡大を主張した。一方、代理人－顧客特権に対しては先進国グループが全世界的な制度の統一化が急がれるため、そのための研究を早急に進めることを主張した。技術移転に対しては途上国グループが先進国が途上国から徴収したロイヤルティーの現状、特許制度が技術移転に及ぼす否定的な影響などに対する追加研究が必要であると主張したことで議論がさらに拡大した。標準と特許及び追加された2つのテーマ (特許情報の拡散、異議申出制度) に関し

では報告書上のエラー修正要求の他には特に異見がなく、研究及び議論を続けることにした。

2010年10月に開催された第15回SCP会議では以前から議論されてきた6つのテーマ(標準と特許、特許除外対象及び例外、顧客－代理人特権、特許情報の拡散、技術移転、異議申出制度)及び国際特許システムに関する報告書を対象に各加盟国のコメントと検討結果の発表を中心に進められた。この会議では以前議論されていた議題に対する報告書が最終段階に入り、先進国グループと途上国グループの間でSCPの次期議題をどの方向に持っていくべきかに対する異見が生じた。途上国グループは第14回会議で既に「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題(SCP/14/7)とし提案し、多数の加盟国の支持の下で、保健医療など公共政策による特許権の制限などに対してWIPOレベルの研究を通じた影響力拡大の足掛かりをつかんだ。一方、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏っていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。重なる議論の結果、特許法常設委員会は「途上国及びLDCに対する特許システムの影響」、「特許と食品の安全」及び「ビジネスにおけるIPの戦略的利用」及び「特許処理のためのITインフラの強化」を追加することを決議し、次期追加研究テーマとして「特許権の例外と制限」、「特許と公衆保健」及び「技術の移転」(以上途上国グループからの提案)と「特許の品質」及び「顧客－代理人特権」(以上先進国グループからの提案)を採択した。特許の品質に関する議論は最終的に特許システムの調和を成すための土台になるという点で韓国のSCP運営方向に対する見方と一致している。

4) 商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。第1回会議

は1998年7月13日から17日までスイスのジュネーブで開催され、2009年度に第22回会議まで行われたが、2002年以降8回にわたるSCTを通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2009年6月と11月にそれぞれ開催された第21回、第22回SCTでは、「デザイン出願時に図面の形態、種類、数、見本などに関連した各加盟国のデザイン法及び実務上収集可能な事項に対する検討」、「商標及びデザイン分野優先権証明書類の電子的アクセスサービス(DAS)の拡大」、「商標の拒絶理由」、「証明標章と団体標章のプロセス的な側面」、「国家名称保護のためのパリ協約関連条項の改正」などに関して議論が行われた。途上国グループを中心にデザイン及び商標法に対する議論が新しい規範形成のための地均し作業ではないかという懸念が提起されたが、SCTの議論は何らかの法的拘束力を発揮するためのものではないことを明確にした。特に、デザイン分野は米国、日本など先進国さえも制度上の差異が大きいため、新しい規範形成に消極的な立場であるため、同議論が新しい条約に発展するのは難しいと思われる。但し、制度上の差異にも関わらず関連情報の交換と議論が進められるにつれ、一部の国家が自ら自国法の改正意思を示したため、今後SCTが自発的な制度改善を通じた関連商標・デザイン制度の調和に貢献するものと期待される。

2010年6月に開催された第23回SCT会議では、商標分野テーマ3つのうち2つ(あらゆる形態の商標の拒絶理由、証明標章と団体標章の登録に関する技術的かつプロセス的な側面)の議論が終わり、新しい議論のテーマとして「インターネットと商標」が採択された。

2010年11月に開催された第24回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対して各加盟国別がそれぞれの立場を表明し、今後の作業計画を議論した後、それを議長要約文として採択した。議長要約文の中では産業デザイン法と慣行に関する条文(案)に対して先進国グループと途上国グループが対立する様子は見られず、加盟国は自国の国内法の内容を該当条文(案)に反映してくれるよう求めた。今後の作業計画に関連してこの条文案を条約として採択するかどうかに対して意見の食い違いが発生

したため、結論を出すまでには至らなかった。

商標とインターネット、ドメインネームなど商標と関連するテーマに対しては、事務局の背景説明に続いて加盟国が一般的な立場だけを発表し、今後の作業計画に対して合意したため、加盟国間の大きな対立や争点事項がないまま議論が終わった。

WIPO事務局は事業日程として、商標とデザイン分野の優先権主張書類の電子化事業(Digital Access Service for Priority documents、DAS)に対し、同事業の施行に必要な法律的事項と技術的事項に関する文書を用意して来年3月実務会議を開催して検討させる予定であると説明した。また、商標の使用から国家名称を保護する議題はこれに関連する加盟国の法規に関する国際事務局のアンケート調査結果を検討し、加盟国が追加的な意見を述べる水準で議論が行われた。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を構成した。

2009年会議では2008～2009会計期間のIGC権限範囲(mandate)を2010～2011会計期間まで延長するかどうかの問題や権限範囲に含まれる内容をめぐってアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが明らかに露呈された。両陣営間の意見を折衷して合意案を導き出すために数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長に合意し、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的に途上国陣営は(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)の3つが権限範囲に必ず含まれるべきであると主張した。一方、先進国陣営は文案交渉、日程設定には合意できるが、最終結果物の法的拘束力に関しては合意できないという立場をとった。数回にわたる文案調整の後、争点の鍵である文案の法的拘束力判断に対しては両側の立場を折衷した案が設けられ合意

に至った。交渉過程の中で韓国代表団はキムチと中国で生産されるアフリカ特産物などの例をあげ、このような製品を伝統知識として保護するのは概念上不明確な部分があることを指摘し、議論の生産的な進展のためには概念の整理と法的・技術的問題の解決をまず試みるべきであると主張した。

2010年7月開催された第1回会期間実務グループ会議では伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護方案を単独議題にしたが、核心用語に対する定義(definition)と用語解説(glossary)が文書に含まれるべきであることを確認し、次期政府間委員会で文書上の核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう求めた。

2010年12月に開催された遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会では専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了した。また、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した後、2011年5月に開かれる「第18回IGC」作業文書として採択することにした。伝統知識(Traditional knowledge: TK)と関連しては、政府間委員会(IGC)は2011年2月に開催される第2回会期間実務グループ会議のために文案別の交渉よりは各条文に対する加盟国の意見収集作業を通じて文案を整理した。

遺伝資源(Genetic Resources: GRs)と関連しては、IGCは2011年3月開催される第3回会期間実務グループ会議のためにGRsに対する目的と原則(Objectives and Principles)に関する文案作成に向けて各国の立場をまとめた。

文案交渉モードに入り、韓国の立場を文案に反映するために積極的に交渉に臨む予定であり、韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同等なレベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しないように持続的に研究し、確固たる対応論理を開発する予定である。

6) 国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、2009年1月1日から国際特許分類第9版が使用されている。現在、ストラスブール協定の加盟国は61カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会議ではIPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合して一つの分類体系だけを使用することを決めた。また、IPC発行周期は年1回電子版形態の発行を原則とするが、改正プロジェクトの数が急増する場合は委員会が年2回に発行数を増やせるようにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同じくIPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会議プロジェクト)より優先的に改正することにした。EPOとロシアはナノ技術を全て含む新しいタイプの補助分類としてJセクションの新設を主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術に関わる文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野を取扱い、B82Yのような技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国から同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会議では25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9つの技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討などが議論された。米国は8つのセクション(A~H)にセクションJ(ナノ技術)を新設することを提案したが、分類関連ITシステムの変更、分類フレームの大規模な変化などの理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB82Yを新設し、その下にメイングループ(1/00~99/00)を作って義務的にB82Yを使用して副分類を付与することを決めた。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために同会議に積極的に参加し、基本レベル及び拡張レベルのIPC改正の際、IT産業に世界的な競争力を備えた韓国産業の現状が反映できるよう、新規IPC必要個所を積極的に発掘・提案する予定である。また、米国、日本、EPOとともに拡張レベルを使用する唯一な国家として拡張レベルの改正作業にも積極的に参加し、韓国の立場を最大に反映する予定である。

2010年2月に開催された第42回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くし、現行の拡

張レベルに統合させることで一つの分類体系のみ存在させ、2011年から施行することにした。IPCの発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を適用して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同じくIPC改正の時に他のプロジェクト(IPC改正作業グループプロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会議では第23回会議に続いて議論が行われている25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)改正案の採択可否及びエラー修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連電気分野)の改正案に対する議論をリードした。

7) マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及びマドリッド議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会議ではマドリッド出願言語の追加と関連してアラビア語など4つの言語の他にも年間1,000件以上で全体国際出願件の中で占有率3%(dual threshold)に該当する言語はマドリッド出願言語として追加できるという原則の設定に対してほとんどの加盟国が賛成した。特許庁は今後韓国語も出願言語に含まれるようマドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完などの努力を続けていく計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)許容と関連しては「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国家からこれに対する議論は不要であるという意見が提示され、大多数の加盟国からは案件の公知時期が余りにも遅かったため検討が適切に行われなかったという問題が提起され、国際事務局が研究報告書を作成した後、次期会議で議論することにした。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標発展方案などを議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム(Electric forum)に述べ、これを基に基礎要件廃止の波及効果及びメリットデメリットを検討した後、次期会議で議論を続けることにした。次回の会議では「国際登録の分割」許容に関する内容の議論が予定されているが、韓国特許庁は国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面から分割制度の許容に対する徹底した検討を行った上で議論に参加する予定である。

8) 開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダが発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。その結果、6つのクラスター(cluster)で区分された45つの勧告(recommendation)が導き出され、この勧告の履行方を議論するために常設委員会(CDIP)が発足した。

2008年第1、2回CDIP会議ではクラスターAとクラスターBに属する勧告の履行方を順次に議論した。これにより、具体的な事業よりは勧告の解釈に対する議論が中心となり、加盟国は2009年第3回会議では開発アジェンダの迅速な履行と事業の重複防止のために類似した活動を含む勧告の履行を一つのテーマとして括って事業化する「テーマ別アプローチ方式(Thematic Approach)」を導入した。同アプローチ方式による第3回及び第4回議論の結果、「IPとPublic Domain」、「IPと競争政策」、「IPと情報通信技術、デジタルデバイド」、「特許情報アクセスのためのツール開発」、「開発活動のモニタリング及び評価のためのWIPO結果中心管理フレームワークの強化」など5つのテーマ事業が採択された。

韓国は実効性のある開発アジェンダ事業を通じて途上国の経済発展に貢献できるように2009年第3回会議で「最貧国生産者に対するブランド化支援事業」と「特許情報活

用を通じた適正技術普及事業」を提案した。韓国の提案は多くの途上国及び先進国の支持を受け、WIPO事務局がこれを推進するための具体的な事業文書を作成し、2010年4月第5回会議で同文書に基づいて議論を続けた。そして、両事業はそれぞれ1段階活動として提案された「WIPOフェアトレードコンファレンスの開催」及び「適正技術情報普及」は第5回会議の追加議論がなくても早期推進することを決めた。その他にも開発アジェンダのテーマ事業として「IPと技術移転」事業が第4回会議に上程されたが、技術移転のための先進国の強力な支援を主張するアフリカ・アラブなどの一部途上国陣営とWIPOの権限範囲内で慎重にアプローチする先進国の立場が対立し、同事業がCDIPの主要争点として議論されている。また、WIPO内の全ての組織及び会議体に対する開発アジェンダの主流化と関連した調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に対する議論においてもCDIPの積極的な役割を提案するアルジェリア・ブラジルなど一部途上国と追加的な負担を減らそうとする先進国グループ(Bグループ)の立場が対立している。これに対し、韓国は調整メカニズムがWIPO内の委員会間の平等原則に反しない方式で行われるべきであるという立場からアルジェリアなどの提案に反対している。

2010年4月開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基にして作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。その他にも第4回会議の時に議論されたが、商標分野で合意に達することができず再び上程された「IPとPublic Domain」に関する事業及び今回の会議で新しく提出された「IPと社会経済的な発展」に関する事業が承認された。第4回会議に続いて今回の会議に再上程された「IPと技術移転：共同の危機－ソリューション導出」に関する事業に対しては合意に失敗したことから、事務局が加盟国の提案及びコメントに基づいて事業文書を修正した後、次期会議に提出することにした。CDIPの調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に関して加盟国は数回にわたる公式及び非公式議論を進め、合意案を導き出した後、それを承認した。WIPO活動の全範囲に亘る開発アジェンダの主流化を目的に18カ国の途上国で構成された開発アジェンダグループが発足し、会議全体にわたってグループの立場を強く提示した。

2010年11月に開催された第6回CDIP会議ではWIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の現状を点検し、履行方案などを議論した。前回の第4回会議から先進国と途上国の間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題－ソリューション導出」事業に対し、事務局が会議進行中に加盟国の意見を反映した修正案をまとめるなど、多角的な努力を通じて今回会議の最後のセッションで妥結された。また、初めて上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も大きな意見の差はなく、事務局が一部の加盟国の意見を基に修正案をまとめた上で最後のセッションで妥結された。前回第5回会議及び第48回WIPO総会で採択された「調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式の指針」に対する後続細部議論として総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」に対して地域別のグループ会議及び非公式協議を行ったが、先進国と途上国間の異見の差によって合意には至らなかった。

ロ. APEC知財権専門家会議 (IPEG)

2005年APEC域内の知的財産分野における最重要議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を整備するためのもので、2005年6月の通商長官会議 (MRT) で最終的に承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する広範囲で高水準の執行体制の樹立を扱っており、加盟国から支持を獲得することは難しいと予想されていた。しかし、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などで、韓国知的財産の保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加し、同構想に韓国の立場も適切に反映できるように努めた。

2007年には同構想に基づいて開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法・制度のような現状を加盟国に紹介した。また、9月にはシドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「偽造及び違法コピー

を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び発展途上国の激しい対立の中で、韓国は仲裁の役割を果たした。

これまでAPECで知的財産権の効率的な管理・執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業施行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に知的財産権専門家を養成するためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材の養成事業」を提案し、採択された。それによって同事業を2009年に遂行した。これで韓国はAPEC域内において援助される側から、実際に援助する国としてのプレゼンスを確立し、これを通じて韓国の影響力を高める契機を作った。

2009年にはIPの管理及び執行の領域から脱し、APEC資金を活用して新たなIPを創出すると同時にそれを通じて最貧国及び途上国を支援する事業を推進するため、「APEC1村1ブランドセミナー」を提案したが、8カ国を共同支援国として確保するなど、加盟国からの積極的な支持を基にこの事業は採択された。APEC地域国家に対してブランド及び商標の役割に対する認識を高め、これを地域商品のために活用するための能力強化を目指している同セミナーは21のAPEC加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウルで開催された。同セミナーで議論された途上国地域商品のブランド化に向けたAPEC協力方案は後続支援事業として提案される予定である。韓国特許庁は、今後引き続きAPEC会議の際に知的財産権関連の国際協力を強化するための事業を提案することで、知財権を通じた域内経済発展に貢献できるよう努める予定である。

2010年3月第30回APEC知財権専門家グループ(IPEG)会議で韓国代表団は2009年APECとの協力事業として行った「IP Xpediteを活用したAPEC地域人材養成事業」の最終結果を報告し、後続事業を持続的に提案及び推進するという意思を表明し、参加国から好評を得た。また、「2010年韓国とAPECの協力事業である「1村1ブランドセミナー」のイベント開催計画を報告し、同事業を成功させるための加盟国との協力計画を提示した。

円滑な貿易投資を目指した加盟国の知財権政策及び措置に対する情報交換と関連し

て、韓国はオンライン上で繰り返される著作権侵害に対する韓国の規制に対して発表したところ、加盟国の質疑及び関心表明、今後の持続的な情報交換に対する要請が相次いだ。「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」と関連して、韓国は途上国の特許審査能力強化のための人的資源開発を支援するための活動結果及び計画を消化し、APECレベルにまで拡大することも可能であることを言及した。また、韓国は簡単で速い権利取得支援を通じた出願人及び権利者の負担緩和のための韓国の商標分野制度の改善事項に対して発表した。

2010年9月第31回APEC知財権専門家グループ(IPEG)会議で韓国は2010年APECとの協力事業として行った「APEC One Village One Brandセミナー」の最終結果を報告し、今後後続事業を提案する予定であることを言及し、加盟国の積極的な参加を呼びかけた。加盟国はこのセミナーが知財権に対する認識向上及びブランディングに対する重要性を広く知らせる上で大きく貢献したと評価し、同事業がさらに拡大していくことを望んでいるという意見を提示した。

韓国がIPEG新規事業として提案した「IP-Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」は米国、日本、タイを始め、大半の加盟国から積極的な支持を得て事業承認を獲得した。

円滑な貿易投資のための加盟国の知財権政策及び執行措置の情報交換と関連して、韓国は「国内知財権保護及び執行措置」と「オンライン上で繰り返される著作権侵害に対する規制」に対して発表した。また、国際的にバランスの取れた知財権システムを構築するための努力の一環として、今年8月韓国で開催された「第4回世界知的財産教育機関長会議」と特許手続きにおける電子的処理の効率化のために最近導入して活用している特許出願書作成機「グローバルエディター」を詳細に紹介した。

「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」と関連して、韓国はIP5の審査協力プログラムを紹介し、APECレベルのバランスの取れたIPシステムを構築するため、今後も持続的に協力する意思を表明した。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置く必要があるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより現在も交渉が続いている。

2007年からスピードアップしたDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範議長らが各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正する過程で少しずつ進展を見せていたが、途上国において農産物輸入が急増した場合は緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消することができず合意に達することができなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が進められた。2009年12月ジュネーブで開かれた第7回WTO閣僚会議では2010年DDA交渉妥結を目途に、第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することで合意したが、交渉に目立つ進展はなかった。2010年下半期に再び2011年中のDDA交渉妥結を目標として定め、TRIPSで議論中であるGI多国間登録システム設立に関する文案交渉を2011年開始することを決め、その準備作業に取り組んでいる。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との

関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

まず、GI多国間登録先設立の問題はTRIPS協定第23条4項で交渉開始を指示しているビルトインアジェンダ(built-in agenda)としてDDAの交渉議題に含まれた。EU、スイスなど旧大陸国家は参加の義務付けや法的拘束力のある多国間登録先の設立を通じてGIをより強く保護することを主張している反面、米国、オーストラリアなど新大陸の国家は、過剰な行政的負担と国内知財権保護体系と相反するなどの問題点を取り上げ、非拘束的かつ自発的な多国間登録先の設立を希望している。

GI特別保護対象拡大の問題は現行のTRIPS協定上、ワインと蒸留酒に付与されているその他のGI品目より高い水準の保護を酪農業製品など他の品目にも拡大するかどうかに関する議論である。EU、スイスなど英語、フランス語、スペイン語など世界主要公用語の発祥地として植民地歴史を通じてその他の国の地名に莫大な影響を与えてきた旧大陸国家は特別保護対象を全ての品目に拡大することを主張している反面、米国、オーストラリアなど旧大陸国家と言語と地名を共有している新大陸国家はこれに反対している。

TRIPS協定とCBDとの関係の問題もまた遺伝資源(genetic resources)保有国の主権的権利を認めるCBD協定反映のためにTRIPS協定の改正を主張する途上国と、協定改正は必要ないと主張する先進国が対立し、議論が余り進んでいない。遺伝資源富国であるインド、ペルー、ブラジルなどの途上国は特許開発に使用された遺伝資源の出处公開を特許許与の新しい要件として追加すべきであると主張するが、遺伝資源を活用した生命工学技術が発達した先進国は出处公開の義務化に反対する意見を表明している。

韓国はGI問題と関連して、米国、日本など14カ国と共に非拘束的な多国登録先の設立を支持する共同提案書を提出するなど韓国と利害関係を共にする国家との協力を通じて韓国の立場を反映するため努力している。

また、TRIPS協定とCBDとの関係の問題でも、遺伝資源の相対的な貧国でありながら

生命工学研究に対する投資を拡大している国家と協力して遺伝資源の出处公開の義務化には反対しながらも、遺伝資源の提供国と研究の経済的な成果を共有する折衷案を見つけ出すための交渉を進めている。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約 (ConVention on Biological DIversity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2002年第6回CBD当事国総会で遺伝資源アクセスと利益分配(Access and Benefit Sharing、ABS)に対する「ボーン(Bonn)ガイドライン」を採択し、ABS履行に対する実質的な指針を提供した。しかし、「ボーンガイドライン」は法的拘束力のない自発的な指針に過ぎず、ABSに対する拘束力のある国際規範を整備するため、2002年持続可能発展世界首脳会議(WSSD)で国際規範創設のための交渉を開始することを勧告した。2009年11月には第8回ABS実務作業グループ会議が開催され、ABS国際規範文案に対する意見の差を縮めるための交渉を進めたが、遺伝資源の提供国と利用国間の顕著な立場の違いを調整することには失敗した。

2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。2010年7月第9回ABS作業グループ続開会議ではカリ草案を基に主要論点に対する意見

収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て、2010年10月30日第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

「名古屋議定書」は遺伝資源利用のためのアクセス(access)と利益分配(benefit-sharing)に関する国際規範を盛り込んでいる。アクセスと関連しては、資源を利用する国家は該当資源を提供する国家の手続きに従って事前承認(prior informed consent)を得た後アクセスするようにした。利益分配と関連しては、議定書発効以後に資源の利用から発生した利益に対して相互合意した契約条件(mutually agreed terms)に基づいて利益を分配するようにした。コンプライアンス(Compliance)と関連しては、アクセス及び利益分配の手続きに関する国内規定の整備及び手続き履行状況をモニタリングする点検機関(checkpoint)を設置することで合意した。

「名古屋議定書」が発効すれば、10万種余りと推定される国内固有生物資源の主権が強化され、海外資源利用の際に透明なアクセス及び利益分配の手続きが適用できると予想される。しかし、各国が生物主権を強化しているため、海外生物資源の確保に金銭的・非金銭的な利益分配が義務付けられ、追加的な負担が懸念されている。特許庁は環境部、知識経済部、科学技術部など関連部処と緊密に話し合い、この議定書の履行過程で韓国の遺伝資源関連研究と産業活動が活発に行われるようにすると同時に、韓国の遺伝資源に対する適切な保護が行われるような方案で国内制度が樹立できるよう努めている。

3) 国際商取引法委員会(UNCITRAL)の知財権担保立法指針作成への対応

企業は急激に変わりつつある経営環境に能動的に対処するため、資金の流動性が足りない不動産の他に資産価値の高い動産、債権、無体財産権の保有比重を高めている。また、資本主義の発達とともに大規模な金融資本が国家の境界を乗り越えて移動しているため、国内金融営業環境を規定するための司法制度の整備、特に国際的な担保法制度統一の必要性が以前から提起されてきた。

このような時代の要請に応え、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会、United Nation^s

s Commission on International Trade Law)は2001年第34回会期で担保取引(secured transaction)または担保権(security right)に関する立法指針を整備することを決めた。この作業のために第6回Working Group(実務作業グループ)を構成し、2007年12月、「担保取引に関する立法指針(UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transactions)」を採択した。

しかし、大半の加盟国が知的財産と担保間の関係を扱う法体系を持っていない一方、同指針にも代表的な無体財産権である知的財産権に関する具体的な特別規則が含まれていなかった。そこで、UNCITRALは知的財産担保に関する細部指針を制定し、付属書(Annex)として添付するとし、そのため実務作業グループ会議で各国の知財権専門家及び金融専門家と共に2008年5月第13回セッション(ニューヨーク)から今後2年間関連議論を進めることで合意した。

2008年に開催された二回のセッションを通じて実務作業グループは同指針が各国の担保制度と知財権個別法令を最大に尊重するという基本原則を確立し、担保権設定の前提である知財権価値評価方法に対する事例(Best Practice)収集など立法に必要な付随的な事項に対しても議論している。また、将来知財権に対する担保の設定、一般担保登録簿と個別(知財権登録原簿)登録簿との関係、登録の効力発生時点などに対する具体的な議論も行われた。

2009年には4月と11月にそれぞれ第15回及び第16回実務作業グループ会議が開催され、「知的財産担保に関する細部指針」の争点に対して国々の様々な制度上の差異を反映すると同時に先進的な知的財産担保制度のための指針を整備するために共通の智慧を集める努力が展開され、多くの争点に対して立法指針の内容が確定された。

2010年2月開催された第17回実務作業グループ会議で最後まで熾烈な論争が繰り広げられた準拋法の問題が合意に達し、「知的財産担保に関する細部指針」の最終文案が完成した。この文案は2010年6月UNCITRAL理事会に上程・採択されることで公式勧告案としての地位を獲得した。

韓国は大部分の大陸法系列の国家と類似し、個別知的財産権法に知的財産に関する担保条項を設けている上、その運用方式も類似している。しかし、知財権担保取引の規模において主要先進国に比べると微々たる水準であるのが現状であり、知財権担保取引制度の活性化が求められている状況である。そのための制度改善には「知的財産担保に関する細部指針」が良い参考資料になると思われる。特許庁は今後知的財産担保取引に関する国際的な議論にも積極的に参加し、知的財産担保取引が活性化できる方策を講じるための取り組みに参加する計画である。

二. 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)

2004年以後米国の「違法コピー組織犯罪取締戦略 (STOP : Strategy Targeting Organizing Piracy)」、欧州連合の特別取締作戦「FAKE (模倣品という取締ミッション名)」、「LION (ドイツワールドカップマスコットを取締ミッション名として使用)」の実施など先進国を中心に知的財産権侵害について国際的な取締りをスタートした。このような国レベルの知的財産権侵害取締りを実施する一方、これに関する国際的な規範として「TRIPS (Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している各国に対する勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分である。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、2005年7月に日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これを始めに2006年以後日本と米国が共同構想して「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA : Anti-counterfeiting trade agreement)」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中であった韓・米FTAと同条約が抵触する恐れがあったため交渉参加を留保していたが、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結されたことから同条約に正式参加することになった。その後、韓国は2007年12月にスイスで開催された第1回ACTA交渉に参加して以来、これまで開催された8回の会議に全て参加した。

2008年末米国大統領選挙以後、ACTA交渉はしばらく休止されたが、2009年3月と6月の非公式交渉、7月第5回交渉、11月第6回交渉が開催され、議論がスピードアップした。このような勢いは2010年も1月、4月、6月、8月交渉に引き続き10月東京で開催された

交渉会議でACTAが妥結された。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第3者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第3者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を全ての知財権侵害物品の輸入と輸出に対しても導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑罰没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは韓-米FTA、韓-EU FTAの妥結以後、知財権執行の水準を高めるため努力している韓国政府の政策と軌を一にするもので、現在知財権の執行に関して国際的に良い評価を得ていない韓国の現状を考えると、今後韓国の知財権執行に関するイメージ向上に寄与すると見られる。また、韓国の知財権執行に関する法・制度及び産業界の知財権創出及び保護活動に大きな影響を与える可能性がある。

従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部などの関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して皇族措置を進めている。

4. 南北産業財産権の交流協力基盤の強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履行と遵守のための「付属合意書」を通じて産業財産権保護のための措置を取ることで合意した。

また、南北間の経済協力が本格化した時点である2000年に締結された「南北間の投資保障に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を「投資資産」の定義に含めさせることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

同時に、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連の国際条約にもほぼ加入済みであり、PCTを通じた国際特許出願及びマドリッドルートを通じた国際商標出願など産業財産権の相互出願及び登録が制度上可能な状況である。

しかし、このような交流協力に向けた制度的環境及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北朝鮮は韓国の産業財産権出願または登録を事実上認めておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は開城工業団地など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後北朝鮮の経済が開放された時に北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間に関り得る知的財産紛争に備えるため、南北間の産業財産権交流の協力を持続的に推進している。

ロ. 推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていない状況の中で、特許庁はWIPOなど国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的に意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、長短期協力推進方向及び今後の戦略に対する相互の意見を交換し、南北間で産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えた。これは南北における産業財産権に係わる初の意見交換の場を設け、北朝鮮知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局関係者との接触を通じた南北産業財産権協力議論が可能になった点で意義がある。

2006年9月モンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関して国家品質管理局の関係者と意見を交換した。そこで、北朝鮮は産業財産権協力の必要性には共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置して直接出願する方策を望んでいるものと判断される。

また、2007年7月ジュネーブで韓国基金(Korea Trust Fund)を通じて開催された「北朝鮮代表団Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局など関連機関の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性和韓国特許庁のこれまでの革新に向けた努力と成果を伝えた。同セミナーはWIPO職員を除けば北朝鮮代表団だけが参加した初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せていることから、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化していくものと期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」で産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否によって最終協定文では投資環境の造成や制度的な保障問題を協力・推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権関連の議題について議論することで最終合意した。

そして、2008年に「南北産業財産権制度の調和方策」研究を進め、北朝鮮の知的財産権分野での活動能力の現状、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

しかし、現在南北間産業財産権交流協力は南北関係という政治的環境の中で体系的に推進されず、散発的に進められたため、目に見える成果を導き出していない状況である。

知的財産権の南北交流協力は単純に一人の個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間で財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など全ての有無形の物の財産が円滑に流通する制度的な枠組みであり、基盤である。

北朝鮮は韓国企業が直ぐ活用できる技術を持っているとは思えないが、閉鎖的で孤立した環境の中でも相当なレベルの技術を独自開発し、活用していると思われる。従って、外国の最新技術動向、技術商用化と関連した教育及び情報支援、特許権利化に必要な明細書の作成教育などが支援されれば、今より商業的価値の高い特許が作り出せるものと評価される。

南北産業財産権の協力問題が基本的に南北間の政治的關係という枠組みの中で進められるしかないという限界をもっているが、同分野は南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的な対北朝鮮政策」基調に適した非政治的・経済的な問題である。

従って、特許庁は対北朝鮮投資協力事業の安全装置として韓国産業財産権の保護、相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進する予定であり、近

いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する議論が始まることを期待している。

5. 知財権分野における貿易交渉対応

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 パク・ジュンサン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は特定国家間の排他的な貿易特恵をお互い付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなり、WTO発足以後むしろ拡散しつつある。このような貿易環境のグローバル化及び知財権を貿易の武器とする動きによってFTA知財権交渉が持続的に拡大しているため、韓国特許庁は知財権分野における貿易摩擦の予防や韓国知財権の海外での保護を強化するためにFTA知財権交渉に積極的に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2002年10月妥結)を始め、シンガポール(2004年11月妥結)、EFTA¹⁰(2005年7月妥結)、ASEAN¹¹(2006年4月商品分野妥結、2007年11月サービス協定署名)、米国(2007年4月妥結)及びEU(2009年10月協定署名)、ペルー(2010年11月協定文仮署名、2011年3月21日協定署名)とFTA交渉を妥結した。現在、8カ国と交渉が進行中(カナダ、日本、メキシコ、GCC¹²、オーストラリア、ニュージーランド、

¹⁰ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

¹¹ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムと構成

¹² GCC(Gulf Cooperation Council; ガルフ沿岸協力会議): ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

コロンビア、トルコ)で、カナダは知財権分科が妥結済みである。

日本とは2003年12月から2004年11月まで6回にわたりFTA交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、そして交渉分野別の平行線をたどる見解の違いによって交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野は第10回交渉で妥結されたが、第11回交渉でカナダ側が再び地理的表示保護に関する条項を追加し、2008年3月第13回交渉をきっかけに両国が地理的表示保護に関する条項にも合意したことで知財権分野が妥結された。知財権分野における主要合意事項は、知財権分野の協力、知財権共同委員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示の保護などである。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA¹³)形式で交渉がすすめられたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

インドとは2006年3月から2008年7月まで11回にわたって包括的経済パートナー協定(CEPA¹⁴)が進められ、2010年1月1日韓-インドCEPAが発効した。知財権分野の主要合意事項としては知財権分野の協力があり、このうちインド側の要請により今後必要な場合は両国特許庁間MOUのような別途協定を通じて知的財産分野の協力を増進するという内容が盛り込まれた。

¹³ Strategic Economic Complementation Agreement : 全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

¹⁴ Comprehensive Economic Partnership Agreement : 商品貿易、サービス貿易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語で、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格のものである。

EUとは、2007年5月から27ヶ月間で計14回の交渉を行い、2009年7月に交渉終結を宣言し、2009年10月6日協定文に署名した。知的財産権分野の主要合意事項を見ると、地理的表示は協定付属書に記載して保護することを決めたが、既存の先行商標の使用は引き続き保障することにし、医薬品特許存続期間の延長及び資料の独占は既存の制度をそのまま維持することにした。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

ペルーとは2009年3月から10月まで4回にわたりFTA交渉を行った。第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野では地理的表示は付属書交換方式で保護することで合意し、遺伝資源及び伝統知識は生物多様性条約(CBD)テキストの宣言的内容と情報交換などのように実質的な負担がない水準で妥結した。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたりFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場で、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年4月まで4回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

コロンビアとは2009年12月から2010年10月まで4回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では生物多様性などを除いた大部分の条項に合意した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していくと見られる。また、EUとのFTA妥結による地理的表示分野の履行は特許庁のみならず、外交通商部、農林部など関係機関との調整が必須であるため、関係機関間の緊密な協力体制の構築がより求められる。一方、遺伝資源及び伝統知識の保護問題は多国間議論で各国の利害関係が対立している事案で、多国間議論において韓国の立場と一貫する立場を貫き、できる限りFTAでの議論を控える必要があり、修正実体審査制度、音・匂い商標及び証明標章制度の導入など韓国側の要求事項を貫くための説得論理を開発する必要がある。

第3節 最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 工業事務官 パク・ヒョンス

1. 推進背景

最近国内スマートフォンユーザーが1000万人を超えるほどスマートフォンの人気が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。

そして、このような貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、その後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2010年基準1人当たり国民所得2万ドル、経済規模世界15位の経済大国とあった。その事実から考えると、1945年植民地支配から解放されてから50年余りの間、先進国から現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達する援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

最貧国と途上国に対する援助が人道的なレベルを超え、彼らが貧しさを克服して経済的に成長するほうが新しい需要が発生して先進国にも役立つ。また、最終的には世界経済の持続可能な発展を可能にするという点で世界各国は国際開発協力を積極的に乗り出している。

イ. 国際開発協力の歴史及び最近の動向

1950年代先進国と国際機関が南北朝鮮問題(開発格差)を解決するために本格的に発展途上国(以下「途上国」)に対する政府開発援助(ODA¹⁵)を提供する当時、国際開発協力は戦後復興と解放された植民地に対して提供する補償の性格が強かった。1960年代には貧困と低開発問題の解決に大きな進展は見えなかったが、1970年代に入って国連がGNP対比0.7%のODA提供を国際的な目標として掲げ、1971年国連総会を通じて24カ国を最貧国(LDC、least developed country)として指定し、国際開発協力の強化を主張する。それによって1970年代中盤以降国際社会は人間の基本的な欲求(basic human needs)を満たすことを開発戦略として採択し、既存のマクロ的な援助方式から保健、衛生などよりミクロ的な方式に転換した。

しかし、1970年代と1980年代の世界経済危機は国際開発協力の方式をより市場志向型の構造調整及び改革を重視する方向に転換させた。OECD開発援助委員会(DAC)は途上国の努力を前提とする持続可能な経済成長(sustainable economic growth)、衡平な所得分配、環境保全及び人口増加の抑制を主要目標として提示した。それによって1990年代DACの援助政策は途上国の持続可能な開発のための環境、貧困撲滅、保健、教育、開発と女性などの世界的な目標にフォーカスを当てた。しかし、このような努力にもかかわらず先進国の財政圧迫、冷戦終息による援助誘引の弱体化などで全般的なODA規模は減少した。

世界化による南北朝鮮問題の深刻化及び国際開発協力の低迷する成果は国際社会に共同努力の必要性を認識させた。それを受け、2000年に国際社会と国連はミレニアム宣言(Millennium Declaration)を通じて国際開発協力の主要目標を設定し、それを達成するための具体的な目標と細部指標を提示するミレニアム開発目標(Millennium Development Goals、MDGs)を採択した。

2015年を目途にMDGsを達成するための国際社会の取り組みは援助規模の増加、援助

¹⁵ 政府開発援助(ODA、official development assistance):中央及び地方政府を含む公共機関が途上国の経済発展と福祉増進を目的に途上国または国際機関に提供する無償援助及び有償援助

効果増大などの議論につながり、2000年以後国際社会において国際開発協力に対する議論はますます活発になりつつある。特に、MDGs達成のための取り組みの中心にあるODAの量的拡大は2000年以後具体的な目標設定とともに強調されている。2002年モンテレー宣言は供与国の援助目標をGNI対比0.7%に設定し、2005年第60回国連首脳会議では国際社会のODA拡大を呼びかけた。そこで、DACはODA/GNI比率を2009年OECD平均である0.31%から2015年まで0.7%まで増大することを目標として定め、ODAの量的増大に向けて取り組んでいる。

このような国際的なODA拡大傾向に伴い、これまで知的財産権の創出とインフラ構築に焦点を合わせてきた世界知的所有権機関(WIPO)でも、2004年10月総会でWIPOの公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ(DeV elopment Agenda)を追加し、その実行のための6大領域、45個の移行課題を導き出し、2008年から開発委員会(CDIP)を組織して具体的な履行方法を議論している。

ロ. 韓国ODAの現状

韓国は戦後復興のために国際社会から多くの援助を受けた代表的な国家として出発したが、その援助をうまく活用して経済開発に成功した結果、現在は新興援助供与国(2010年1月1日OECD/DAC加盟)となった。韓国のDAC加盟はグローバル国際社会における国家間援助が始まって以来援助を受ける側から援助する側へ変わった初事例であったため世界から注目を集めた。

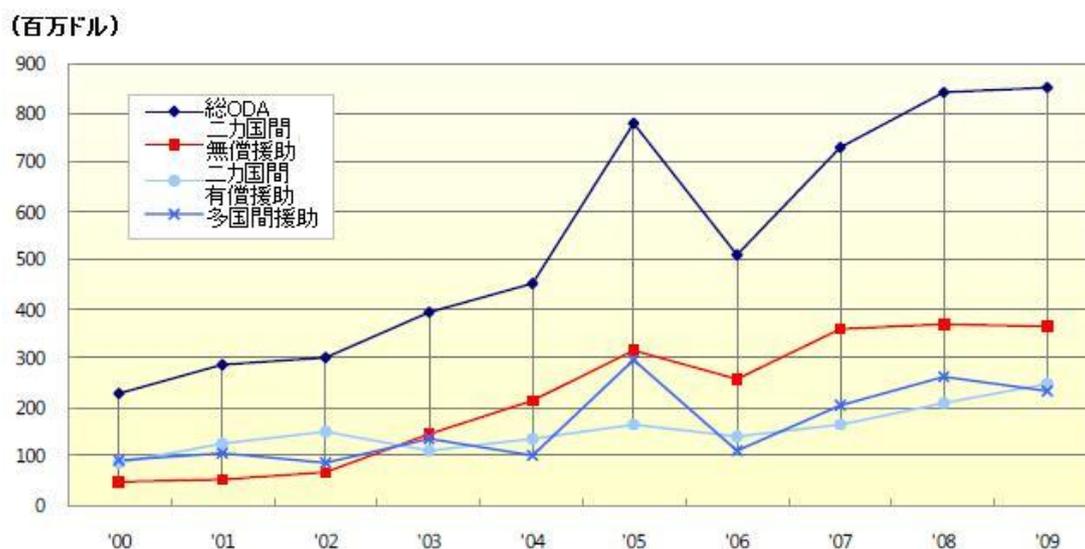
韓国のODAは大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国輸出入銀行を通じて発展途上国に対する譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資してEDCFを設立することで有償開発援助の基盤を整えた。一方、1991年に無償援助機関としてKOICAが設立され、従来建設部、科学技術処など各部署が散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業などを統合・管理するようになった。また、各種のNGOや専門的な国際機関と連携し、発展途上国への支援を後援する方式も追加的に運営している。

韓国のODA規模は着実に増えつつある。2000年には2億1200万ドルに過ぎなかったが、2009年には約4倍の8億1600万ドルを記録している。GNI(国民総所得)対比ODAの比率が0.1%に止まり、国連の勧告値である0.7%やOECD/DAC平均である0.31%とは大きな差があるが、急激かつ着実に増加する傾向を見せているのは事実である。韓国政府は今後ODA/GNI比率を2012年0.15%、2015年には0.25%まで増やす計画を持っている。

<表Ⅱ-3-2>年度別ODAの現状

区分	1987-2004	2005	2006	2007	2008	2009	総計
政府開発援助(ODA)	3203.7	778.2	513.0	731.1	841.8	850.8	6,918.6
①二国間協力	1,931.4	482.6	401.4	525.5	578.7	615.8	4,535.3
○無償援助	896.7	318.0	259.0	358.3	368.7	367.0	2,567.6
○有償援助(EDCF)	1,034.8	164.6	142.4	167.2	210.0	248.8	1,967.7
②多国間協力	1,273.3	295.7	111.7	205.6	263.1	234.9	2,383.3

<図Ⅱ-3-2>年度別ODAの変化推移



もはや韓国は途上国の経済発展に実効的かつ持続可能な支援を通じてODAの先進化

のための方案を真剣に考える時期を迎えている。既存の単なる物質的援助に対して途上国の自活能力開発及び持続可能性と関連した疑問が提起されたのは事実である。一方、知的財産を活用したODAは途上国が知的財産を創出・活用できる能力を培うことで経済発展を達成するための原動力を提供する根本的な対策になり得る。

2. 主要推進成果

知識基盤の社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を後進国も享受できることを見せ、先・後進国間の知財権格差を減らす努力が必要である。韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓国特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の補給と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額な投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言うと、先進国では活用度が高くないが、途上国では効用が大きい技術である。アフリカでは数百万人が水不足で苦しみ、子供5人の中で1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲める水は数kmが離れているため、水を運ぶことは大変苦しいことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染された上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E. F. シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかか

ならず商標及びブランドの力不足で適切な値段をもらえない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官たちがフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍増加する成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

実質的に途上国の国民や生産者に役立つため、彼らが本当に必要としているものを知ることが重要であり、そのために途上国の事情に詳しい人からアドバイスを求めることが必要であった。そこで、特許庁は韓国の開発支援NGOを直接訪問し、趣旨を説明して協力の意思を打診した。幾つかのNGOからGood Na Versが関心を見せ、2009年9月機関間業務協約を結んだ。Good Na Versは1991年設立された韓国の国際開発支援NGOであり、全世界に22の支社を構え、海外開発支援事業を展開している。

特許庁の事業案に対してGood Na Versのチャド支部長が積極的に乗り出したことから、韓国特許庁とGood Na Versは2009年11月アフリカのチャド



<ドライマンゴーの製造過程>

に共同出張に出かけた。チャドはアフリカの中北部に位置している国で、海から隔離されている上、大半の地域が砂漠気候であるため、「アフリカの死んだ心臓」と呼ばれる。フランスの植民地であったが、1960年代に独立し、人口約1000万人、国民所得約1500ドルで、スーダン、ソマリアとともに世界最貧国として知られている。

チャドは他のアフリカ諸国のように山林荒廃によって伐木禁止令が出され、国民たちが薪を手に入れることが出来ず、炊事に困っていた。また、マンゴーが多く生産され、品質もまた優れていたが、長期保管技術や施設がなかったため、マンゴーを商品化できずにいた。このような現地調査結果を基に、サトウキビかすを利用した調理用

炭及びドライマンゴー製造関連の適正技術普及とドライマンゴー製品に対するブランディング支援を推進することを決めた。

サトウキビ炭とドライマンゴーの製造工程及び機器開発はチョン・ハン Chol 博士 (AEKYUNG化学研究院)、ホン・ソンウク教授 (HANBAT大学化学工学科)、チャン・ヘドン (HANNAM大学食品工学) など14人の「シェアリングと技術」所属の科学技術者たちが担当した。「シェアリングと技術」は適正技術を研究する教授及び研究員で構成された科学技術者NGOとして2009年設立された。



＜砂漠化で薪を手に入れることが難しくなり、自転車で隣国のカメルーンまで行って薪を運んでくるチャド国民＞

サトウキビかすまたは皮を利用して炭を作る技術はMIT D-Lab (適正技術講座) で開発・公開された代表的な適正技術である。実際



＜サトウキビ炭の製造過程＞

サトウキビ炭を作る方法は簡単である。まず、サトウキビの皮を釜に入れて焦がした後、粉碎して炭粉を作り、キャッサバ (澱粉性の植物根で接着剤の機能) と炭粉を混ぜて固め、圧搾した後に乾かせば完成する。チャドのサトウキビ炭開発の核心は電気施設が劣悪な現地事情に合わせて炭を電気無しで大量生産できる設備を開発することがカギであったが、シェアリングと技術の研究陣は特許情報からアイデアを得て電気が無くても炭が大量生産できる燃焼筒、粉碎機、成型機を開発した。

フィリピンなど東南アジアで主に生産されるドライマンゴーは種を取除いたマンゴーを細かくカットして砂糖水に漬けた後、60～80℃の熱風で乾燥させると完成する。この工程の核心は最適の糖度を得る砂糖漬けの工程と自然乾燥機の製作であった。砂糖漬け工程は数回の実験を経て砂糖の配合比率と適正温度及び時間を算出し、自然乾

乾燥機は特許文献からアイデアを得て、太陽熱を利用した木造乾燥台を開発した。

ドライマンゴー製造工程の開発と並行してドライマンゴー製品のブランド開発も行われた。チャド現地調査の時、ンジャメナ(チャドの首都)の市場ではカメルーンから輸入されたドライマンゴー製品が1パックで約4,000CFAフラン(為替レート1ドル=



<ドライマンゴーブランド>

440CFAフラン)で売られていたが、ドライマンゴー製品は5,000CFAフラン程度で販売できるように高級化戦略を取り入れることを決め、マンゴーブランド開発を国内の専門ブランディング企業(メタブランディング)に依頼した。「社会的な性格を持つ公益ブランド」と「輸入品のイメージを持つプレミアムマンゴーブランド」を標榜し、チャドがフランス語圏であることを踏まえて1次的に開発されたSweeTree、C'estaVous、MangoRingoなど10のブランド候補の中から現地嗜好調査の結果、フランス語で甘さ(Délicieux)、楽しさ(Delice)と豊かさ(Riche)の組合せである「DELRICHE」を最終ブランド名称として選定し、関連デザインもチャド現地嗜好調査を基に選定された。

チャドオーダーメイド型サトウキビ炭の製造及びドライマンゴーの適正技術とブランド開発過程で特許庁、Good NaVers、シェアリングと技術、メタブランディングの担当者は随時ソウルと大田を往来しながら実務会議を開き、適正技術は現地適用実験が重要であったため、チャドに2回も足を運んだ。出張当時チャド出張チームは50℃を超える猛暑、マラリア・黄熱病などの伝染病、劣悪な衛生、20時間以上かかる飛行時間などあらゆる危険と苦難を強いられた。

Good NaVersはこのような厳しい過程を経て開発された適正技術とブランドを活用して2011年チャド現地でサトウキビ炭とドライマンゴー製品を生産・販売する「社会的企業」を設立する計画である。「社会的企業」とは非営利組織と営利企業の間タイプで、社会的な目的を追求しつつ営業活動を展開する企業である。チャドの「社会的企業」は調理用薪問題の解決、環境保護の効果のみならず炭とマンゴー製品販売を通じた収益と雇用創出にも貢献するなど、チャド経済発展の礎を築くものと期待される。

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

イ. WIPO韓国信託基金事業

特許庁はWIPOを通じた途上国支援事業により積極的に参加するため、2004年にWIPOと「韓国－WIPOファンド設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金(Korean Trust Fund)を設置した。そして、これを活用した途上国支援事業をWIPOと共同で毎年実施している。途上国に対して知的財産分野の行政情報化を支援し、途上国の知的財産情報に対するアクセシビリティを強化する目的で、特許庁は途上国の特許庁がPCT(Patent Cooperation Treaty)による国際特許出願の時に電子出願が拡大できるようPCT-ROAD¹⁶の開発及びこれの途上国への普及を主要事業として推進した。その他にも途上国の総合的な知的財産行政発展の方向を提示するため、知的財産専門家を現地に派遣し、知的財産法制度、審査、情報化など各部門に対して政策諮問を提供する活動を重点的に推進した。

2004年7月第1次年度事業の着手と同時に発足したWIPO韓国信託基金事業は第6次年度事業(2009年7月～2010年6月)まで完了し、現在第7次年度事業が推進中である。第1次年度から第6次年度まで計39億ウォンが造成され、情報化コンサルティング、特許情報検索サービス支援、最貧国(LDC)知的財産情報センターの設立支援など計44の細部事業が推進され、これを通じてアジア・太平洋、中東、中南米、中部・東ヨーロッパ、アフリカの69カ国が支援を受けた。

特に、第6次年度事業では途上国IP確保支援、途上国IP活用支援、生存型適正技術情報の普及、LDC地域教育プログラム、グリーン成長とIPフォーラム、途上国特許庁審査官に対する特許法・審査実務教育など7つの細部事業を進めて成功した。これまでの事

¹⁶ PCT-ROAD : PCT Receiving Office Administration 韓国とWIPOが共同開発した国際出願受付システム、国際出願書の受付、処理及び管理機能を担当

業がシステム普及、ユーザー教育など途上国政府関係者を主な対象者として展開されてきたことに比べて、第6次年度事業は途上国が知的財産を活用して暮らしの質を改善し、経済発展が図れるように支援したことが特徴といえる。

ロ. WIPO開発委員会(CDIP)事業の採択

WIPO CDIPでは特許庁が2009年開発アジェンダ事業として提案した「適正技術の普及¹⁷⁾」及び「ブランド支援¹⁸⁾」の二つの事業が1年余りの議論を経て2010年4月第5回会議で正式採択され、3年間約18億ウォンの予算を投入して適正技術及びブランド各々3カ国(適正技術：ネパール、バングラデシュ、ザンビア；ブランド：タイ、パナマ、ウガンダ)に対してパイロット事業が推進されている。これは加盟国が発議した事業がWIPO開発アジェンダ事業として正式承認された最初の事例として多くの加盟国から注目を集めた。事業に関する議論及び採択の過程でアジア・アフリカ・南米地域の途上国が事業を提案した韓国側に対し感謝の意を表すると同時に韓国への支援要請が殺到した。

ハ. APEC1村1ブランド事業

2010年6月にはAPECと共同で「1村1ブランド国際セミナー」をソウルで開催した。同セミナーは国家ブランド委員会とソウル市が後援し、KOICA、ワールドビジョンなど国内のみならずWIPO、WTO、UNDPなど国際機関から計150人余りが参加し、ブランドの活用及び重要性に関する国内・外の高い関心を



＜1村1ブランドセミナー＞

確認した。これを基に特許庁は後続事業として2011年APEC域内国家の優秀農産品及び

¹⁷⁾ Capacity-Building in the Use of Appropriate Technology-Specific Technical and Scientific Information as a Solution for Identified Development Challenges

¹⁸⁾ IP and Product Branding for Business Development in Developing Countries and LDCs

特産物などに対して直接ブランドを支援する「1村1ブランド支援事業」を新規で提案し、正式事業としての採択を推進する予定である。

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味のある試みといえる。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べて、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、KOICA(韓国国際協力団)、外交部などと協力して同事業を国家ODA事業と連携させ、民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にした子のような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると思われる。

第4節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2007年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を合計7,601件出願し、世界4位の出願国家となり、多出願企業ランキングでもLG電子18位、サムスン電子25位、ETRIが46位を記録するなど半導体、携帯電話など韓国のIT技術力が世界的な水準であることが分かった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最低限資料」として認められ、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになり、2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効された。一方、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を構築して相互間審査情報及び優先権書類を交換・活用することで、審査結果の相互認定及び行政効率の向上を図っている。

特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断して外国の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に簡単にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

知的財産情報化分野のグローバル動向は持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は3極(米、日、ヨーロッパ)体制から5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)に転換され、情報技術基盤の共有など審査業務協力のための基盤構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなど中進国もバンクーバーグループを

設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も相互協力体制を構築し、知財権協力を強化するためITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

このような情報化分野の国際的な発展方向を注視し、さらに韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくためには主要国との情報化協力強化は欠かせないものと言える。情報化発展方向を実質的に左右するIP5体制の下では、主導的な情報化課題の遂行、多様な代案の提示を通じた韓国特許庁の地位強化、グローバルIPコミュニティーグループ別の多様で充実した協力事業の推進を通じた国際的な協力パートナーとしての地位強化、国際社会のブロック化現象の中で韓国特許庁が主導的にリードする地域グループ及び支持勢力の構築に関する必要性が急浮上しつつある。

従来韓国の知的財産権の教育は国内法と国内制度中心の国文課程が大半を占め、国際的な観点から知的財産権が習得できる英文教育課程は皆無であった。しかし、特許、商標、著作権のような知的財産権は最も国際化された分野の一つであり、これと関連する韓国の国際的な活動が大幅拡大される状況の中で、知的財産権の英文教育課程の必要性と国内需要は増えつつあった。そこで、特許庁は知的財産権分野における国際的な能力を高めて韓国が知的財産権強国になれるよう、国際機関との協力を通じて知的財産権英文教育システムを作った。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWA)のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、中級者のためには世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用してIPパノラマを開発し、専門家のために米国、日本、オーストラリアなど知的財産権先進国との共同作業でAPEC基金を活用してIP Xpediteを開発した。

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて知財権行政の全業務を自動化するなど、世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウを基に世界知的所有権機関と共同協力事業を行うことで世界知財権行政情報化分野の発展にも貢献している。一例としてPCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許出願受付システム(PCT-ROAD:PCT-ReceIVing Office Administration、国際出願を受付・処理・管理する

ことができるシステム)を開発し、毎年機能を改善して28カ国特許庁に普及した。PCT-ROAD事業を通じて中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献し、PCT情報化分野を韓国特許庁がリードしていくことで世界特許行政情報化分野における韓国の地歩を固めつつある。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

特許庁は2003年「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システム構築計画」を樹立し、2005年11月から外国特許庁に特許公報を提供し、2006年11月からは審査過程書類の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION(Korean- Patent Information Online Network)サイトを通じて提供している。また、2007年11月からは韓国特許英文抄録(KPA、Korean Patent Abstract)を英文キーワードで検索できるようにし、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにするなど、韓国特許情報に対する活用手段を多様化した。2009年にはデザイン及び商標に対する検索、韓国語PCT文献検索を追加することでK-PION検索サービスを拡大し、審査文書に含まれた添付文書のリンクを提供し、ポータル機能及びヘルプデスク機能を付加するなどK-PION機能の高度化に力を入れている。2010年にはIP5基盤課題の一つである検索及び審査支援ツール課題で議論している連合検索方案として海外特許庁の検索システムにK-PIONが搭載できるようにK-PIONウェブサービスを開発した。また、このサービスを日本特許庁、中国特許庁を含む他の海外特許庁に普及することで韓国特許庁のソリューションを海外に伝播する計画である。

K-PIONで提供する自動翻訳サービスにおいて高い翻訳品質を確保する上で主要先進国は困難を感じているが、特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析して370万個に達する特許専門用語辞書及び審査用語辞書を結合させることで、韓国語ができない外国人でも韓国特許文献の内容が充分把握できる水準の翻訳サービスを提供している。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む37の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

また、2009年12月国内企業の海外進出を手助けするための海外登録商標検索システムを対国民用検索サービスであるKIPRISに構築し、国内外ユーザーにサービスを提供している。現在、米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りが検索可能で、今後ヨーロッパ、ニュージーランドなど海外主要国の商標DBを確保して搭載する予定である。

特許庁は米国、ヨーロッパ及び日本特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を基盤とする審査情報及び優先権書類の相互交換・活用を推進している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を電子的に交換し、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換しており、2009年11月審査情報相互活用システムを構築し、ヨーロッパ特許庁の審査情報相互活用システムの構築が完了する次第ヨーロッパ特許庁と審査情報の相互閲覧を開始する予定である。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)を改善された装備に移転・交替することでセキュリティ機能が強化された3極文書アクセスシステムを構築した。

韓-米間TDAを通じた審査情報及び優先書類の相互交換が可能になったことで、国家間審査業務負担を減らすための審査業務協力制度である韓-米SHAREパイロットプロジェクトを2009年9月から施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、特許庁はWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を2009年6月に構築し、3極特許庁の他、イギリス、スペイン、イスラエル、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類の電子的交換を実施している。I

P5基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権証明書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書類交換システムを改善するために持続的に努力を傾ける計画である。

2) 主要国特許庁との情報化協力の強化

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するためのIP5間協力がますます求めらつつある。このような状況の中で2007年5月IP5庁長会議、2008年10月済州島で開催されたIP5庁長会議を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、2011年3月まで3回に亘って開催された後続実務会議を通じて具体的な実行方案を議論している。

同基盤課題には韓国特許庁の主導課題である機械翻訳と他庁の主導課題である検索(審査)戦略の共有、検索(審査)支援ツール、共通DB及び検索(審査)結果共有システムなど計6つの情報化基盤課題を含む10の課題で構成されている。2011年度には韓国特許庁が主導する機械翻訳課題を積極的に推進し、IP5情報化関連のプロジェクト基盤を整えることに貢献し、他国主導課題に対しても積極的に意見を述べる活動を展開した。また、IP5体制への転換をスムーズにするために韓国特許情報英文翻訳システム(K-PION)の機能高度化及び翻訳品質を改善する事業を展開した。このようにIP5体制の下で情報化課題の主導的遂行及び様々な代案の提示を通じて3極標準会議に公式参加できる承認を獲得し、ヨーロッパ特許庁も韓国特許庁との協力強化の意思を示すなど、韓国特許庁の地歩を固める成果をあげた。

今後韓国特許庁はIP5情報化課題で新しい試みを通じて合理的かつ適用可能なソリューションを提示し、最終的には韓国企業の国際R&D協力能力強化のための政策及び情報化基盤を強化する予定である。

韓・日特許庁は2010年5月韓国で開催された第13回韓・日情報化専門家会議で、具体的かつ実質的な成果をあげた。両庁間優先権書類交換時の保安問題解決策を議論し、両庁のIP5情報化主導課題の円滑な遂行のための相互協力に同意した。特に、韓国特許

庁の機械翻訳品質向上のために日本語から英語に翻訳された7万単語の技術英語辞典を無料で提供してもらう成果を挙げた。

韓国特許庁は日本との情報化協力を通じてIP5情報化基盤課題の議論過程で意見調整及び合理的な情報化モデルの提示などを通じて仲裁者としての積極的な役割を果たしていく予定である。

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月両庁間で締結された包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年MOU履行のための年間協力計画(Action Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。2011年1月にも韓・ヨーロッパ特許庁間庁長会合を通じて2011年度の年間協力計画を樹立、オンラインデータの交換、検索システムのTesting、EPO国民向け検索システムの韓国語インターフェースの開発など、情報化分野全般にわたって包括的に協力することで合意した。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化会議を通じて前向きな代案の提示及び共同協力事業を通じて韓国特許庁の情報化能力に対する認識を高め、EPOとの技術共有を通じアジア地域における地歩を固める内部能力を強化していく予定である。

韓・中・日3国は2010年10月日本で第8回3国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じて3国は各国特許庁の情報化状況及び推進計画、ホームページの活性化方案、統計データの交換方案、優先権書類の電子的交換方案などを議論した。また、3国はIP5情報化協力に対する相互情報を交換することで互いに対する理解を深める一方、3国間情報化協力拡大の側面から3国間情報化協力強化の必要性に対する認識を共有した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味があると言える。

韓・米特許庁は両庁間の協力活動を通じてIP5体制が支援できるBest Practice Modelになれるよう、2008年9月両国の特許庁間で締結された韓・米間包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの一環として情報化協力活動の本格化に向けて2008年10月情報化実務会議を開催した。同実務会議では両庁の審査官の業務効率性を高め、両庁間の審査官間協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度にはこのような両庁審査官間協力強化のため、「戦略的審査処理」、即ちSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に開始し、そのため情報化分野ではオンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質が向上させることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると思われる。また、出願人は特許庁の高品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

3) 国際機関との情報化協力事業の拡大

特許庁は2006年度から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権の基本概念及び活用戦略を紹介する知財権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマを開発した。特許庁は途上国支援のためにタイ、モンゴル、ポルトガル、エストニア、ハンガリーなどとIPパノラマ自国語版の開発に関する協定を締結し、2009年6月にWIPOとIPパノラマを国連公用語で開発することで合意した。それにより、2009年アラビア語版IPパノラマ開発が完了し、2010年3月エジプトカイロでWIPO-KIPO-LAS(アラブ国家連盟)アラブ地域国際シンポジウムと同時に同コンテンツの公式発売イベントが開催された。2010年には国連公用語であるスペイン語・フランス語版の開発が完了した。

2010年にはWIPO、韓国科学技術院及び韓国発明振興会と共同で「IPパノラマ」を活用したオン・オフライン教育課程である「AdVanced Training Program on IPRs and

Business Based on IP PANORAMATM Multimedia Toolkit」を運営した。

また、特許庁はAPEC TILF(貿易・投資の自由化と円滑化の推進)特別基金を確保し、2006年から特許情報の検索及び活用に関するe-ラーニングコンテンツであるIP-Xpediteを開発している。2009年にはアジア・太平洋地域の21カ国の加盟国を対象にするオン・オフライン知財権情報教育教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の推進に成功し、2010年にはIP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を提案し、APEC基金14万7千ドル(USD)を確保した。

一方、特許庁はこのように国際機関と共同で開発した知的財産権の英文e-ラーニングコンテンツを活用して国内知財権教育課程を開設・運営している。2005年3つの大学で324人の学生が英文知財権e-ラーニング課程を受講して以来、2010年には国内12の大学及び大学院の学生のみならず、企業関係者、修習弁理士など合計3,127人が同課程を受講した。

PCT-ROADは2005年初めて披露されてから現在までマレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の28カ国に普及され、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが出たことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、PCT-ROADの結果物であるRO-WASP¹⁹データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月にはWIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

一方、2008年には韓国語がPCT国際公開語で発効(2009年1月)されることにより、WIPO情報化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、韓国語バージョンのPCT電子出願ソ

¹⁹ RO_WASP(Receiving Office_ Wrapped And Signed Package) : 受理官庁から送られてくるPCT電子出願データ

フトウェア (PCT-SAFE) を開発・普及した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステムを通じて韓国特許情報を外国特許庁に普及し、韓国特許情報の普及及び拡散に寄与し、国内特許権の海外保護基盤を強化してきた。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓－英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。これを通じて国際特許権紛争の原因を最小限に抑え、国際社会における韓国特許情報、即ち韓国技術の国際的なプレゼンスを高められると期待している。

特許庁は審査情報を各国の特許庁と相互共有し、各国に出願された同じ特許出願に対する審査結果を認め合うことで、各国の審査期間短縮及び審査品質向上の問題を画期的に解決できる基盤を構築でき、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率の向上や出願人の便宜も図れ、毎年約40億ウォン程度の行政処理費用の削減にも役立つものと期待している。

IP5間審査業務協力に向けた議論が活発に行われ、そのフォローアップとしてIP5情報化基盤課題を推進している。IP5情報化基盤課題の中で審査結果を共有・活用するために共通検索環境を構築することは極めて重要である。2013年4月審査結果共有システムの第1段階の構築が予定されているが、そのためにIP5情報化基盤構築のための最適化方案を樹立し、韓国特許庁の情報化システムを先進化し、国家間情報化協力をリードしていくための土台を構築する予定である。

韓国特許庁は今後も日本、ヨーロッパ、米国、中国特許庁などとの二国間情報化協力だけでなく、IP5の協力体制にも同時に積極的に参加することで、多様かつ充実した協力事業を推進していく計画である。同時に、リーダーシップを高めてグローバルIP情報化をリーダーとしての地歩を固め、アジア地域においてIP情報化分野の発言力を強化するなど様々な戦略を通じて国際社会で支持勢力を育成していく予定である。

特許庁は2011年にWIPO国際教育院(WWA)と共同で運営している英文教育課程を受講した大学生と教授、専門家などで構成された諮問委員会の意見を集め、WWAが提供しているDL-101コンテンツをマルチメディア化する開発事業を推進し、受講生の学習意欲を高め、学習効果もアップさせる計画である。また、WIPO、韓国科学技術院、韓国発明振興会と共同で英文IPパノラマを基盤とする知財権オン・オフライン教育課程を運営する計画であり、APECと共同でIP Xpediteプラクティカルの追加開発を推進する計画である。

特許庁はその他にもこれまで蓄積してきた知的財産教育事業の成果及び関連専門家・受講生からの意見を基に国内大学及び企業における知財権教育課程の質を高め、途上国向けのe-ラーニング教育コンテンツのオーダーメイド型製作支援、知的財産教育コンサルティングサービスの提供などを通じてグローバル知的財産e-ラーニング教育市場を持続的にリードしていく計画である。

韓国特許庁はPCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組むと同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには特許情報化分野の未開拓市場を先占するため、国際機関との様々な共同協力事業を構想中である。特に、グローバル電子文書作成機、インターネット基盤の統合PCT情報化システム及び特許文書の電子化システムなど、世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 技術書記官 コ・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、

特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府の6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授して国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることが電子政府海外進出の目的といえる。

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現に拍車をかけている。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先の多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援することに意義がある。

世界知的所有権機関(WIPO)では毎年知財権情報化標準会議を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を着実にやっている。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定した。更に、知的財産権分野における国際規範の定立や国際協力を管掌している世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムは世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出の推進は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議が再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発した知財権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業(DGIPnet構築事業)のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意し、2007年9月両国特許庁はDGIPnet構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとにDGIPnet構築事業をインドネシアで国策事業で推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF : Economic DeVelopment Cooperation Fund)事業として確定した。2010年4月にはインドネシア特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結した。2011年から韓国特許庁はインドネシア特許情報化システム構築事業に本格的に参加し、韓国の情報化システムを普及する計画である。

その他にも2008年にベトナム、フィリピン、モンゴル特許庁、2009年にはウズベキスタン特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査を施行した。特にモンゴル特許情報化事業は2009年モンゴル政府が韓国政府に特許情報化システム構築のための援助資金を公式要請し、2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的援助支援事業として確定され、2011年現在メイン事業者であるLG-CNSがシステム構築を推進している。

一方、海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及することと並行して、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発・普及するモジュール化事業を推進している。国際特許出願受付システム(PCT-ROAD : PCT-ReceIVing Office ADministration)がモジュール化事業の代表的な結果物である。2005年からWIPOの要請で国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金60,000スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国、2009年にはニュージーランド、チリ、タイなど合計4カ国に普及し、現在計28カ国にPCT-ROADを普及した。

韓国特許庁は先進知財権の情報化システムである特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)活動を通じたWIPO標準の制定・改正に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じ、情報化の国際標準と関連する共同対応方を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のe-forum議論を経てその草案が作られている。従って、標準の実際内容と関連した制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連するプロセス的な検討及び最終承認はSDWG本会議で行われているといえる。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年度から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IPなど主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML文書など関連標準の国際的議論の必要性和重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定において途上国支援をどのように取り入れるかに対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2011年11月にCWS会議が再開される予定で、既存のSDWGと類似した形で運営されると見られる。従って、各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると見られる。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずSDWG加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正と関連した提案が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議

題を提案した国家が該当分科委の委員長職を遂行することになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向などに関連した「事業計画書(Project Brief)」を提出し、SDWG会合で承認プロセスを経て委任を受けた範囲の標準議論作業を分科委を通じて遂行することになる。

分科委委員長はEメールまたはブログ方式のWiki電子フォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、分科委委員との協議を経て最終作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をe-forumを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをe-forumに上程して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期SDWG会合に上程して同意を得れば、標準として公表される。

SDWG会合の際、分科委員会委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、e-forumを通じて提示された主要問題について討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。このような一連の議論及び合意プロセスはCWS体制でも大きな変更なく同様に進められると予想される。

直近のWIPO標準会議である1次CWS会議では商標標準以外にもST. 10/C(書誌データ構成要素の表記)の改正案採択と各特許庁の出願番号及び優先権番号の使用状況と関連アンケート案作成に関する議論を進めた。既存のXML標準案(特許-ST. 36、商標-ST. 66、デザイン-ST. 86)を代替するXML統合標準案(SML41P)に対しては新しい標準番号(ST. 96)が付与され、分科委会議で共通エレメント(GICE)を含むXML41Pの設計規則、具体的なスキーマなどに対する細部議論が行われた。また、WIPOの情報化計画であるWIPO STADとPatentscopeに対する経過報告があり、ST. 26(ヌクレオチド及びアミノ酸塩基序列表記のためのXML勧告案)を採択した。

一方、韓国特許庁はSDWG傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(A

TRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定作業をリードし、2010年10月1次CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケート用紙を配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をe-forumを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映するプロセスを充実に行い、現在WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムを開設して加盟国の意見収集を迅速に行っている。同標準の制定を仕上げるため、持続的に加盟国間の異見を調整し、合意点を導き出すために最善を尽くしている。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁の情報化水準に対してAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得たことで、2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定された。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業を提案してくるようになった。また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を通じた世界特許システムの構築を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。即ち、韓国特許庁が海外情報化システムの先進化と関連する情報化協力事業においてWIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことで、特許行政情報化分野における韓国特許庁の役割が強化されつつあり、特許行政情報化関連の世界標準制定・改正問題に対する議論で韓国が主導権を握ることができる環境が整えられつつあるといえる。

このような基盤をもとに、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に直接参加して特許ネットシステムをモデルとした情報化システムを普及し、先進特許庁、国際機関(WIPO、APEC)の特性に合った情報化協力事業を追加発掘し、韓国型特許情報化システムの標準及び技術がWIPOシステム及びこれを導入した各国のシステムに自然に採択されるようにすることで、情報化世界標準の定立における韓国特許庁の役割をさらに強化

していく計画である。このような計画を着実に遂行し、韓国特許庁が3極特許庁とともに知財権分野の国際規範及び情報化世界標準定立をリードしていくリーディング特許庁(Leading office)になることを目指している。

韓国特許庁は新しいCWS体制の下で行われるWIPO情報化標準議論により積極的に参加し、特に商標標準とXML関連の標準議論により踏み込んだ意見が開陳できるように努める計画である。また、WIPO情報化標準議論の事前協議体に当たる3極標準会議と先進5カ国特許庁(IP5)情報化実務会議の議論、WIPO SML4IP会議に積極的に参加し、国際標準議論に対応して韓国特許庁の情報化システムに反映する必要がある。そのためにKIPOnetの柔軟性及び互換性確保の側面からPCT標準改正作業と関連しても制度及び行政担当部署などと多角的な検討作業を通じて韓国特許庁の方案を講じる予定である。また、XMLなど最新技術の導入においてリーダー的な存在である韓国特許庁が韓国の情報化技術標準を国際情報化標準に反映できるよう努めると同時に、国際知財権共同体に貢献できる方案を並行して講じる計画である。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 特許行政情報システムの開発

情報企画局 情報企画課 技術書記官 ホ・ホシン

1. 3世代特許ネットの推進背景

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことであった特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中心的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築できた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境は急変し全く新しい特許ネットシステム開発の必要性が提起された。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

2. 3世代特許ネットの推進内容

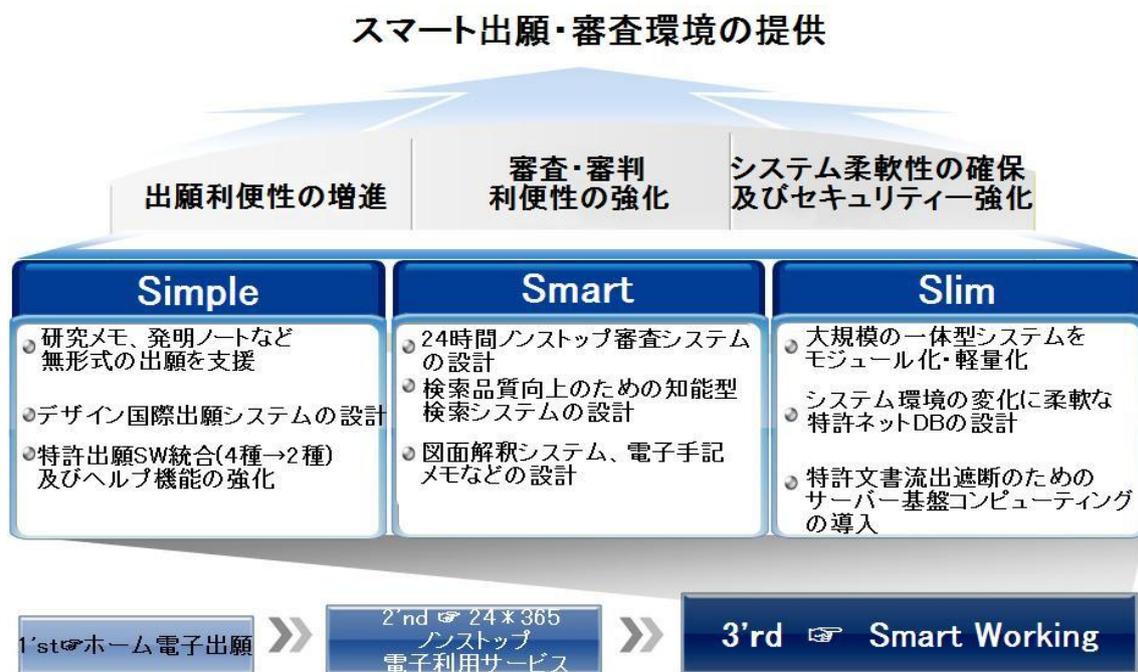
イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネット構築のための情報化戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月に亘って行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を完了した。

ロ. 主要推進内容及び成果

＜図Ⅱ－4－1＞3世代特許ネット開発の目標及び主要機能



3世代特許ネットではPLT加盟のための特許法改正内容を反映して出願人がより容易に出願できるよう、研究ノート・発明ノートなど無形式出願も可能にし、ヘーグ協定加盟に向けたデザイン保護法改正内容を反映して国際デザインシステムを設計した。また、特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化する。

審査能率をアップさせるため、24時間無中断審査を可能にし、何所でも特許ネットにアクセスすれば引き続き業務が行えるよう仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境を設計した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携させる図面解釈機能、タッチ機能を利用した電子手記メモ機能など審査に便利な機能を設計した。

システムの側面からは業務システムの共通機能モジュール化と開発言語単一化を通じてメインシステムの規模を30%程度軽量化し、データ品質改善とシステム性能アップのために標準化された3世代特許ネットDBを設計した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることから保安体系も強化される。

ハ. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日サービスを提供していた特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。2011年には2010年設計結果を基に実現・試験が段階的に行われ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正に合わせて2012年に1次開通する予定である。

第2節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 パク・スンチョル

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間IT専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して運営の効率性を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外の利用者の要求に迅速に対応することで、業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。情報システムの民間委託運営は1998年12月に、企画予算処の方針に基づいて、公的機関では初めて特許庁が1999年1月に特許ネット開通と同時に始めた。特許ネットシステムの委託方法は応用SW部門と基盤部門に分離して委託をしている。

特許ネットシステムの委託運営業務は、出願・登録・審査・審判など事務処理システム、知識管理システム、成果管理システム及びホームページなど33の応用システムの運営とサーバー・DB・ネットワーク・電算センター・セキュリティー管制など、基盤システム運営をその対象としている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用SW部門

特許ネットシステム委託運営の応用SW部門は、特許事務処理、一般行政支援及び特許情報提供分野における33の応用システムの安定的な運営、メンテナンスと法制度の変更及び業務プロセス改善に伴う特許ネット機能の改善を適時に遂行することにより、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に、特許ネット運営サービス水準を定量的に測定評価し、運営事業者の責任を明確にするサービス水準協約(SerVice LeVel Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービス品質の向上とともに委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の競争体制を誘導するために、2年継続の契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費概念を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善の動機を与え、具体的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業費の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に、行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが先進事例として紹介されるなど、運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

2) 基盤部門

特許ネットシステム委託運営の基盤部門は、電算資源(サーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど)を効果的に運営・維持し、特許ネット新規システムの開発及び適用に伴うサービス運営業務を安定的に運営することによって、世界最高水準の特許行政情報システム構築に寄与している。主要業務は電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センター及びITSM(Information Technology SerVice Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年までは主電算機供給業者と調達随意契約によって運営されていたが、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤運営委託と

メンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的な水準のITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を向上させるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質及び利用者支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図った。

2009年には3年継続契約方式に切り替え、事業遂行連続性の確保及び委託運営事業に対する競合社の参加を誘導した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁はメンテナンスを中心とした単純運営から脱して、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業でなく運営委託事業として遂行し、特許ネット運営人材を機能及び工程別に改編して内部人材による事業管理体系を強化することによって委託運営事業の効率性をより改善しつつある。

また、SLAのインセンティブとペナルティー規定を強化し、顧客観点からの新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネットシステム委託運営を定着させ、課題内容をより明確にすることで特許ネット運営サービス水準を持続的に高める計画である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ジン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の重要性に対する認識が高まり、知的財産権の出願が急増している。そこで、審査処理期間を短縮して審査品質が改善できるように審査官の業務能力を強化し、業務効率性を高めることが重要な課題として浮上した。そのためには各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有できるよう体系的に管理する必要性があるという認識の下で、特許庁は2000年政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知的財産権を管掌する主務官庁として知識経営の先導的役割を遂行するための出発点を構築した。更に、知識管理及び補償に関する指針を制定(2001.8)し、知識管理システムを構築(2001.9)するなど体系的な知識管理が行われる基盤を構築した。

その後、知識の創出から共有及び活用に至るまで効率的に管理できる知識管理システムを持続的に改善した。2004年には知識管理システムが単純に知識を蓄積する貯蔵所の役割を果たすのではなく、審査・審判システム、検索システム、業務管理システムなど業務処理のための各種情報システムを有機的に連携して業務処理過程において必要な知識をより容易に活用できるように支援する、全社的知識ポータルとして機能を大幅に拡大した。

<表Ⅱ-4-1>知識管理システム(KOASIS)の主要機能

区 分	内 容
知識登録	・業務ノウハウ、産出物、参考資料など業務知識、知識Q&A、Wiki知識
知識検索	・知識マップを活用した分類別検索、キーワード及びタグを通じた統合検索
知識検証	・登録知識承認処理、知識評価、知識カテゴリー移動、知識修正及び廃棄
マイレージ管理	・知識活動によるマイレージ付与及び個人別/部署別の実績管理
コミュニティー	・局/課の情報コーナー、同好会などオンラインコミュニティー構成、コミュニティー別の掲示板及び会員管理
システム管理	・知識マップ/掲示板/コミュニティー/知識専門家管理、利用統計及びモニターリング

2005年からは特許庁の内部だけの知的共有から脱し、外部との知識共有を活性化するため、NAVER(2005)、EMPAS(2006)などの民間ポータルにおいても知的財産権情報を容易に検索できるようにした。また、研究機関と知識管理システムをオンラインで連携し、2010年現在韓国電子通信研究院など19の機関に対して、特許庁知識管理システムに蓄積されている特許関連の法・制度及び審査・審判などに対する知識をリアルタイムで提供している。

ロ．推進内容及び成果

2010年には2000年から大量に蓄積された知識を簡単に検索できるように検索機能を高度化する事業を推進した。それによって、一度の検索で知識のみならず知識ポータルに登録された掲示物、旧電子文書、オンナラシステムの電子文書及びメモ報告まで全て統合検索画面から見れるように構築した。また、利用率が高いメニューを中心にメインメニューを単純化したり、全体的に洗練されて統一感のある画面デザインを適用し、ユーザーが便利に知識管理システムが利用できるようにユーザーインターフェースを高度化した。

このような知識管理システムの改善作業とともに全職員が知識活動に積極的に参加できるように多様な支援活動も併行した。毎月知識活動優秀者に対する褒賞を実施し、知識登録・回答登録など知識活動の実績によって知識マイレージを付与して昇進人事及び成果給に反映した。また、知識管理マニュアルを製作・普及することで知識管理制度及びシステムに対する理解を支援し、知識の登録から活用まで知識活動に対するガイドラインとして使えるようにするなど職員の知識能力の強化及び知識マインドの向上のためにも努力した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は今後業務と知識がより緊密に連携した新しい類型の知識管理システムを構築する予定である。必要な知識を一々探すのではなく、業務プロセスに関する核心知識が自動的に提供される進化した業務ポータルとして知識管理システムに変化させる

ということである。また、業務履歴管理が可能なブログを始め、個人別、グループ別の特性に合った自由な知識共有空間を構築し、特許庁の職員だけでなく一般国民も多様な特許知識が共有できる専門知識ポータルサービスを構築する計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 情報データの拡充及び管理

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ
情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は出願された発明に対する新規性などを審査官が審査できるように、国内はもちろん外国特許庁などから先行技術資料を入手して持続的に拡充していかなければならない。そして、出願された知的財産権を国内・外に提供して発明者の権利を保護するため、出願された知的財産権データを体系的に生産して国民と海外の特許庁などに提供する必要がある。

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるように、1999年から知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外30の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2010年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは19,180万件に達しているが、これは前年に比べ1,488万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最少文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要課題として登場した。それを受け、韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築して検索DBに外部から入手したデータを搭載する前にデータ・エラーなどを事前点検・整備・加工する作業

を体系的に遂行するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してエラーデータの発生を防止し、既に蓄積されたデータのエラーを自動的に探知できる体系も構築した。

2) 検索DB構築の状況

＜表Ⅱ-4-2＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位：千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ～ 2001	Text	260
	公開公報	1983 ～ 1998	Image	782
		1983 ～	SGML/XML	2,005
	公告公報	1947 ～ 1998	Image	283
		1979 ～	SGML/XML	1,433
	英文抄録(KPA)	1979 ～	SGML	1,583
日本	書誌	1975 ～ 1998	Text	6,968
	公開請求項/明細書	1986 ～ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ～ 1993	SGML	929
	特許、実用新案の公開登録 (実用)公報	1971 ～ 1996	Image	8,045
		1993 ～	SGML/XML	7,243
	特許、実用新案公告	1950 ～ 1979	Image	1,765
		1994 ～	SGML/XML	2,574
	特許抄録イメージ	1975 ～ 1996	Image	5,159
日本特許英文抄録(PAJ)	1976 ～	SGML	8,761	
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974 ～	Text	76,599
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978 ～ 1999	Image	914
		1975 ～	SGML/XML	2,204
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980 ～ 1999	Image	356
		1980 ～	SGML/XML	1,032
	国際公開パンフレット (Espace-world)	1978 ～ 2002	SGML/Image	1,269
WIPO	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	1,619
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,452
		1976 ～	SGML/XML	4,049
	特許公開	2001 ～	Image	2,575
		2001 ～	SGML/XML	2,594
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	362
イギリス	特許公開	1991 ～	SGML/XML	217

中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985 ～	Text	3,267
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	589
オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	727
ドイツ	特許、実用新案の公報	1991 ～	Image	1,300
フランス	特許公報	1992 ～	Image	269
計				153,007

＜表Ⅱ-4-3＞デザイン検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960 ～	Text/Image	3,249
	先出願全文イメージ	1960 ～ 1998	Image	181
	国内公報	1966 ～	Text/Image	4,589
	国内公報全文イメージ	1966 ～ 1998	Image	244
	拒絶包袋全文イメージ	1992 ～ 1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966 ～ 1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948 ～ 1991	Image	132
	カタログ	1980 ～	Text/Image	8,978
	画像デザイン	2003 ～	Text/Image	322
	フォント	2004 ～	Text/Image	89
日本	登録公報	1965 ～	Text/SGML	1,241
		1965 ～	Image	4,763
ドイツ	登録公報	1988 ～	Text/Image	1,001
WIPO	登録公報	1999 ～	Text/Image	396
OHIM	登録公報	2003 ～	Text/Image	2,157
過去海外資料	登録公報	1975 ～	Text/Image	1,867
米国	登録公報	1997 ～	Text/Image	348
計				32,950

＜表Ⅱ-4-4＞商標検索DBの構築状況

(2010年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	2,476
	見本イメージ	1950 ～	Image	2,315

	拒絶包袋全文イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
	登録書類綴全文イメージ	1974 ～ 1999	Image	527
	登録原簿全文イメージ	1952 ～ 1991	Image	379
	合計			5,848

3) 評価及び発展方向

国内・外から特許データを入手して検索DBを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体制を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データが活用できるように、検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

特許ネットシステムは、すべての業務処理が紙のないペーパーレス(paperless)システムで構築されている。これに伴い特許文書電子化センター(以下、電子化センター)は、特許庁に受けられるオンライン出願を除いたすべての書面または郵便書類を電子化する目的で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は電子化業務を特許法に基づいて特許文書電子化機関として指定された(財)

韓国特許情報院に委託運営している。電子化センターの業務範囲は、電子化対象書類の電子化、出願人確認用のDM発送²⁰、特許文書電子化システムの運営及び関連S/W、H/Wの管理、電子出願支援など電子化関連の業務全般である。

2) 推進内容及び成果

2010年電子化センターの電子化対象書類は、2009年と同じ777種類であり、電子化処理量は、電子出願率²¹の増加によって2009年の83千件に比べ10千件が減少した73千件で11.8%減少した。しかし、電子化センターは2010年に核心成果指標(KPI)として電子化エラー率を選定して電子化データの品質を評価・管理することで、2010年の電子化エラー率13.0ppmを達成した。また、文字商標及び過去の特許書類238千件を電子化して検索DBを構築することで、高品質の審査環境の造成に取り組んでいる。

<表Ⅱ-4-5>2010年特許文書電子化センターの書面書類電子化実績

(単位:件)

区 分	書面受付書類電子化	文字商標電子化	過去の特許書類電子化	計
処理件数	73,719	115,643	123,006	312,368

3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来、特許電子出願率は毎年増加の傾向にあり、電子化センターの電子化物量は徐々に減少すると見込まれる。これに伴い、電子化センターは電子化されていない過去の特許書類を持続的に発掘・電子化し、完結性ある特許DBを構築することで高品質の審査環境造成に寄与したい。

²⁰ 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性の確認を受けるために、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

²¹ 2005(90.8%)、2006(92.2%)、2007(93.1%)、2008(94.0%)、2009(94.3%)、2010(95.5%) 知的財産主要統計参照

2010年の書面書類電子化データミス率は14.22ppmで設定し、持続的に電子化品質を向上できるように品質の管理活動を強化する計画である。

品質分任組及びモニター活動、顧客意見収集などを通して品質改善事項を発掘し、これを反映して電子化プロセスを改善することによって電子化品質向上に寄与する。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼働した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2) 推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化にし、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラーや漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式を導き出し、データ整備のマスタープランを樹立するなど、データ品質管理の基盤を構築し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など、高付加価値データの加工に注力した。

2008年に政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関で初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより一層体系化した。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施している。

<表Ⅱ-4-6>2010年度のデータ管理業務処理の現状

(単位:千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報共同活用
	検証式	CSR分析	検証式によるデータ整備	DB検証及び整備	国内	国外	公報発刊	優先権交換	CSR修正	
実績	205件	6件	10,401	344	2,084	12,805	328	203	11	37,196

3) 評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラー

データの流入を遮断するために特許データを常時に監視している。また、データにオーナーシップ (Ownership) を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体制を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内知的財産を保護し特許多出願国家としての地位を高めるために、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録 (KPA²²) を発行している。発刊された韓国特許英文抄録を海外特許庁及び関連機関に迅速に普及し、国家間の先行特許技術調査及び技術動向の把握のための相互交換資料として活用している。

2005年10月WIPO PCT総会で韓国特許文献をPCT最小文献に含めることが決まり、これにより2007年4月から国際調査機関にPCT最小文献として韓国特許英文抄録を提供しなければならない義務が発生した。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように分かりやすい英文で簡潔に記載した英文

²² KPA (Korean Patent Abstracts)

要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。書誌事項は出願・公開(登録)番号、発明の名称、発明者など11項目で構成されている。英文要約文は明細書全体を要約した内容で、発明が成し遂げようとする技術的課題が記載された目的部分(PURPOSE)と、技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された構成部分(CONSTITUTION)で構成され、英文250単語前後の範囲で作成される。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)で共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で発刊・普及している。2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2007年から外国人が出願したPCT公開特許に対しても韓国特許英文抄録を発刊した。2010年に138,827件の韓国特許英文抄録が発刊及び普及し、2010年末まで計1,583,493件の韓国特許英文抄録DBが構築された。

<表Ⅱ-4-7> 韓国特許英文抄録DB構築の現状

(単位:件)

区分	1979～ 2001	2002～ 2004	2005～ 2007	2008	2009	2010	合計
登録特許	177,052	20,237	62,254	36,679	14,543	12,503	323,268
公開特許	127,702	247,680	527,296	111,411	119,812	126,324	1,260,225
小計	304,754	267,917	589,550	148,090	134,355	138,827	1,583,493

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作され、海外46ヶ所、国内34ヶ所の国内外の知的財産権関連機関に無料で普及している。海外の場合は米国、日本を含む39ヶ国の特許庁とWIPO、EPOなど7の関連機関に配布し、国内の場合は国立中央図書館を含む11の知的財産権関連の機関と23の地域知的財産センターに配布している。また、配布された韓国特許英文抄録はホームページ(www.kipris.or.kr)を通じて無料で検索することができる。

＜表Ⅱ－4－8＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関

区 分		内 容
海外 (46ヶ所)	特許庁 (39ヶ所)	日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、イタリア、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、キルギス、トルコ
	関連機関 (7ヶ所)	EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34ヶ所)		国会、国立中央図書館、特許法院、地域知的財産センターなど34ヶ所

ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増加しているため、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国などの非英語圏の国家も自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊し普及している。

過去3年間韓国特許英文抄録の検索回数は日増しに増加している。これは外国人の韓国特許情報を求める外国人のニーズが増加し、韓国特許英文抄録の重要性も増加していることを意味する。

＜表Ⅱ－4－9＞韓国特許英文抄録の検索回収(3年間)

(出処:KIPRIS)

区 分	2008年	2009年	2010年
検索回収	544,421回	724,081回	961,501回

前年対比増減率	83.6%	33.0%	32.8%
---------	-------	-------	-------

韓国特許庁は、韓国内の特許技術の優秀性を世界に広報し、国際的な保護強化のために韓国特許英文抄録がその役割を果たせるように、徹底した品質検証を通じて高品質の韓国特許英文抄録を持続的に発刊・普及し、韓国特許英文抄録の活用拡大のために絶え間なく努力していく予定である。

3. 公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され30の機関(国内9、海外21)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許技術情報サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ. 推進内容及び成果

＜表Ⅱ－4－10＞2010年公報発刊件数

(単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標広告	公示送達	計
135,331	12,793	67,477	4,241	35,114	68,391	4,897	328,244

＜表Ⅱ－4－11＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2002～ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
加入人員	2,693	3,602	2,268	1,804	501	231	11,099
発送件数	947,701	687,700	876,027	862,113	1,007,156	900,248	5,280,945

ハ．評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新の特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送付する「Push Mailサービス」を実施している。2010年下半期からは出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予定日のお知らせサービス」を導入する計画である。また、国民が公報サービスを利用する上で理解しやすく、活用しやすいように公報書式やホームページを改善するなど、ユーザーの便宜増進のために持続的に努力していく計画である。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの便宜増進及び権益保護、更に国家競争力を高めるために、国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するように引き続き努力を傾ける計画である。

第4節 電算装備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 イ・ジェグン

イ. 推進背景及び概要

1999年1月世界で初めて出願・審査・審判・登録・公報発刊など特許行政の全分野を完全自動化にした特許ネットシステムを開通した。2006年には災害、テロなど各種非常事態に備えた特許ネット災害復旧システムの構築を完了した。2007年には政府統合電算センターの発足に伴い特許電算センター及び災害復旧センターを光州政府統合電算センター及び大田政府統合電算センターへ移転した。2009年にはオンラインサービス障害発生を抑制するために新規開発システムの事前検証のための特許ネット品質検証環境を構築した。2010年には老朽化した電算装備を大容量・高性能電算装備に交替・統合させると同時に、ユーザー体感速度を向上させるために通信設備の性能改善を行った。

特許ネットシステムインフラの構築状況を見ると、特許ネット事務処理、電子出願、検索システム、審査システムなど大半の情報システムが光州統合電算センターで稼動中であり、災害復旧センターは大田政府統合センターに構築され、データリアルタイムバックアップ及び災害が発生する場合にも4時間以内に自動転換できる復旧体系を構築した。特許庁電算センターには統合セキュリティー管制、国家間審査の情報交換、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営及び開発に必要な最小限の情報システムを備えた。

特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大とユーザーの多様なニーズを満足させるために、持続的に電算インフラの拡充やシステムの性能改善を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

2010年には第1回電算資源導入事業を通じてユーザー体感速度を向上するために、通信装備の性能改善、3Dデザイン出願提供のための商用ソフトウェアを導入した。第2回電算資源導入事業を通じて老朽化したサーバー10台を大容量・高性能サーバー3台に交替し、特許ネット応用システム支援、情報保護システムを強化した。第3回電算資源導入事業は商標特別司法警察業務を支援するためのシステム構築、図書管理システム機能の高度化、電子出願認証システムの高度化などを通じて特許ネットシステムインフラの性能を改善した。

また、政府統合センターを通じた電算資源統合事業で老朽化したサーバー5台を高性能・大容量サーバー2台に交替・統合させた。特許ネットシステム、災害復旧センター(DR)など老朽化したディスクも大容量ディスクに取り替え、データ移転を完了し、最適なディスク構成を完了した。老朽化した通信装備10台も高性能装備に取り替えた。これを通じて安定的なシステム運営環境の構築、電算装備効率性の向上はもちろん、システム性能を画期的に改善した。

<表Ⅱ-4-12> 現在確保された電算機及び常用SWの現状

区 分	数量(容量)	備 考		
		特許ネット	検索	災害復旧
サーバー (UNIX)	78台	35台	32台	11台
ディスク (論理)	182TB	43TB	73TB	66TB
常用SW	207種			

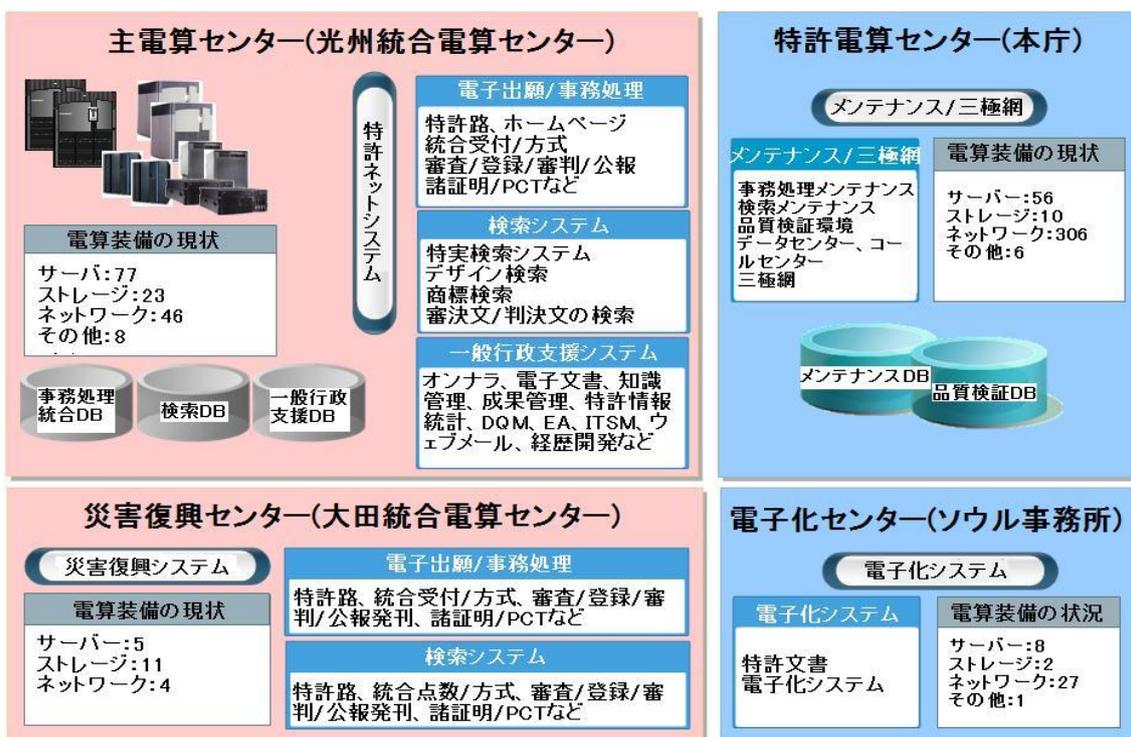
ハ. 今後の発展方向

2011年には審査業務の生産性を最大に向上させるため、事務処理システムのバック

アップ及び性能改善に必要な時間以外には特許ネットシステムをFULL稼動する計画である。従って、平日に2時間サービスを延長(08:00~23:00→07:00~24:00)し、ウィークデーの休日は平日と同じように運営し、日曜日にも4時間延長運営する。

また、3世代特許ネットシステムの構築を成功させるためのインフラを最優先課題として推進する予定である。3世代特許ネット構築による最も代表的なインフラパラダイムの変化としては、サーバー基盤コンピューティング(SBC)環境の構築である。また、インターネット電話の導入、通信装備のアップグレードなどを通じてユーザー通信環境も画期的に改善する計画である。その他にも電算資源を持続的に拡充し、基盤システムの高度化及び情報保護システムを強化して安定的な特許ネットシステムの提供と性能改善を通じた最適な情報サービスを提供する計画である。

<図Ⅱ-4-2> 特許情報システムインフラの構成図



2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは、個人用電算装備（パソコン、パソコン用ソフトウェア、プリンタなど）の障害要因を事前に予防し、障害発生時には迅速・正確なサービス支援を行うことで、ユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅱ－4－13＞年度別の使用者支援の状況

サービス支援事項	2007年	2008年	2009年	2010年
障害受付及び処理	30,961件	33,200件	35,003件	32,253件
訪問サービス	3,066件	3,714件	3,753件	2,899件
在宅勤務支援	2,339件	1,546件	1,353件	1,463件
集中支援サービス	-	167人/572回訪問	253人/795回訪問	250人/743回訪問

ロ. 推進内容及び成果

性能・機能改善、障害予防など最適な個人電算環境を構築するため、2010年2月に全職員を対象に「個人電算環境改善のためのアンケート調査」を実施し、アンケートからまとめられた結果を基に追加ユーザー懇談会を開催し、ユーザーから様々な意見と要求事項を集めた。

このように集められた意見は個人電算装備・SW購入及びサービス支援計画の樹立に反映させ、ユーザー満足度の向上及びサービス品質の向上という目標を達成する上で有効な基礎資料として活用できた。

ユーザー電算環境に大きな変化をもたらすものと見られる3世代特許ネットシステ

ムオープンのための事前準備として、2010年優先的に24インチワイドモニター486台を購入し、デザイン審査官を中心に支援すると同時に、281台の老朽化したパソコンなどを交替・設置して業務効率性を高めた。

最後に、持続的に発生するパソコン障害をより迅速に処理する方案として、障害類型別にユーザーが簡単に使える「パソコン障害及び処理方法」を製作して定期的に公知している。同時に、頻繁に発生する障害を根本的に解決するために関連部署・企業と障害解決のために持続的に協力している。

ハ. 今後の発展方向

2011年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客要求事項の常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、427台の老朽化したパソコン及び250台のワイドモニターを交替・設置し、最新の電算環境を提供することで業務効率性を高める計画である。

一方、対象顧客(職員)の増加、最新IT技術による障害類型の多様化に伴い、障害処理のための熟練技術がより一層必要となり、ユーザーのニーズに応えるのがますます難しくなっている。そこで、ユーザー支援チームでは2011年から毎月自主セミナーを開き、関連IT技術を習得して障害対応能力を高めていく予定である。

同時に、顧客には集中支援サービスの対象拡大(毎月20人から30人へ拡大)、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客満足サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。

2011年にはこのようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に365日24時間体制のセキュリティー管制センターを構築し、2006年12月に中央行政機関では初の情報保護関連の国際認証ISO27001を獲得した。そして、2009年特許庁侵害事故を専担対応チームの発足など、情報保護を強化するための多様な管理体系及び保安システムを構築・運営してきた。その結果、行政安全部主管の「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2007～2009年3年連続で国家情報院主管の公共機関を対象とした「セキュリティー管理実態評価」で最優秀機関に、2008～2009年2年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関で選ばれるなどの目に見える成果を達成した。

2010年にも行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するために、政策、組織、技術など情報保安各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

第一に、知財権分野におけるサイバー侵害事故対応体系を強化するため、従来特許庁ホームページに対してのみ実施していた四半期別の弱点点検を全体傘下機関まで拡大して実施している。また、2009年7月7日DDoS攻撃事件の後、最大の保安問題となっているDDoS攻撃に効果的に対応するため、2009年に既に樹立した「特許庁DDoS対応の5段階体系」の実際対応モデルであるサイバー避難所を7月に構築・運営することで、今後発生し得るDDoS攻撃に備えた防御体制を更に強化した。

第二に、特許庁の個人情報保護管理体制を強化するために、政府機関としては初めて2010年10月に「個人情報漏洩事故に対応するための5段階手続き」を樹立し、個人情報漏洩の際に未熟な初期対応による被害拡散を未然に防げる対応体系を確立した。ま

た、2010～2012年の3ヵ年開発事業として推進中である3世代特許ネットシステム開発事業の1年目事業である「3世代特許ネット分析・設計事業」を対象に「個人情報影響評価」を実施することで、次世代特許庁情報システムの個人情報保護体系を更に改善した。

最後に、情報化事業者が情報漏洩禁止規定を違反した場合の罰則条項を明文化した「国家を当事者とする契約に関する法律施行令」(2011. 10. 22施行)に基づき、特許庁が推進する全ての情報化事業を対象に情報漏洩時の事業参加制限と保安規定違反時の違約金賦課などの内容を明示した情報保安特殊契約条件を反映させたことで、委託事業者に対する全般的な情報保安体系を改善した。

特許庁はこのような多角的な努力の結果、2010年12月に国家情報院が主管する「情報保安業務最優秀」大統領機関表彰を受賞した。また、国家情報院が主管する「2010年情報保安管理実態評価」でも2007～2009年に続き4年連続で最優秀機関に選ばれ、その他、行政安全部主管の「2010年公共機関個人情報保護水準診断」でも2008～2009年に続き3年連続で最優秀機関となった。

ハ. 今後の発展方向

特許庁は情報保護体制の確立のために多様な努力を行い、行政機関最高の保安水準を維持している。しかし、日々知能化・高度化しつつあるサイバー侵害攻撃から国民の大切な知的財産権を保護するためには、より体系化された保安政策の樹立及び技術適用が必要である。そのため特許庁は知的財産行政の主務部署として、特許庁を始め関係機関に対しても情報保護体系がより強化できるようにあらゆる支援と協力を続けていく計画である。

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ
産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ジンヨン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年まで知的財産政策を国家アジェンダ化することに全力を尽くし、ついに2010年にはその結果として国家アジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進されることに至った。

2010年上半期には国家知的財産戦略という大きな枠組みを作る主体である「知的財産政策協議会(議長：国務総理)」と「知的財産戦略企画団」を設置し、知的財産基本法政府立法案をまとめて対国民公聴会まで開催した。そして、今後5年間国家知的財産の青写真である知的財産基本計画の作成TFを関係機関の協議の下で構成した。

2010年下半期には知的財産基本法を国会に提出し、法通過直後に国家知的財産委員会が設置されれば直ちに審議・確定する予定の知的財産基本計画の1次草案を作成し、各関係機関の意見をまとめて整理する作業を進めた。

特許庁は知的財産政策の主務機関として、知的財産基本法、知的財産基本計画などの細部内容に対して最適な対案を作成して国務総理室に積極的に提示すると同時に、新しい知的財産政策も持続的に発掘して知的財産強国への道をより速く進んでいく計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 イ・ジンヨン

1. 推進背景及び概要

21世紀知識基盤経済へシフトすることに伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中し、高付加価値を創出することで持続的な競争優位を確保している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である戦略的な知的財産政策を推進することで持続的な競争優位を確保している。

伝統的に特許を重視する米国は2008年「Pro-IP」法と呼ばれる「知的財産のための資源・組織の優先化法」を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を設置した。日本は2002年小泉総理が自分の政府を「知的財産内閣」と命名し、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部を設置すると同時に、本人が本部長に就任するなど知的財産立国を宣言した。最近恐ろしいスピードで急成長している中国も2008年国家知財権戦略綱要を樹立し、2009年全人代では知的財産戦略を国家3大発展戦略の一つとして採択した。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要であった。

2. 推進内容及び成果

特許庁は国家的なコンセンサスを得るため、2009年産・学・研の指導者たちを集い「知的財産強国推進協議会」を発足させ、産業界、学界、市民団体などの志を一つに

まとめて「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を作った。これを契機に国家競争力強化委員会で「知的財産強国実現戦略」が採択され、「知的財産政策」が国家アジェンダとなった。

2010年は国家的なアジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた元年とも呼べる。特に、国家知的財産戦略を総合的・体系的に推進するための主体として2010年上半期に国務総理所属で「知的財産政策協議会（議長：総理室長）」と事務局である「知的財産戦略企画団」が設置されたことから、国家レベルでの知的財産政策が本格的に動き始めた。

「知的財産政策協議会」と「知的財産戦略企画団」は知的財産基本法の制定及び国家知的財産委員会の設置、知的財産基本計画の樹立など韓国知的財産政策の大きな枠組みを構成するために発足したものであり、その初めての作品として知的財産基本法の政府立法案を作成して立法予告(2010.4)した後、対国民公聴会(2010.6)と国務会議(2010.7)を経て、国会に提出(2010.8)した。そして、知的財産基本法の制定を通じて国家知的財産委員会が設置されれば、同委員会が知的財産基本計画を直ぐ審議・確定できるように知的財産基本計画TFを構成(2010.3)した。また、知的財産の創出・保護・活用・インフラ・総括分科に分けて知的財産基本計画の1次草案を作成してから2010年末現在3次草案まで作成した。

3. 今後の推進計画

2010年はかつて特許庁中心で進められた知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた年である。2011年には国家に提出された知的財産基本法を通過させ、国務総理が共同委員長として活動する国家知的財産委員会が公式的に発足する予定であり、同委員会が発足する次第知的財産基本計画を確定するなど、韓国における知的財産政策の大きな枠を作っていく計画である。その過程で特許庁は知的財産基本計画などの細部内容に対して最適な対案を作成して国務総理室に持続的に提示する計画である。

1980年代初め、米国は日本製造業の攻勢や貿易赤字の危機に迫られ、1990年代日本は「失われた10年」という長期不況を経験した。しかし、この巨大な二つの先進国は「知的財産政策の強化」という切り札で困難を乗り越えた。特に、日本は2002年知的財産戦略本部の設立を基点に技術貿易の黒字規模が大幅増加した。²³

韓国は世界金融危機から最も早く、そして最も克服に成功した国として認められている。これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

²³ 日本の技術貿易黒字規模(百万ドル) : 5,747(2001)→6,740(2002)→8,181(2003)→15,046(2008)

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権が重視されつつある。急変している知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国などの主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して、政府の法・制度の改善方針を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に基づいて委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は以下のとおりである。

-
- 特許・商標などの産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示など新知的財産権と関連した法・制度の研究
 - 科学技術、貿易、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と知財権政策を連携させるための政策研究
 - 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改
-

 善策を導き出す研究

- 自由貿易協定（FTA）及び知財権関連の国際条約などの国内外の環境変化に伴う国家的財産対応戦略を樹立するための政策懸案の研究
-

政策研究委託テーマは、政策研究委託審議委員会で決め、公開競争を通じて該当分野で最高の専門機関（専門家）と契約を締結し、研究を遂行している。政策研究委託の推進プロセス及び運営は以下の通りである。

<表Ⅱ-5-1>政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」（特許庁訓令第648号）運営

2010年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)又は政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－5－2＞2010年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	標準特許判定制度の導入方案の研究
2	ロカルノ条約加盟によるデザイン物品の特性及び類似範囲に関する研究
3	商標審査の効率性及び正確性の向上に向けた指定商品分類の細分化研究
4	バイオベター開発のための特許情報分析及び活用戦略の研究
5	先進特許法制を構築するための特許法体系の全面改編方案の研究
6	特許権の受入、実施に関する法令改正方案の研究
7	新知的財産権の動向調査及び効率的な政策対応方案
8	開放型革新体制の下での合理的なR&Dガバナンスの構築方案
9	グローバルIPe-ラーニングセンター設立を通じた知的財産教育制度の改善方案研究
10	弁理士事務所の雇用構造実態調査及び分析
11	特許制度を補完するための技術共有化に対する研究
12	デザイン保護範囲の拡大による影響分析及び解決方案の研究
13	特許先進国間の手続き審査基準の差異分析を通じた審査実務統一化方案の研究
14	優先審査制度及び3トラック特許審査制度の発展方向研究
15	特許3極の標準文書支援/活用の比較、分析を通じた審査品質向上策に関する研究
16	知的財産基本法の制定による関連法令の制定・改正の方案
17	技術－文化の融複合分野における産業財産権制度の役割に対する研究(ゲーム産業を中心に)
18	電子研究ノートの活性化に向けた電子研究ノートのインフラ構築及び関連法・制度の改正方案研究

19	大学の知的財産能力向上のための教育システムの革新方案
20	知財権を活用した戦略的な途上国ブランディングガイドラインの開発
21	職務等級別の評価制度における公正性向上方案の研究
22	産業財産政策業務の事業成果評価及び発展戦略の樹立
23	営業秘密侵害の立証負担緩和策に対する研究
24	適正技術を活用したODA(政府開発援助)の効果的な推進方案に対する研究
25	特許庁キャラクターの開発及び活用方案に関する研究
26	管轄集中の方向を樹立するための特許訴訟の判決状況の分析
27	特許権の実効性確保の必要性に関する研究

ハ. 評価及び発展方針

これまで政策研究委託の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2009年知財権研究委託事業を通じて行われた35の課題の政策活用率は71.4%で、2007年(61.5%)、2008年(66.6%)に続いて活用率が着実に右肩上がりの傾向を見せている。2009年35件の中で法令の制定・改正及び制度改善に21件(60.0%)、推進中の事業改善に4件(11.4%)が活用され、特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後とも、政策研究委託の結果が知財権の政策樹立に直接反映されるよう、法令・制度改善課題のシェアを拡大し、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の強化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産政策研究のインフラ構築

イ. 推進背景及び概要

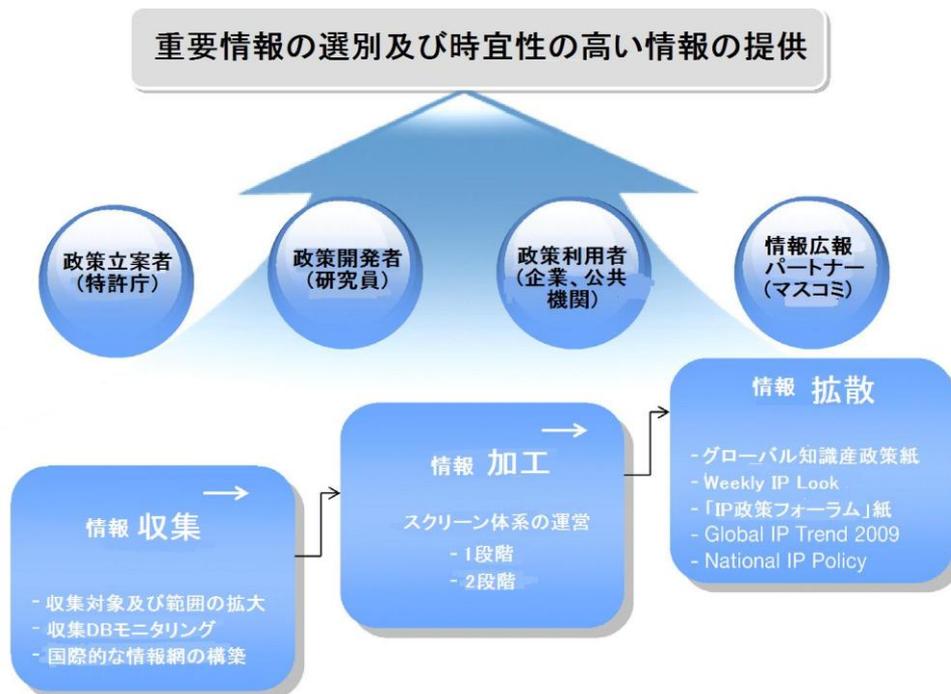
知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握、国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

<図Ⅱ-5-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に未来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を『Global IP Trend 2010』を通じて提示した。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門化が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題にたいして集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」を通じて提供した。

＜表Ⅱ－5－3＞学術誌「知識財産政策」の構成(例)

【知的財産政策のコンテンツ構成(案)】		
IP InterView	KIIPが会った人	IP主要人物に対するインタビュー
Policy Focus	専門家座談会	5～8人の専門家による争点関連の座談会
	争点の 이슈	3編以上の争点分析報告書
IP ReView	主要国IP政策情報	海外主要国のIP関連政策資料の紹介
	主要国IP動向	国内外IP動向の分析及び主要政策の紹介
	国内外の判例分析	重要な国内外の判例を選別して分析情報を提供

2) 知的財産ネットワークの構築

「知的財産強国推進協議会代表者会議」を始め、公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミなどが参加した「開かれた研究」を可能にした。また、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化させ、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ-5-4＞2010年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

テーマ
(イ) 「知的財産強国推進協議会」代表者会議
(ロ) 韓・中・日の国家知的財産戦略シンポジウム
(ハ) 2010韓国行政学会春季学術大会の共同開催
(ニ) 第2回「知的財産基本計画T/F」及び第1回専門委員会共同会議
(ホ) 「グローバル時代の知的財産強国(IP5)としての韓国の戦略と課題」フォーラム
(ヘ) APEC1村1ブランド国際セミナー

3) 知識財産研究の基盤作り

IP研究の裾野拡大及び研究環境作りのために文化体育観光部と共同で開催した2010年大学（院）生知財権優秀論文公募展では、全般的に提出された論文の質が高くなったという評価の中で、産業財産分野では「知的財産権を通じた韓菓の世界化方案－伝統知識と特許を中心に」(Wonkwang大学)というタイトルの論文が最優秀賞を受賞した。

法学専門学術誌である「知識財産研究」は論文公募展の受賞作及び研究会などの結果物掲載を通じて知的財産研究論文の投稿を誘導し、半期発刊から季刊に転換して掲載誌と比べても遜色のない学術誌として成長していく可能性を見せている。

特に、2010韓国研究財団の登載候補学術誌の審査に応募した結果、登載候補学術誌として選定され、2011年には韓国研究財団の登載学術誌の審査に応募する予定である。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、知的財産関連専門図書約6,800冊余りを所蔵している。2010年には国内最大の図書館組織体である韓国図書館協会に加入し、国内外協力機関との情報資料交流及び利用協定の締結を推進した。

また、イギリス、米国及び日本資料の原文目次・抄録情報を韓国語に翻訳する作業

を80%以上推進し、図書管理プログラム利用者に対するメーリング情報サービス機能を追加して利用者の便宜を図った。

<図Ⅱ-5-2>知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

4) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が設けられたことから、知的財産基本法の精神と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

従って、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための①調査・分析、②未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究とこれを通じて③知的財産及び新知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供してくれる中大型基礎研究の遂行を支援している。

<表Ⅱ-5-5>2010年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	国家が保有した革新能力をIPという戦略的な道具観点から再解釈して革新能力の強化方案を提示
産業間知的財産波及効果の測	韓国、米国、日本、中国及びドイツの知的財産関連表

定及び国際比較分析	を分析して、国家別産業間知財の波及効果を測定し、 国家間比較分析を通じて政策示唆点を導出
知的財産競争力指標の開発	知的財産関連の活動とその成果に対する様々な分析 指標の開発を通じて知的財産政策の意思決定を支援 する基礎資料の生成及び技術金融活性化、M&AなどIP 基盤ビジネス促進に寄与
先-後進国間の技術開発格差解 消方策の研究	先・後進国間の技術格差を解消するための国際議論動 向分析及び対応策の研究

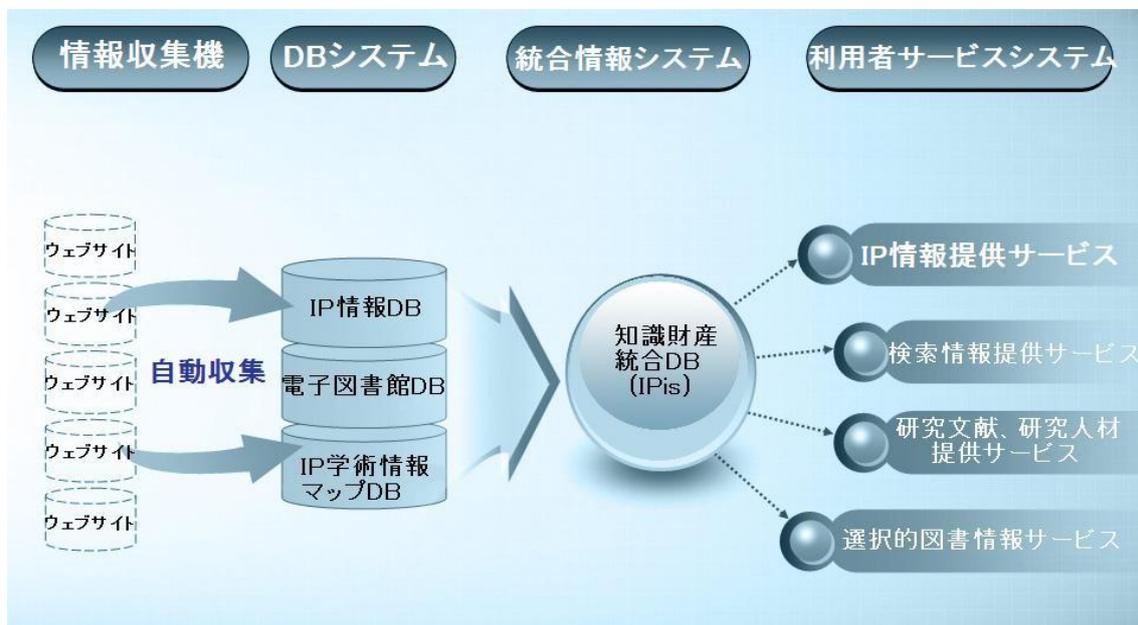
基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連研究を活性化させる土台となり、知的財産政策と様々な経済部門との連関関係分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行の妥当性確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

5) 知的財産情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2010年12月現在1,193の機関が会員として加入し、世界動向、学術動向、知的財産イベント情報、新着図書情報など知的財産情報を簡単に検索できるようにやさしいユーザーインターフェースを運営している。

また、2010年にはIP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的知的財産研究DBと国内外の知的財産研究人材ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の4,000件余りの学術誌に対する情報が検索・閲覧できる。

＜図Ⅱ－5－3＞知的財産情報サービスのシステム構成図



ハ．評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業は、国内外の知的財産政策の動向を持続的に分析・提供し、特許庁及び関連機関の政策樹立における基礎資料として有効に活用されている。今後は、先進国の知財権動向とともに新興知財権関心国 (BRICs) の政策動向のみならず、断片的な動向情報の単純な収集・翻訳ではない専門家の定性的分析及び政策提言を追加して知財権情報提供の品質を持続的にアップさせる計画である。

また、今後は知的財産分野における他研究の基礎的資料と方法論を提供する基礎研究をさらに拡大し、国家レベルでの知的財産政策及び企業の知的財産戦略の樹立に豊富な基礎資料を提供し、知的財産関連の技術革新及び産業の活性化に貢献できるように取り組んでいく。